



0047587-000

771-224

皇民練成弓道指導書

馬場豊二・著

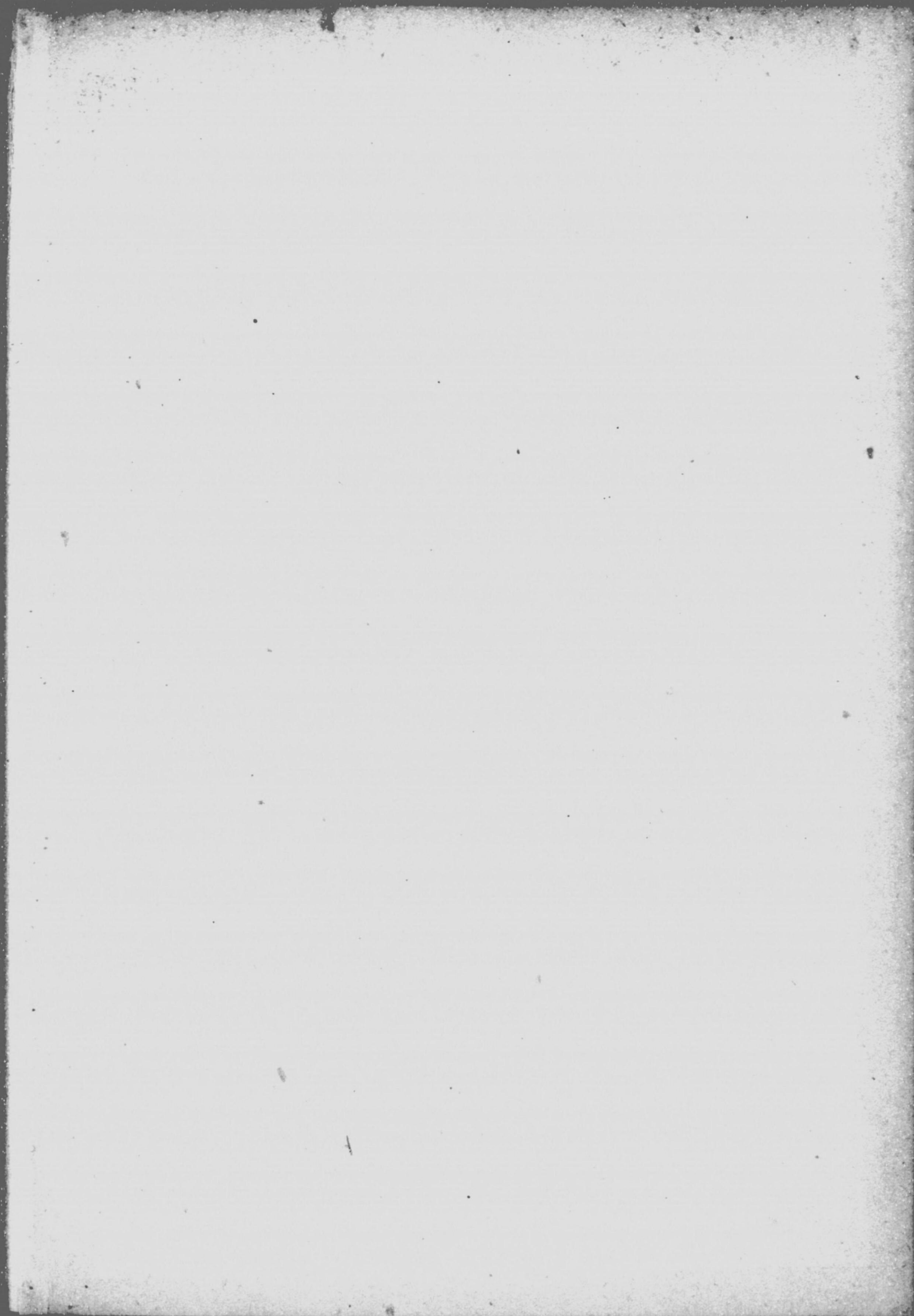
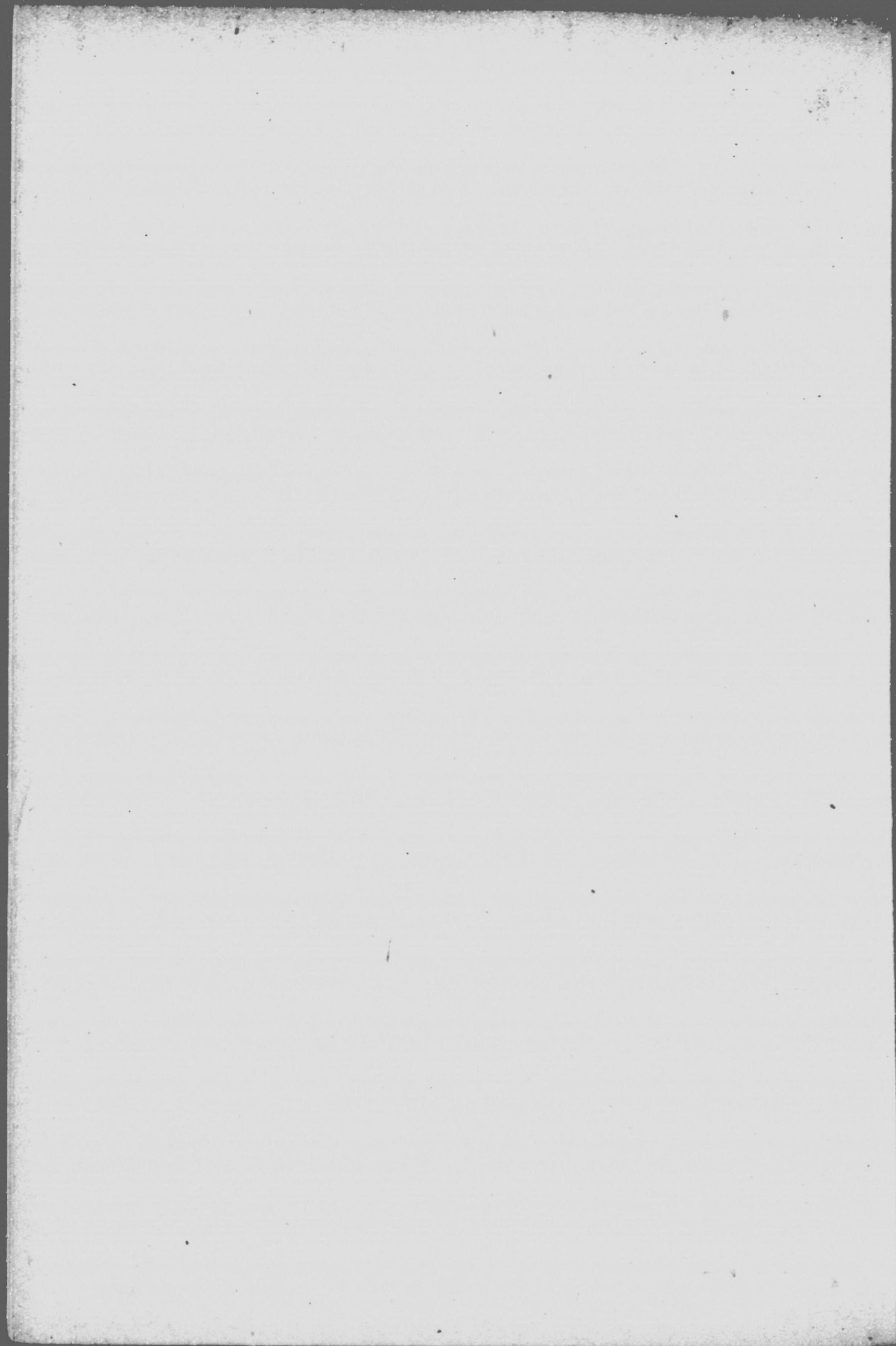
明治図書

昭和16

AHH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものと









學生武道聯盟會長 陸軍大將 菱刈 隆閣下題字  
 大日本忠靈顯彰會長 陸軍大將 菱刈 隆閣下題字  
 大日本武德會弓道範士 石原七藏先生題字  
 大日本武德會劍道範士 馬場 豊二著  
 文部省檢定免許

指導書



東京 明治圖書株式會社



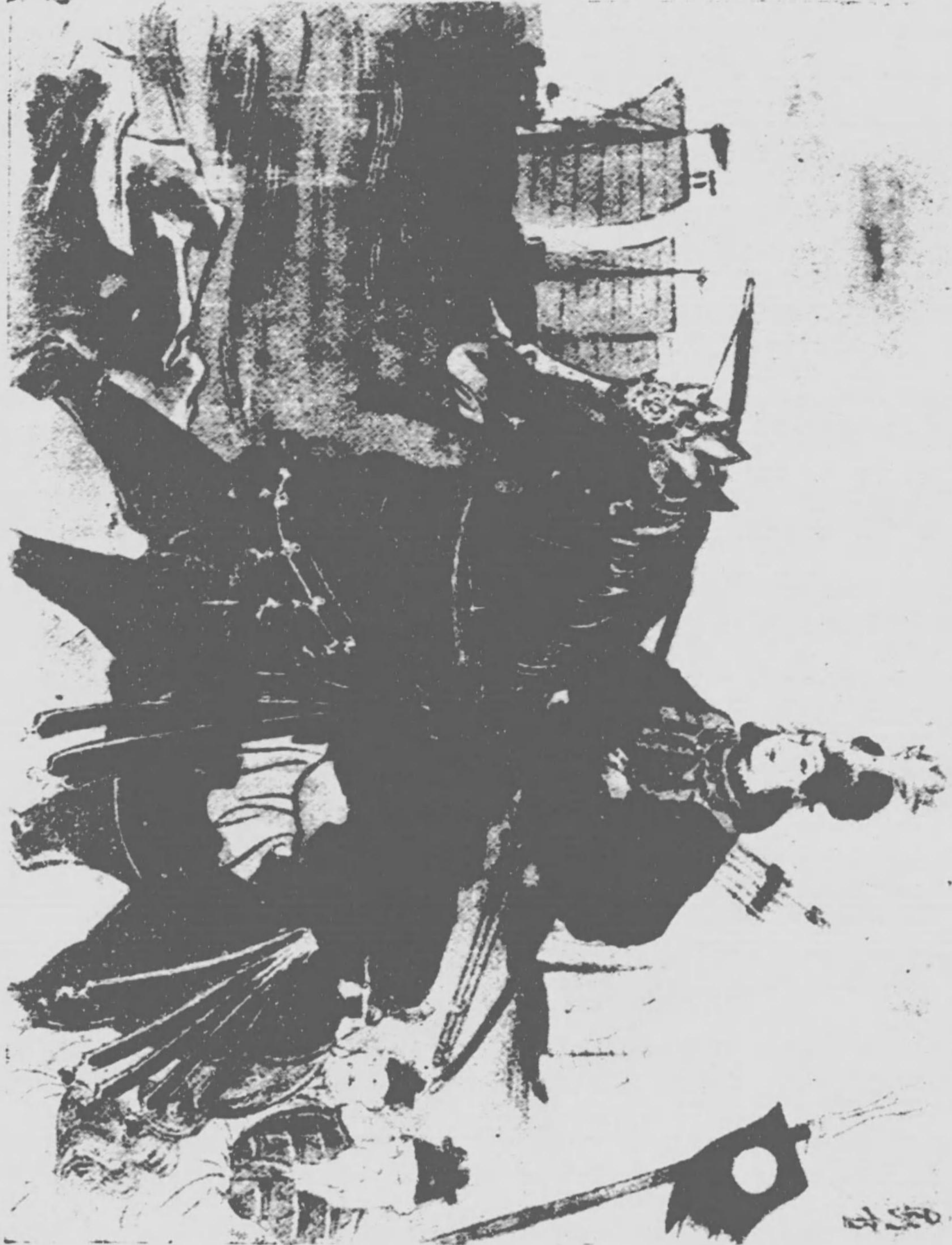
修文練武  
陸軍大將 陸軍大將 陸軍大將

學生聯盟武道會長 陸軍大將 菱刈 隆閣下題字

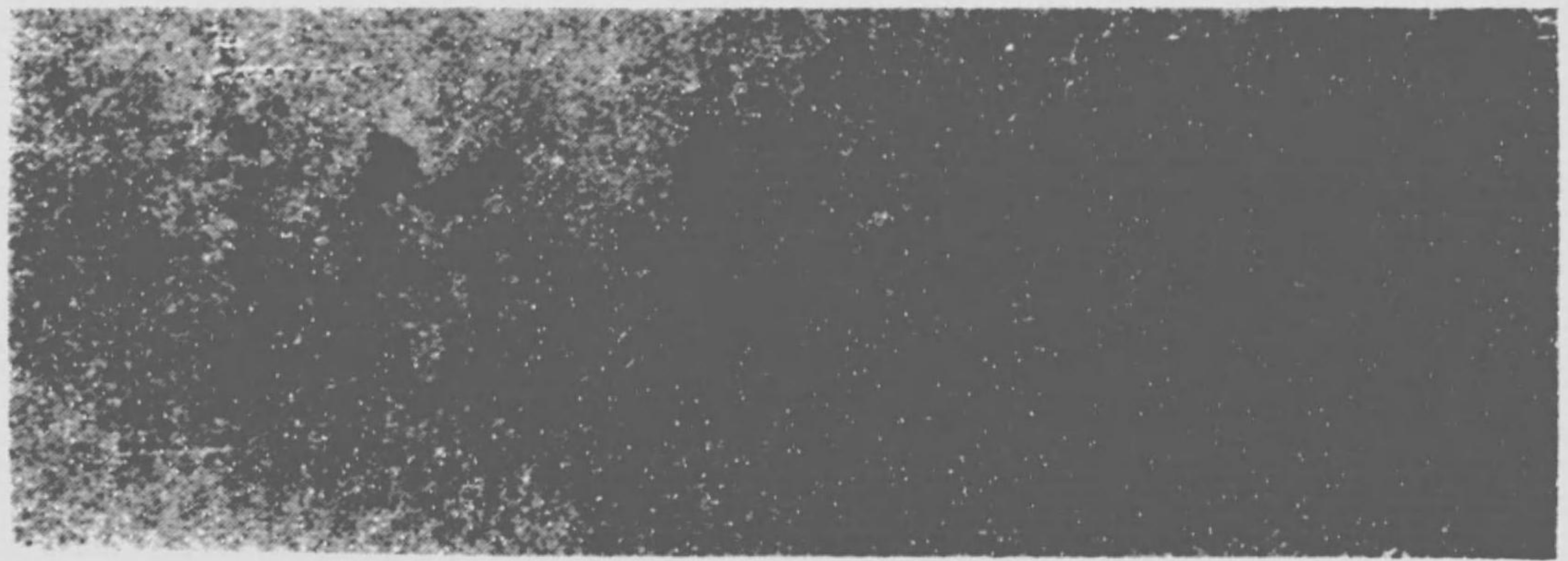
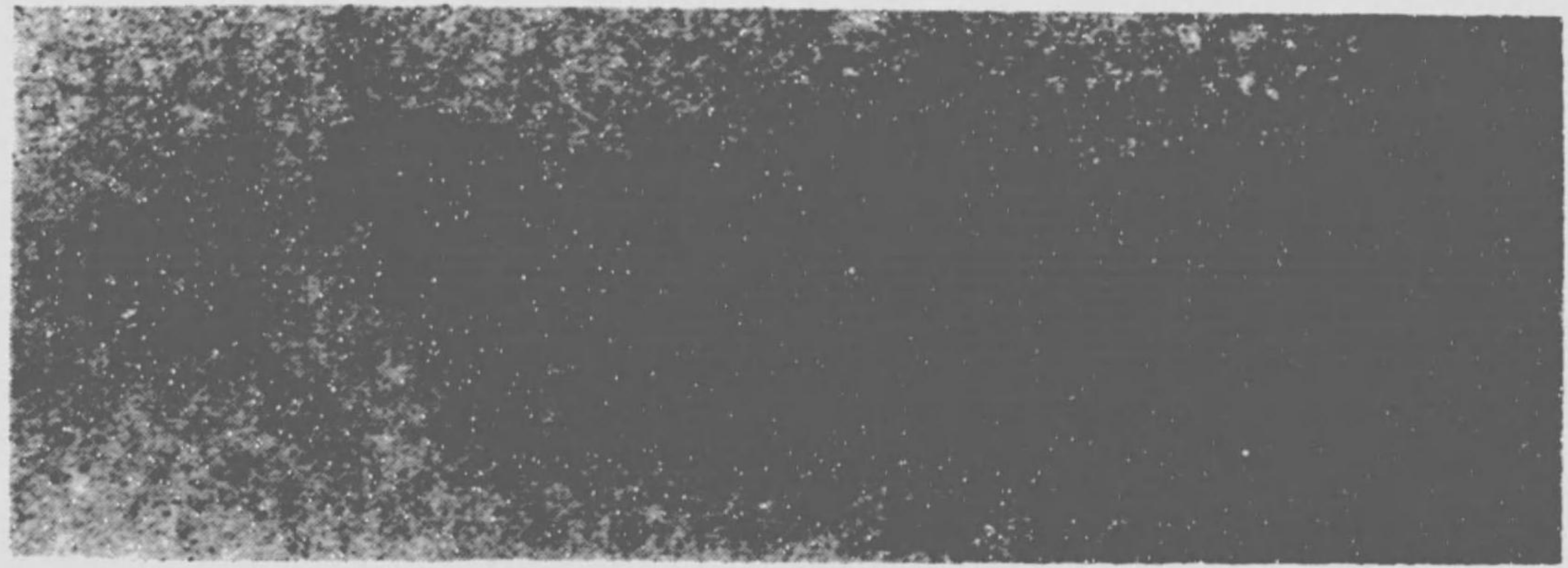
(大將閣下邸にて特に御揮毫願ひしもの)



香椎の海邊に出で立たれた皇太后は、御髪を解いて海水に浸し、『今、髪を海水にそぐにあつてもし神の御助けがあるならば、どうぞこの髪が二つになるよう』にと神に祈られた。すると髪は二つに分れたので、髪をそのまま男の様に結ばれて武内宿禰外一同を従へられて、堂々海を渡つて新羅におしよせられた。



神功皇后の新羅征伐



大日本武德會弓道士  
石原七藏先生題字



771  
224

### はしがき

時は流れ、世は進む、皇國は躍進に躍進、發展と共に、傳統的日本精神を宿したる、國技武道は日に隆昌となれり。

劍道にあれ、柔道にあれ、理論的にも實際的にも驚くべき進歩と共に之に關する研究書も續々と生れ來れり。

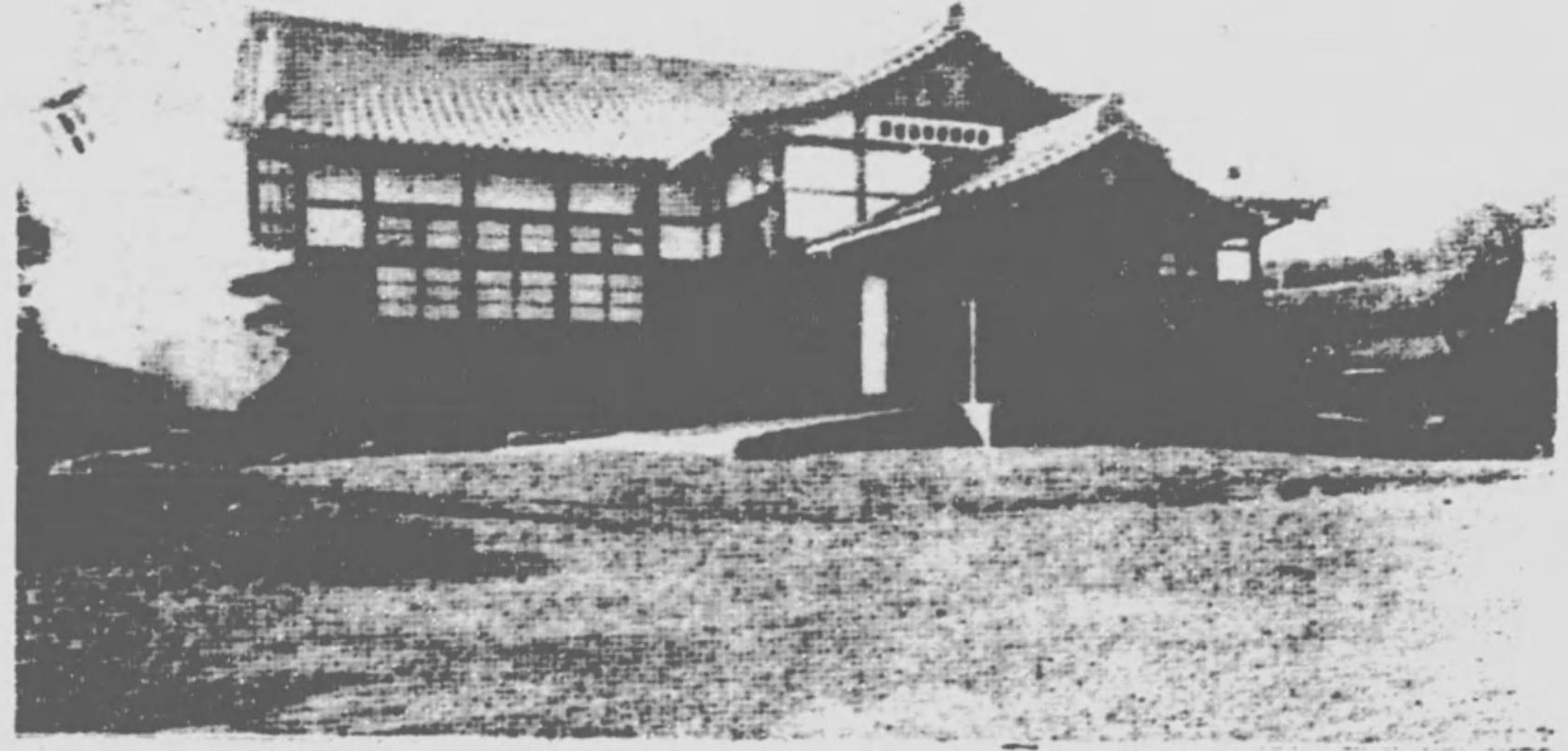
弓道も一時學校弓道の振はざるを歎きたる時代もありしが、今や、男子にも女子にも各種學校に正科としても採用され、一般的にも之を盛に實施し來れり。然るに弓道に關する研究發表は餘り多くを見ざる感あり。

斯道に志す者所謂修業者は、實地に體驗する事も必要なるが、古實や多數先輩の意見をきき、理論の研究も肝要なりむしろ理を先にすべきとまで申される程なり。

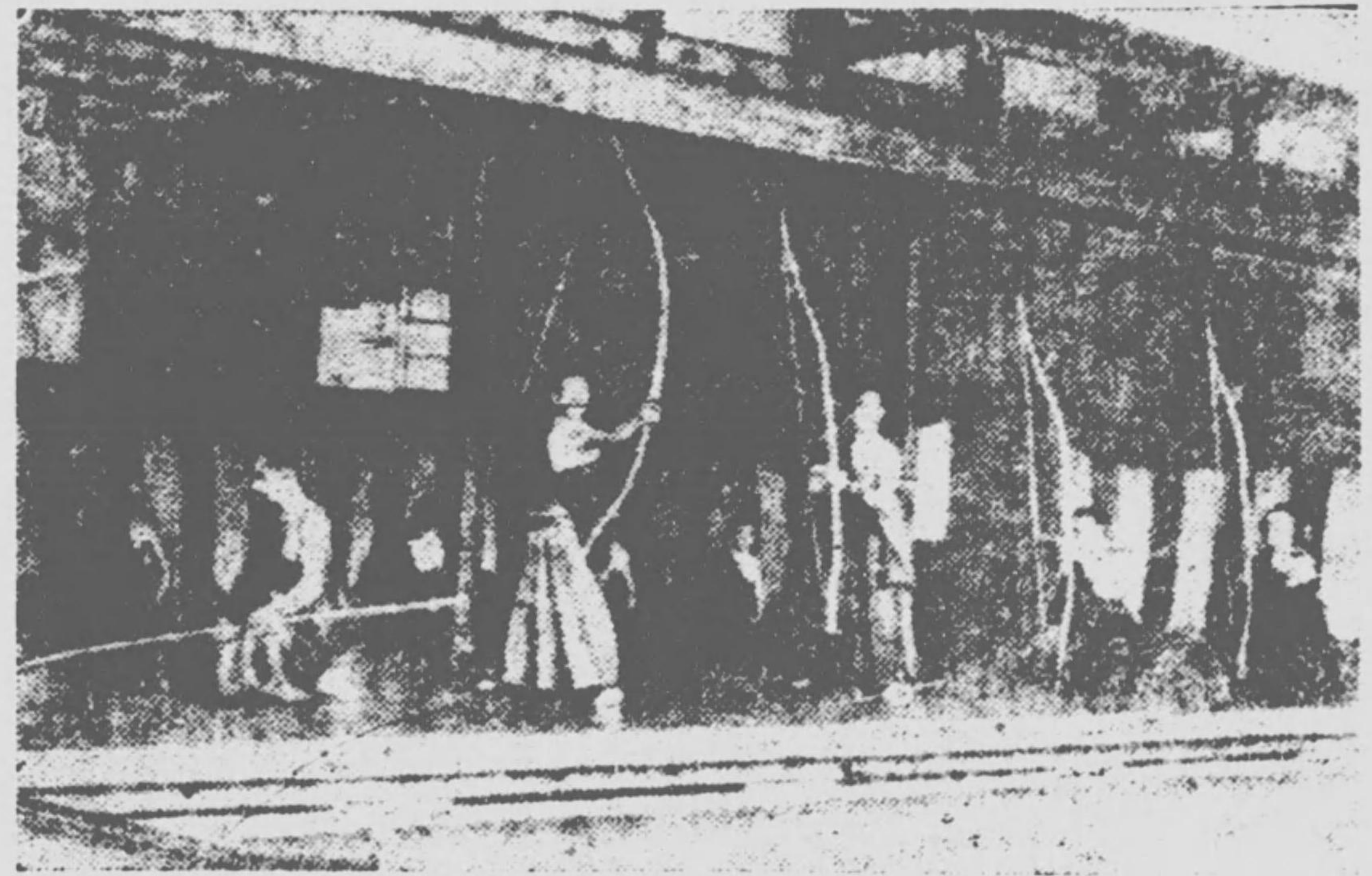
本書は武道の中特に弓道教育振興の爲に資せんと各種の論をなるべく平易に、一

はしがき

一



館寧濟るれ成裝新



日六十月五年六十和昭

(送電京東)射競定指士鍊道弓、會大道武館寧濟



般に解し易く記したるものにて、且は明治圖書株式會社社長よりの懇瀝もだし難く一日も早く天下に示し、斯道振興の一助たらしめんと念願し、時局多難の真たゞ中に生れしものなり。

幸に弓道戰陣訓の一端に貢献するを得たらんには著者の光榮之にしかず。

尙本書執筆に對し舊師且は同郷の先達範士石範七藏先生の多大の御後援に對し深甚の謝意を表するものなり。

昭和十六年六月

著者識

皇民 弓道 指導書 目次

第一編 總論 ..... 一

第一章 弓道の意義 ..... 一

第二章 弓道を學ぶ目的 ..... 三

第三章 青少年武道としての弓道 ..... 四

第一節 身體の鍊成 ..... 五

一、靜正の動作 二、均齊なる發育 三、優美なる身體 四、外柔内剛の精神と身體

第二節 精神の修養 ..... 六

一、單獨行動 二、手段不要 三、反省 四、盡して求めず 五、武士的人格修養の道

第四章 婦人としての弓道 ..... 八

一、日本女性と弓道 ..... (八) 二、戶外運動 ..... (八)

三、趣味としての弓道 ..... (九) 四、無理のない體育 ..... (九)

五、姿勢編 ..... (10)

目次



第五章 弓道教授……………10

- 一、心身の錬成……………(11)
- 二、武道精神涵養……………(11)
- 三、禮節を重んず……………(12)
- 四、武道は心を修むるの道なり……………(13)

第六章 道場……………13

第一節 道場の構造……………13

第二節 服装及び作法……………17

- 一、服装 二、道場内に於ける心得 三、準備 四、稽古の心得
- 五、退出の心得 六、道場愛護

第七章 弓道語解……………19

- 一、道場語……………(19)
- 二、弓用語……………(19)
- 三、矢用語……………(20)
- 四、鞍用語……………(20)

第八章 矢渡式地鎮祭……………21

第二編 大日本武徳會弓道要則及明治神宮競技規定……………23

第一 大日本武徳會弓道要則……………23

第一章 射法……………23

- 甲、射禮 乙、立射禮 丙、立射禮

第二章 射法……………26

- 一、足路……………(26)
- 二、開造……………(26)
- 三、身構……………(26)
- 四、打起……………(26)
- 五、引取……………(27)
- 六、會……………(27)
- 七、離……………(27)
- 八、残身……………(27)

第二 大日本武徳會審判制度……………27

第三 明治神宮競技規定……………29

第三編 射法解説……………31

第一章 射禮……………31

第一節 射禮概観……………31

- 一、射禮の起源……………(31)
- 二、射禮の衰微……………(31)
- 三、武家の體配……………(31)
- 四、射禮、體配の混同……………(31)
- 五、現代の射禮……………(31)
- 六、射禮の本義……………(31)

第二節 射禮の種類……………34

- 甲、射禮 乙、立射禮 丙、立射禮



第三節 射禮の心得 ..... 三三

- 一、射禮の態度
- 二、的前の進退
- 三、弓の持ち方
- 四、矢の持ち方
- 五、行射まで
- 六、乙矢
- 七、割り膝の射方

第二章 射法 ..... 三八

第一節 射法概説 ..... 六六

- 一、習射心得
- 二、修養練磨
- 三、七道の規矩

第二節 七道の射法 ..... 四〇

- 第一、足踏
- 第二、胴造
- 第三、弓構
- 第四、打起
- 第五、引取
- 第六、會
- 第七、離
- 第八、残身

第三章 跪射 ..... 五三

第一節 跪射概説 ..... 五三

- 一、跪射の意義
- 二、跪射の特色

第二節 跪射の設備 ..... 五四

- 一、七間の射程
- 二、的と矢

第三節 射法 ..... 五五

- 一、出退場
- 二、足踏
- 三、胴造
- 四、弓構
- 五、打越
- 六、引取

- 七、會
- 八、離
- 九、残身

第四章 大的前(遠的) ..... 五七

第一節 大的前概説 ..... 五七

- 一、射程
- 二、的の太さ
- 三、特色

第二節 設備 ..... 五八

- 一、塚
- 二、的
- 三、弓具

第三節 射法 ..... 五八

- 第一、三十三間的
- 第二、六十六間的

第五章 射流(繰矢) ..... 六〇

第一節 射流概説 ..... 六〇

第二節 設備 ..... 六〇

- 一、射場
- 二、設備
- 三、弓矢

第三節 射法 ..... 六一

- 一、出場退場
- 二、足踏
- 三、胴造、弓構
- 四、手の内
- 五、打起、引取
- 六、會、離
- 七、残身



第四編 射形解説 ..... 六三

第一章 射形 ..... 六三

第二章 射形の矯正 ..... 六三

第一節 胴の矯正 ..... 六三

- 一、伏 胴
- 二、反 胴
- 三、掛り胴
- 四、退 胴
- 五、物見の懸り
- 六、物見の仰ぎ
- 七、腰の拗れ

第二節 肩及び手の矯正 ..... 六六

- 一、左肩の浮きと弓手の関係
- 二、左肩の落と右肩の浮き
- 三、左肩の出と右肩の退け
- 四、左肩の退け
- 五、剛弱の膝拳
- 六、剛弱の出過ぎ
- 七、剛弱の退け過ぎ
- 八、剛弱の立過ぎ及び落過ぎ
- 九、馬手肘の下り過ぎ
- 十、馬手肘の前浮き

第三節 矢飛びの矯正 ..... 七〇

- 一、前方に直ぐに行く矢
- 二、前方に左右動を替みつゝ飛び矢
- 三、後方に左右動を替みつゝ飛び矢
- 四、後方に直に行く矢
- 五、上に行く矢
- 六、上下動を替みつゝ飛び矢
- 七、下方に行く矢
- 八、螺旋状を描いて飛び矢

第四節 的着の矯正 ..... 七二

- 一、的着
- 二、狙ひ所より後に着くもの
- 三、狙ひ所より前に着くもの

第五節 的と狙 ..... 七三

- 一、正しき狙
- 二、的の遠近

第五編 的及競射及審判法 ..... 七五

第一章 的 ..... 七五

第一節 的の起源 ..... 七五

- 一、神代
- 二、武内宿禰の説

第二節 的の種類 ..... 七五

- 一、普通の的
- 二、的の區別

第三節 的の繪 ..... 七七

- 一、陽的
- 二、陰的
- 三、三重の繪

第四節 金の的 ..... 七八

第五節 鬼の字 ..... 七八

第六節 卷藁、射込桶 ..... 七八



第七節 侯 串 ..... 七九

第二章 競 射 ..... 七九

第一節 競射概説 ..... 八〇

第二節 個人競射 ..... 八〇

一、射 致 二、勝 敗 三、特 徴 四、缺 點 ..... 八〇

第三節 團體的競射 ..... 八〇

一、團體の條件 二、特 徴 ..... 八二

第四節 團體競射の方法 ..... 八二

一、二團體の併合 二、多數の團體の場合 ..... 八二

第三章 中り外れの審判法 ..... 八二

第六編 弓 具

第一章 弓 ..... 八五

第一節 弓の概説 ..... 八五

一、弓の名稱 二、弓 論 三、弓の進化 四、弓の分類 五、混用時代 ..... 八五

六、皇國獨特の弓の完成 ..... 八五

第二節 材料による元始的の弓の名稱 ..... 八八

- 一、梓 弓 二、槻 弓 三、檀 弓 四、柘 弓 五、楮 弓
- 六、桑 弓 七、桃 弓

第三節 用途による弓の種類 ..... 九〇

- 一、的 弓 二、指矢弓

第四節 現代弓 ..... 九二

- 一、系統と特色 二、京 弓 三、薩摩弓 四、關東弓

第五節 弓 村 ..... 九四

- 一、弓村の意義 二、荒 村 三、中 村 四、小 村 五、仕上村
- 六、射手村 七、手入及保存法

第六節 附と握革の巻き方 ..... 九六

- 一、定 法 二、巻き方

第七節 弓 肥測定法 ..... 九七

第八節 弓の張り方 ..... 九七

第九節 弓矢の定尺 ..... 九八

第十節 弓丈と矢束 ..... 九八



第十一節 弓矢の輕重 ..... 99

第十二節 弓の構造 ..... 100

第十三節 弓の選擇 ..... 101

第十四節 弓の名稱 ..... 103

第二章 矢 ..... 103

第一節 矢の概説 ..... 103

第二節 矢の種類 ..... 104

一、征矢 二、野矢 三、的矢 四、繰矢 五、指矢 六、鏑矢  
七、杉形筈 八、小杉形筈 九、一文字筈 十、竹林筈 十一、竹林風  
十二、角木矢 十三、卷葉矢 十四、葦目矢 十五、堅物矢

第三節 筈 ..... 107

第四節 管 ..... 108

第五節 羽 ..... 109

第六節 鏃 ..... 109

第七節 矢の選定 ..... 110

一、原竹の質 二、矢師の技術 三、矢の性能 四、爪乗り試し 五、各自の弓力

第八節 矢の手入と保存 ..... 111

一、乾燥 二、容器

第九節 矢の名稱 ..... 113

第三章 弦 ..... 113

第一節 弦 ..... 113

一、弦の名稱 二、製法 三、部分の名稱 四、目方 五、弓と弦  
六、弓力と弦の標準

第二節 弦 卷 ..... 114

第四章 矢筒 ..... 115

第五章 道寶 ..... 115

第六章 天鼠 ..... 116

第七章 ぎり粉 ..... 117

第八章 靱 ..... 117

第九章 胡 籜 ..... 118

第十章 籜 ..... 119

第十一章 空 穂 ..... 120



第十二章 弓袋.....111

第十三章 鞆.....111

第十四章 鞆.....111

第一節 鞆の種類.....111

一、三つ鞆 二、四つ鞆 三、諸鞆 四、一具鞆 五、指矢靴 六、押手鞆.....111

第二節 鞆の効用.....111

一、製法 二、鞆の使命 三、鞆の選擇.....111

第三節 鞆の手入と保存.....111

第七編 史傳.....114

第一章 弓道略史.....114

第一節 概 観.....114

第二節 上古時代.....114

第三節 中世時代.....114

第四節 近世時代.....114

第五節 現 代.....114

第二章 名家略傳及其逸話.....113

一、日置彈正正次.....(113)

二、吉田上野介重賢.....(113)

三、針野加賀守.....(113)

四、瀧上河内守.....(113)

五、吉田出雲守重政.....(113)

六、佐々木左京大夫義賢.....(113)

七、松本民部少輔.....(113)

八、吉田出雲守重高.....(113)

九、吉田六左衛門重勝.....(113)

十、吉田出雲守重綴.....(113)

十一、吉田助左衛門豐隆.....(113)

十二、吉田左近衛門業茂.....(113)

十三、吉田大藏茂氏.....(113)

十四、吉田源八郎重氏.....(113)

十五、石堂竹林如成.....(113)

十六、田中大心秀次.....(113)

十七、木村壽徳.....(113)

十八、伊喜左衛門一安.....(113)

十九、關大藏一安.....(113)

二十、片岡平右衛門家次.....(113)

二十一、片岡助十郎家清.....(113)

二十二、中川將監重清.....(113)

二十三、西尾小左衛門重長.....(113)

二十四、森刑部直義.....(113)

二十五、山口軍兵衛.....(113)

二十六、小川甚平.....(113)

二十七、木村伊兵衛.....(113)

二十八、今熊野猪之助.....(113)

二十九、淺岡平兵衛大射手二十六人(113)

第三章 弓家美談.....114

一、弓矢の神源義家.....(114)

二、上毛野形名の妻と弦の音.....(114)



三、弓剛源爲朝……………(一四一) 四、義經の弓流し……………(一五七)

五、那須與一扇の的……………(一五七)

第四章 濟寧館武道大會……………一六三

第八編 愛誦皇國の道……………一六五

第一章 國難日本に拜する明治天皇御製……………一六五

十五首……………一六六

第二章 國風……………一六八

十五首……………一六八

第三章 格言……………一六九

十一……………一六九

第四章 標語……………一七〇

八……………一七〇

第五章 道歌……………一七三

十首……………一七三

第九編 武士道……………一七五

第一章 我國建國と武士道……………一七五

第二章 武士道と櫻……………一七六

第三章 武士は食はねど高揚子……………一八〇

第四章 武士道教義……………一八二

第五章 武教小學……………一八四

第六章 武訓……………一八五

第七章 武道初心集……………一八八

第八章 武學啓蒙……………一九三

第九章 士道要論……………一九七

第十章 士道心得書……………二〇一

第十一章 武士訓……………二〇四

第十二章 紫灘遺稿……………二〇六

第十三章 告志篇……………二〇八

第十四章 士規七則……………二〇九

第十五章 武教講録……………二一〇



第十六章 獨語……………二二一

第十七章 楠氏論……………二二二

第十八章 武士道忘れぬ精神こそ聖戰完遂の要因……………二二四

第十九章 二千六百年……………二二七

第十編 昭和軍人の武士道戰陣訓……………二二九

序……………二二九

本訓 其の一……………二三〇

本訓 其の二……………二三三

結……………二三七

第十一編 國民學校武士道精神……………二三九

第一章 體鍊科總說……………二三九

第一節 體鍊科の要旨……………二四〇

第二節 體鍊科の教授上の注意……………二四一

第二章 體鍊科體操……………二四三

第一節 體鍊科體操の目的……………二四三

第二節 體鍊科體操の教材……………二四四

第三節 體鍊科體操の教授方針……………二四五

第四節 衛生に關する事項……………二四九

第三章 體鍊科武道……………二四七

第一節 體鍊科武道の目的……………二四七

第二節 體鍊科武道の教材……………二四九

第三節 體鍊科武道の教授方針……………二五〇

第四節 劍道教材の性質と教授の心得……………二五一

第五節 柔道教材の性質と教授の心得……………二五二

第六節 國民科との關聯に留意し、國民精神の昂揚に力めること……………二五五

附録 弓道科問題集……………二五七

終り……………



皇民 錬成 弓道 指導書

馬場 豊 二 著



論

の 意義

弓道は弓矢を手にし、太古時代は狩獵として生活の爲に用ひられたのでありますが、人生の闘争激しくなるにつれて、軍國の際、射撃す武器として弓術本意のものと成り、世の進むにつれて、技術を巧妙にして、身體鍛へ、精神を錬り、以て以て敵と闘つても勝利を得ることを目的とするものとなつたのである。

即ち世の進歩につれて、如何に武術に長じて居ても、人格、徳性に缺けて居れば、眞の武士とは



申されないやうになり、世にも容れられないやになつて來たのであります。此の時に當つて斯道に達識の士が現れて、禪の理法や儒教の寛念を武藝に取り入れ、禪や儒教の鍊心の法と、武道とを一體としたものに築き上げんとし、隨て其技術に於ても、精神に於ても、精妙深遠の域に達し、儀禮慣習整然として備はつて來たのであります。斯くの如くにして、弓道は其數百年間の發達に依り、昔に技術を磨き、心身を勇健ならしむるのみでなく、實に武士的人格修養の道として極めて、優秀にして、適切なるものとして發達して來たのであります。

明治維新となり、武家政治は變り、天皇親政の御代となり、將軍・大小名・武士の階級皆廢せられました。四民平等の權力を得るに至りまして、其上兵制の變革、武器の進歩と共に往時の武道をして、其意義と價値を失はしむるやうになりました。故に重要な武士の本務として朝夕鍛鍊せられました弓の道も、少數の人々に試みられる外には、殆んど國民の顧みざる所となりました。

此故に世の人は弓道を以て遊戯運動として衛生上多少の効果ある外何等の價値もない、舊時代の遺物といふやうな説をなすものもありました。然れども之は大なる誤解で、弓道なるものは、數百年間多數名象の研鑽と鍊磨となり、心身の鍛鍊に於ても武士的人格修養の道としても、極めて優秀なるものとなつてゐるのであります。

所謂武士的人格とは、必ずしも戰國攻伐に従事べき兵士を云ふのでなくて、尙武の氣象に富める我が國民が、古來傳承せる大和魂、即ち武士道の精神を體し、忠君愛國の至誠に富み、能く剛健快活にして諸種の活動に堪ふべき、日本國民たるに適する人格をいふのであります。

是れ弓道が現今我國に行はるゝ幾多の運動、遊戯、修養法と比して特長あるのであります。故に徒らに弓矢を把つて、的中のみを事とし、或は射形を優美に整ふることに専念するやうでは、弓矢を用ふるの技を會得するに止り、道の上には何等の自得するところがないのであります。故に弓道の要は不斷の鍊磨によつて、其技術を通じて、道の本體を自證せんとするにあります。宜しく我國將來の發展に照らし、益々新なる意義と價値とを感得して精神すべきであります。

## 第二章 弓道を學ぶ目的

弓道が武士的人格修養の道として極めて優秀にして適切なることは、前に申した通りであります。故に之を學ぶ目的も相一致すべきものであり、單によく的を射止めて、能事足れりとするものは、眞の弓道を學ぶものとは云へないのであります。よく其根本精神を解し、修養すべきであります。すでに情操を高め、身體の鍛鍊をなすことが弓道を學ぶべきものゝ行くべき大道であるなれば、



七尺三寸の弓と、三尺の矢は、自己の心身の錬成するための媒介に過ぎないのであります。弓を上手に射ることは技葉末節の問題であり、弓によりて精神を表現し、自己の内の生活を躍動せしむることが根本のものであります。

古來弓道が「君子の争」といはれ「觀徳の器」と稱せらるゝ所以のものであります。吾人は聖代の皇徳に浴し、一意究道、至誠報國を本義として、眞の弓道の目的に向つて學ぶべきであります。

### 第三章 青少年武道としての弓道

少年及び青年期は、身體に於ても精神に於ても、最も發育旺盛の時期で、特に少年期に取つては筋骨極めて柔軟でありますから、其運動の良否は、直ちに身體の上に特に骨骼に及ぼすものであります。

蟹股や、猫脊等の多くはこの青年や少年時代の誤れる運動より來たものが多いのであつて、姿態の上から見ても誠に氣の毒な感じがいたすのであります。

又この時代に偏りたる運動のみになれば、脊柱の灣曲、或は胸廓の異狀發育等をなして、成年期の内臓疾患の原因をなすものであります。

然るに弓道を行ふには、身體を整直に維持して、筋骨の運動は全身の均整を旨とするにありませぬので、中正なる骨骼を作り、姿勢を伸びやかにし、優美端麗な姿體をつくるに最も好適な運動であります。

技術の方面より申すも、この時代に修養したものは、其習得するにも最も速かにして、又終生の運動として弓道をなす基礎を作るに最もよい時期であります。

故に國家は中等學校に弓道を正科として取入れ、昭和十六年五月十六日濟寧館武道には帝都國民學校戰士六名選ばれて競射をなし、國民の武技として、益々隆盛に趣きつゝあるのであります。

#### 第一節 身體の練成

##### 一、靜正の動作

弓道は其使用する筋肉運動が極めて緩やかに、其働きは一貫して、作用は正鵠であります。故に筋肉運動の正鵠と、運動神經の精密なる發達を促すことになり、起居進退等、日常の動作と相關連して、靜正にして、品位ある動作をなすやうになります。

##### 二、均齊なる發育

弓道をなすに當りては、極めて緩やかな筋肉作用で、正鵠な働きを求めますので、身體各部の運



動が均一で、何れにも偏せないので均齊なる發育をなすものであります。

### 三、優美なる身體

弓道をなすに用ふる身體の筋肉は、殆んど伸筋作用を以て全身の伸びを求めらるので、筋肉の凝りを防ぎ、柔軟にして伸びくとした、優美の身體を作るものであります。

### 四、外柔内剛の精神と身體

弓道をなす時、其始めより射終るまでは、十數秒の間、一貫せる連続運動で少しの休みもなく、更に身體の動きの上に精神の働を合一せしめねばなりません、茲に一貫不動の精神力が身體に宿るのであります。

以上體育上より見て弓道の、身體の身體錬成の上に有效適切なる概要であります。

## 第二節 精神の修養

### 一、單獨行動

弓道は自己一人が道場に出で、自己の動作によつて弓を射るもので、相手なしに行ふもので、剣道とか柔道、及び相撲等と對敵動作のものとは異なるものであります。

### 二、手段不要

弓道は單獨行動たる以上、相手方の得手不得手、或は習癖等を知つて、それによつて作戰計畫を練らねばならぬ等と功利的な、手段方法を講ずる要がないのであります。

### 三、反省

弓道は自己の行動に關するものたる以上、只管已れを省みて、其誤れるのを改め、足らざるを補はねばならないのであります。従つて其良否は總て自身に發するもので、射の結果は已れの射の不正の反映となり、自ら反省自戒の習慣を養ふことが出來ます。

### 四、盡して求めず

弓道は全心身の均齊なる動きにより、絶體の境地に於ける已れを盡すことによつて全心身の働を累積せしめて、その結果を自然に委ぬるもので、所謂、盡して求めざる心であります。

かくの如き美しき心は、社會生活に權利のみを主張して、義務を輕んずるが如きものには、人心を戒むる徳も少くないのであります。

### 五、武士的人格修養の道

弓道は要するに、内に於ては射によつて、中正なる心を自覺し、外に向つては正しき行動を營むべき人格の養成をなす故に、盡忠報國のよき皇國民としての素質を養ふことの出來る道であります。



## 第四章 婦人としての弓道

### 一、日本女性と弓道

弓道は男子ばかりのものではなく、現代の日本女性に取りて、體軀を鍛錬し、趣味を養ひ、精神の教養をなすに最も適當なるものといへます、むしろ日本の弓道は女性を以て其始祖とするといふもあへて過言とは申されません。

天照太御神が、千入れの鞭を負ひ、手には高柄をつけ、弓弭を振りたて、外もくに大地を踏み鳴らされたといふ古事記の記事を読めば、女性であられた太御神が如何にも男性的に武装せられて、素盞鳴尊を威嚇されたことを知るのであります、さすがの素盞鳴尊も、その劍幕を御覽になつて、御怖れられ「何も悪意があつたのではございませぬ」と御恐縮されたのであります。

### 二、戸外運動

従來日本女性は、家の内の仕事のみを致し、又趣味としても、茶の湯、生け花、繪畫を描く等に没頭してゐたので、身體の鍛錬としては面白からぬ現象を來してゐたのでめります。然るに最近は陸上競技、水泳等と女子の運動盛んとなり、弓道も女學校には正科として課されることになり、戸

外運動として大に奨励すべきものであります。

### 三、趣味としての弓道

男性にあれ女性にあれ、人生として趣味を持つことは必要のことで、美しき趣味を持つ人は従つて悪しき道にも入らないのであります。

女學校時代に於て弓道を習得せしむれば、體育上からは申すに及ばず、趣味としても終生之を續くることを得て眞に一生の得であります。單獨で之を行ふことが出來、場所がなければ巻藁に射込めばすむので便利なものであります。

### 四、無理のない體育

弓道にありては各自己に適せる則ち體力相應の弓を使用するのであります。普通の健康體を有する男子は五分八厘から六分前後、六分以上七分位の弓はかなり熟練したものでなければ扱へないから、婦人は五分前後から、五分五六厘の弓なれば、餘り無理をしないでひけるのであります。

時間にしましても、一定の時間が定まれてゐるではありません。そして全身の筋肉を充分に張らなければならぬので、生理的にも最も理想的のものであります。青春期の健康體は百十ミリ米の血壓を有してゐますが、其年齢を重ねるに従つて血壓は昇進して、百四十以上百八十、甚だしきは



二百以上もあり、之は血管の硬化を來すためであります、然るに餘り過激な運動は過勞となつて眞の運動とは申されないが、弓道は運動法に適し、血壓に對しても、理想的と云はれるのであります

### 五、姿勢端麗

弓道は體軀を正しくして射るもので、的に氣を取られたり、勝負に勝たうとか、人を嫉んだりしてゐては眞の射は起らないのであります。先づ精神が正しくしてこそ身體も眞直となります。然して眞直なる矢を的に向つて發すれば、矢は必ず的にあたるのであります。もし當らぬ時は反省するのであります、かくする事によつて精神が訓練せられると共に姿勢は端麗となるので、日本女性の姿勢や身體は弓によりて向上發展するのであります、吾人は皇國の爲、婦人の弓道を獎勵するものであります。

## 第五章 弓道教授

弓道の本旨は第一章に於て述べたるが如く、皇國民の人格の修養と身體の錬成にあるので、其教授に當りてはよく其趣旨に添ふべく研究すべきであります。

其教授の精神は、身體各部の均齊なる發育と各機能の完全なる發達を圖り、全身の健康を保護増

進し皇國民としての人格を達成する様教授すべきであります。

國民學校武道の要項にも「心身の錬成を圖り、武道精神を涵養するを本旨とすること」とあり此の使命を體して武道の教授に精勵すべきであります。

### 一、心身の錬成

心は精神で、身は身體であります。錬成は鍛へあげることであります。

元より心身の鍛錬は二途あるものでなく、身體の鍛錬は、則ち精神の鍛錬であります。

### 二、武道精神涵養

武道精神とは、忠君愛國に歸一する諸種の仕事を實行しようとする精神であります、凡そ武道は精神の發達鍛錬を以て其の最大の目的としてゐます。この根本精神涵養貫徹のため嚴格な修行は、忠君愛國敬神崇祖の精神を養つて、國體と日本精神の本義を體得し、禮節・信義・廉恥を重んじ、質實・剛健・義勇奉公の徳性を涵養し、且つ沈着果斷、敏捷事に當るの精神を修養します。

### 三、禮節を重んず

偏知主義教育の反動として最近作法教育振興が呼ばれる時に當り、國民學校の高學年に對して、この武道課を課し、指導上の注意の第一項にも「指導に當りては禮を以て終始するの習慣を養ふに



努むること」とあるやうに、古來武道の修養には、禮を以て終始するの精神を徹底せしむべきであります。

#### 四、武道は心を修むるの道なり

心を修むる道なれば場合によつては、身體を犠牲にしてまでも修業せねばならぬのであります。劍を修むるにも弓を修むるにも、先づ心を正しうせねばならぬ、心正しければ、劍でも矢でも正しいのであります。

その心を修むるには

##### 1 心

これにより卑怯、未練がなくなり、正々堂々たる心の修養が出来ます。これを離れては武道は出來ないのであります。又相手に對しては敬する事が必要で之が即ち禮となります。

もし武道に禮を缺いたとしたら、それは武道ではありません、禮は形を以てするがその精神は敬を以てすべきであります。

##### 2 氣

これは氣分のことであり、即ち積極進取の精神、攻撃進取の氣象であつて、これに依つて不撓不

屈の精神を養ふ。

##### 3 體

正しい心を持ち、正しい姿勢で其目的を達することが出来るものであります。

以上の心・氣・體が一致して始めて立派な武道が生れるので、斯道に盡すもの、特に教授者は之に注意する責務を有するものであります。

## 第六章 道場

弓道修行の場所を弓道場と申して一定の建造物と場所が備はつてゐます、之は古へ僧侶が定まつた場所で佛法の教理を實踐體得し、其場所を道場と申したのであります。之がそも／＼の道場の起源で、現在に於ても僧侶は道場に於て、修行してゐるのがあります。

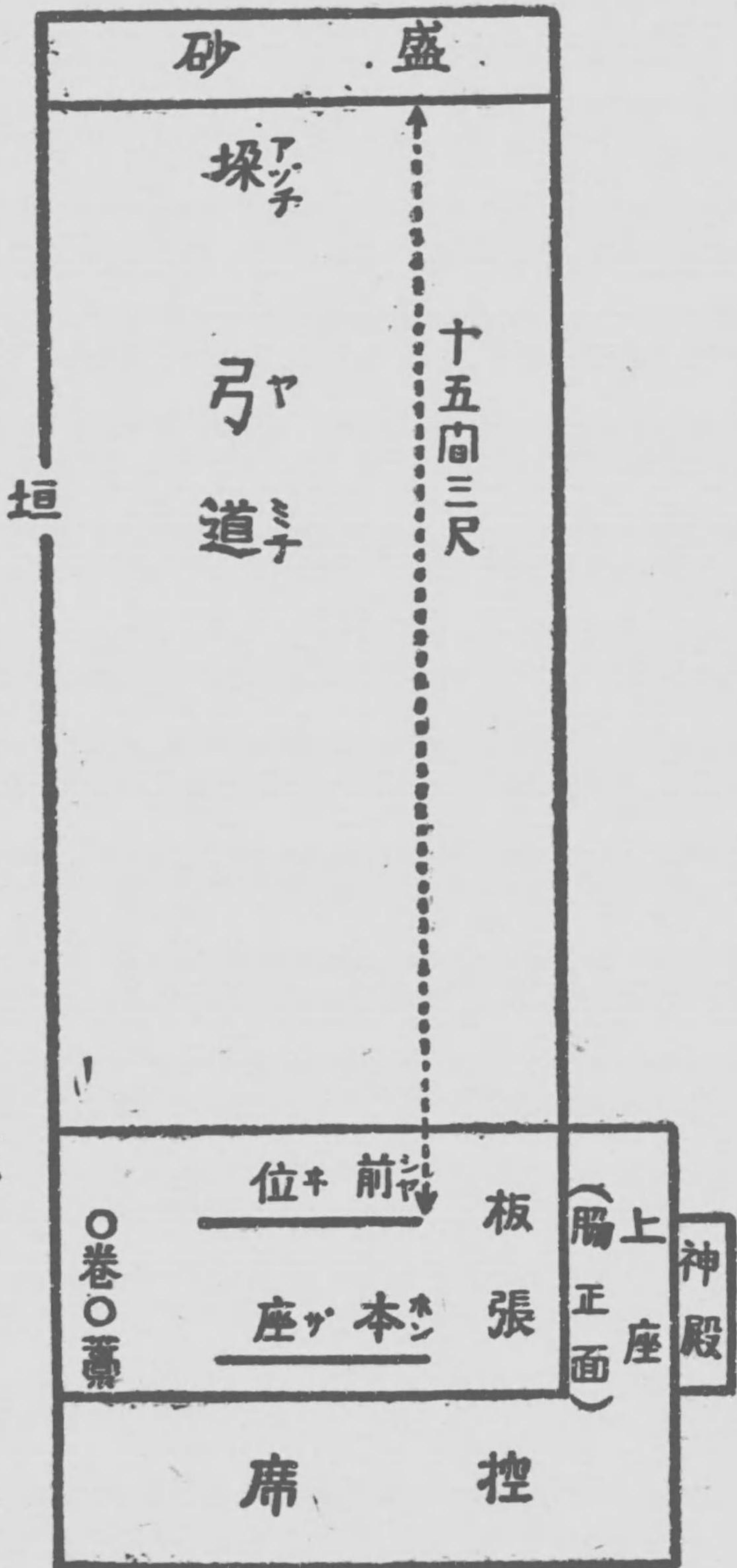
かくの道場なるものは何れの部門にせよ、其理を實踐する場所であつて、道の本體は理によつて行ふことであります、故に道場は理法修練の殿堂で、神聖な場所でありますので、道場に於ての起居動作は、暴慢粗放の行を慎しみ、禮讓を重んずべきであります。

### 第一節 道場の構造



弓道場の構造は、流派に依つて、多少組織の相異はありますが、概して一定の形式になつてゐます。

弓道場様式 (的前七名巻藁二名計九名同時ニ稽古シ得)



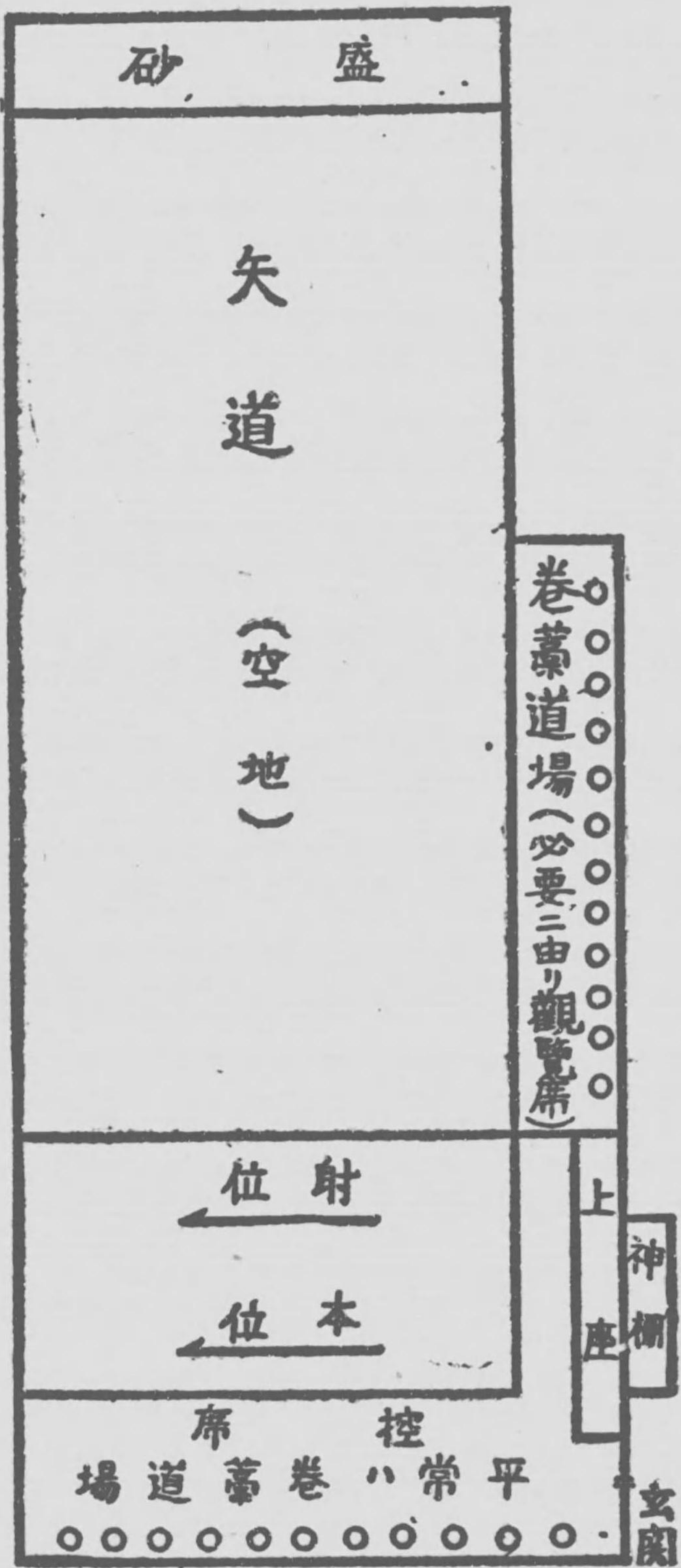
弓道場は射場、矢道、塚等からなつて、射場には更に、上座、射位、本座、控席等の場所によりそれくの名稱があつて、多くは一棟の建物にして、脇正面には神座、若くは神棚を設け、天照大

神を祭祀し、春日・八幡の二神を配祀することになつてゐます。

矢道は露天で、塚には屋根をかけて砂を盛るのであります。

矢道場様式 二 (的前七名、藁前二十三名、計三十名同時ニ稽古シ得巻)

巻藁道場ヲ附シタルモノ

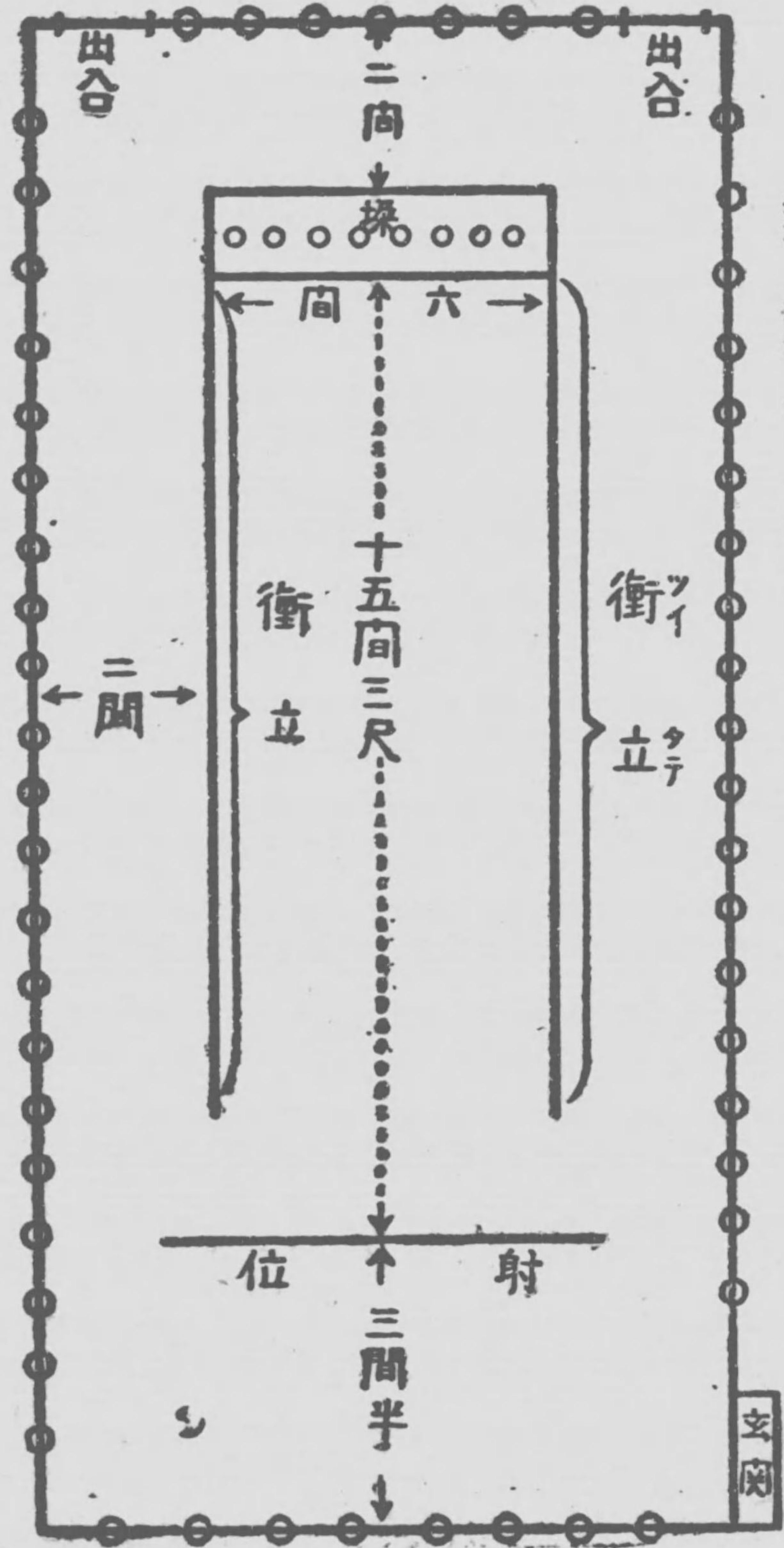


學校道場は、多數同時に演武するものであるから従來の様式の外に巻藁道場を設け、或は射場、



矢道、塚を一棟の建造物にして的前巻藁前を多数同時に行ふものが現れました。

矢道場様式 其三 (的前七名乃至八名、巻藁五十五名、計六十二名同時ニ稽古シ得) 射場・矢道・塚ヲ一棟ニ納メタモノ



### 第二節 服装及び作法

#### 一、服装

和服に袴を穿くのが普通であるが、洋服着用の儘にても可なり。

#### 二、道場内に於ける心得

道場に入りては、履物を整頓し、持参したる弓道具は所定の場所に置き、神殿に禮拜します。次で教師及び先着者の順序で禮をなします。禮は屋内の場合には總て座禮で、受禮者に向つて正しく座し、兩肘が膝頭近くに着き得るやうに指頭を揃へて兩手をつき、一度受禮者を注視して上體を腰より曲げ、肘を少しく張つて下に着け、頭を兩手の間に靜かに下げるのであります。

#### 三、準備

禮が終れば羽織を脱ぎ、洋服の時は上着を脱ぎ、弓を袋より出し、弦を懸けて弓立場に立て、袴を着け、矢を抱きて控えるのであります。

控席に於ては靜肅を旨とし、立つ時は先づ兩爪先を立て、左膝を少しく起して左足より立ち、坐す時は右膝より坐るのであります。

歩行は左足より踏出し、敷居、畳縁等を踏まない様注意するのであります。



四、稽古の心得

射場に立ちて爲す動作は、總て射禮の規矩に據るのが原則であります。稽古の都合上、道場各々立ち順其他に簡略な定めのある事もありますので、其時は之に従はねばなりません。

五、退出の心得

稽古終りて退去せんとする時は、先づ道具を納め、羽織を着し、洋服の時は上衣を着し、神殿に禮拜し、教師や殘留の者に禮して退去すべきであります。

六、道場愛護

道場は心身鍊磨の殿堂で、最も神聖なる場所でありますので、常に清淨にする事に心がけ、稽古終了の後、苦しくは、科外の時間を利用して清掃して、修鍊場としての神聖威を保持する心得が必要で何時に拘はらず常に愛護すべきであります。

明治天皇御製

道場は神の宮居ぞ心して

出づるも入るも身を淨うせよ。

第七章 弓道語解

一、道場語

- イ、まじしやうふん 的正面マシ 的のある方
- ロ、わき 脇正面ワキ 的に對し右側で昔の師範席に當る方
- ハ、あちち 塚アチチ 矢を止める爲に盛り砂した所
- ニ、ほんざ 本座ホンザ 射を行ふ爲に下立つ所
- ホ、あき 射位アキ 弓を射る場所
- ヘ、あき 射場アキ 本重、射位等射の動作を行ふ場所の總稱
- ト、まき 巻藁マキ 矢を射込むのに、藁を巻いて作つたもの

二、弓用語

- イ、て 弓テ 弮テ 手で提る所
- ロ、うへ 上ウヘ 弮ウヘ 弓の上部の弦輪を掛ける所
- ハ、した 下シタ 弮シタ 弓の下部の弦輪を掛ける所



- ニ、外竹（外竹）引込んで的に面する方の竹
  - ホ、内竹（内竹）外竹の反対
  - ヘ、内側木（内側木）弦の方より弓る見て左側の側木
  - ト、外側木（外側木）右側の側木
  - チ、中關（中關）弦に管を番へる所
- 三、矢用語
- イ、篋（篋） 矢の竹の部分
  - ロ、管（管） 弦た咬ます部分
  - ハ、射付（射付） 矢の根の方ち敷へて第一番の節の邊で節は射付節と名づく
- 四、鞆（鞆）用語
- イ、鞆帽子（鞆帽子）鞆の親指
  - ロ、弦道（弦道）鞆帽子の腹にある弦をまかせる溝
- 五、身（身）用語
- イ、弓手（弓手）左の手で、弓を持つ手の意

- ロ、馬手（馬手）右の手で、昔は騎馬の時左に弓、右手に手綱を操つたことより起つた名稱
- ハ、押手（押手）弓手に同じ
- ニ、勝手（勝手）馬手に同じ
- ホ、角見（角見）左手拇指の根元
- ヘ、虔口（虔口）左手拇指根と食指根の間
- ト、懸拳（懸拳）鞆を着けた右拳
- チ、馬手拳（馬手拳）懸拳に同じ

### 第八章 矢渡式 地鎮祭

普通に競射會、又は大會で最初の射禮を矢渡しと稱してゐるものもあります。矢渡式とは射場を新築し、塚を新らしく造つた時最初の矢渡をする時の式をいひます。射場と塚の飾りをして、前三隅に八幡棚を造り、神酒、山海の珍味を備へます。山のものとしての雉子は、天の二十八宿を表はし、地のものとしての鯉は三十六禽を象徴し天地間一切のものを代表するとされてゐます。祭主神棚に向つて祝詞をあげ、神棚に備へし弓矢を取り順次三人の射士に



授げ、射場に歸り、矢渡しが始ります。三人の射士が揃はぬ時は祭主自ら一手の射禮を行つて矢渡する事もあります。

矢数は七五三とし、最初大前に立ちし射士は三本他の二人は一手で體配の順序により、繰越の射様に従ひ、二回は大前と中は一手、後ろは一本、三回目是一本宛で終ります。

地鎮祭も全部一緒にしたり或は矢渡の前に別に行はれることもあります。

八幡棚には三神を動請して弓矢の冥加を祈願致しますが、棚に向つて左は春日大明神、中は摩利支天右は八幡大菩薩であります。

## 第二編 大日本武徳會弓道要則及 明治神宮競技規定

### 第一章 射 法

#### 第一 大日本武徳會弓道要則

##### 甲 射 禮

一、射手ハ、控所ニ於テ着ケ、弓矢ヲ抱込ミ、本座ニ跪坐（右膝ヲ着ケ左膝ヲ立テ）シ、目禮ノ上、右足ヨリ立チ、左足ヨリ踏ミ出シ、射位ニ進ミ、兩足ヲ揃へ跪坐シ、右へ廻リナガラ膝ヲ組ミ換へ、脇正面ニ向ヒ、弓ヲ立テ、右手ニテ矢摺籐ノ邊ヲ執リ、右膝ノ前ニ立テ衣紋ヲ寬ゲ、肌ヲ脱ギ、左手ニテ弦ノ外ヨリ弓弰ヲ執リ、左膝ノ前ニ立テ矢ヲ抱込ミ、甲矢ヲ番へ、乙矢ヲ打込ミ、管ヲ保チ膝ヲ組ミ換へ、左足ヨリ起チ、足踏ヲナシ、取弓ヲシテ弓構、打越・引取りテ甲矢ヲ射放シ、弓ヲ倒シ、右足ヨリ兩足ヲ寄セ、跪坐シナガラ弓ヲ左ノ膝ノ前ニ立テ、弦ヲ返シ乙矢



ヲ番へ、管ヲ保チ、左足ヨリ起テ足踏ヲナシ、甲矢ノ如ク射放シ、射終リテ弓ヲ倒シ、右足ヨリ兩足ヲ寄セ、跪坐シナガラ弓ヲ右膝ノ前ニ立テ、肌ヲ納シ左へ廻リナガラ膝ヲ組ミ換へ、弓ヲ抱込ミ的正面ニ向ヒ、左足ヨリ立テ兩足ヲ踏ミ揃へ、右足ヨリ後退シ、本座ニ跪坐シ、目禮ノ上退出スベシ

二、多數演武ノ場合ハ、肌ノ出入ヲ省略シ、射終リテ後脇正面ニ向ヒタル儘、左足ヨリ進出デ、順次ニ退出スベシ、最後位ノ者ハ、脇後方ニ一步退キ退出スベシ、

乙 立射禮

一、射手ハ、控所ニ於テ鞆ヲ着ケ、弓矢ヲ抱込ミ、本座ニ立チ、目禮ヲナシ、左足ヨリ踏ミ出シ、射位ニテ兩足ヲ揃へ、脇正面ニ向ヒ、左足ノ爪先ヲ的ニ當テ右足ヲ開キ足踏ヲナシ、弓ヲ右横へ運ビ、右手ニテ鳥打ノ邊ヲ執リ、右足ノ前ニ立テ、衣紋ヲ寬ゲ肌ヲ脱ギ弓ノ本弰ヲ左斜ニ上ゲ、腹部ノ邊ニテ左手ニ弓弰ヲ執リ、弦ヲ返シ、矢ヲ抱込ミ、甲矢ヲ番へ、其ノ管ヲ保チ、弓ノ本弰ヲ左膝頭ニ置キ、乙矢ヲ打込ミ、右手ヲ腰ニ取り、取矢ヲナシ、弓構・打越・引取リテ射放スベシ射終リテ弓ヲ倒シ、弦ヲ下へ返シ、乙矢ヲ番へ、甲矢ノ如ク射放シ、弓ヲ倒シ、右手ニテ鳥打ノ邊ヲ執リ、右足ノ前ニ立テ肌ヲ納レ、弓ヲ抱込ミ右足ヨリ兩足ヲ寄セ、的正面ニ向ヒ、右足ヨリ

後退シ、本座ニ立チ、目禮シテ退出スベシ。

二、多數演武ノ場合ハ、列立シ、肌ノ出入ヲ省略シ、射終リテ後脇正面ニ向ヒタル儘左足ヨリ進出デ、順次ニ退出スベシ、最後ノ者ハ、脇後方ニ一步退キ退出スベシ

丙 立射禮

射手ハ、控所ニテ鞆ヲ着ケ、弓矢ヲ抱込ミ、射位(卷藁前一杖)ニ進ミ跪坐シ目禮ヲナシ、右へ廻リナガラ弓ヲ右膝ノ前ニ立テ、肌ヲ脱ギ左手ニテ弦ノ外ヨリ弓弰ヲ執リ、左膝ノ前ニ立テ、矢ヲ抱込ミ甲矢ヲ番へテ乙矢ヲ打込ミ、乙矢ヲ抽出シ下ニ置キ、管ヲ保チテ起チ、足踏ヲナシ、弓ノ本弰ヲ膝頭ニ立テ、弓構・打起・引取リテ、甲矢ヲ射放スト同時ニ、矢聲ヲ掛クベシ次ニ兩足ヲ寄セ跪坐シ、弓ヲ左膝ノ前ニ立テ弦ヲ返シ、乙矢ヲ取リテ番へ、甲矢ノ如ク射放スベシ(乙矢ノ時ハ矢聲ヲ掛ケズ)射終リテ足ヲ寄セ、兩足ヲ揃へ跪坐シナガラ、弓ヲ右膝ノ前ニ立テ、肌ヲ納シ左手ニテ弓弰ヲ執リ左へ廻リ、卷藁ニ向ヒ、左足ヨリ起チ三步進ミ、弓ヲ卷藁ニ立掛ケ、矢ノ左ノ方へ二歩進ミ、矢ニ寄添ヒ、甲矢ノ方ヨリ三度羽扱ヲナシ三回ニ抽出シ、卷藁ニ立掛ケ次ニ乙矢ヲ甲矢ノ如ク抽出シ甲矢ト共ニ持チ二歩退キ正面ニ向ヒ、右手ニテ鳥打ヲ持チ、左手ニテ弓弰ヲ執リ、三步退キ兩足ヲ揃へ跪坐シ、目禮シテ退出スベシ



但シ三度弓ノ時ハ、二度目迄ハ肌ヲ納メズ、三度目ニ肌ヲ納メテ矢ヲ抽取ルベシ  
矢聲ハ、三度共甲矢ニノミ掛クベシ

## 第二章 射 法

### 一、足 踏

矢束ヲ標準トシテ八文字ニ踏ミ開キ、兩拇指頭ヲ的ト一直線ニ在ラシム

### 二、胴 造

足踏ノ儘直立ス

### 三、身 構

正面ニテ取懸、手ノ内ヲ調べ、物見ヲ定ム

### 四、打 起

正面ヨリ徐々ニ弓ヲ押開キツ、左斜ニ上グ

### 五、引 取

左右均等ニ引分ケ、會ニ至ラシム

### 六、會

心身ヲ合一シテ、發射ノ機ヲ熟セシム

### 七、離

胸廓ヲ廣ク開キ、矢ヲ發セシム

### 八、殘 身

矢ヲ發シ姿勢ヲ變ヘズ、矢所ヲ注視ス

## 第二 大日本武徳會審判協定

- 一、的矢中たり塚へ矢通りの面に矢見えざる場合、中り
- 二、矢侯申に立ちたる場合、合せ目に立ちたる場合侯申に立ちたる場合外れ、合せ目は當り
- 三、初めに中りたる矢の筈に立ちたる場合當り
- 四、同飛返りて的に當らざる場合、中り
- 五、外れたる矢に中りたる爲、的に中りたる場合、中り
- 六、的輪に矢中り根内へ入りたる場合、中り



- 七、的に矢當り輪を射返して根外へ出たる場合、中り
- 八、的に矢當りたるも管地につきたる場合、外れ
- 九、的に矢當り飛び返りたる場合、外れ
- 十、はき當り場合、外れ
- 十一、的に當り轉びたる場合、矢的に着き居れば中り、離れたるは外れ、
- 十二、空放しの場合、射直しを許さず
- 十三、引込み中、放したる場合射直しを許さず
- 十四、引込み前に不慮に飛び出した場合、掛と弦と放れざる場合に限り弓丈以内に飛び出したるは射直しを許さず
- 十五、弓の内に矢の根を引込み、矢折れたる場合射直しを許さず
- 十六、發つと同時に弓折れ、矢飛ばざる場合、射直しを許さず
- 十七、大的に矢當りたるも、矢取らざる前に抜け落ちたる場合中り
- 十八、大的の吊繩なき部分はたるみあり、この部分に當り矢貫通せざる場合、中り

### 第三 明治神宮競技規定

#### 中り外れに関する規定

- 一、左の諸項に該當する矢は當りとす
  - イ、的を通りて矢壕に深く入り矢の的面に見える場合
  - ロ、的輪の合せ目に中りたる場合
  - ハ、中りたる矢の筈を射たる場合
  - ニ、的輪の外より、輪を射貫きて、射込みたる場合
  - ホ、的輪を内側より外に射通したる場合
  - ヘ、的轉びたる時中り矢的につき居る場合
  - ト、大的の中り矢にてこれを取らざる前に抜け落ちたる場合
  - チ、大的の吊繩たるみたる部に當り矢貫通せざる場合
- 二、左の諸項に該當する矢は外れとす
  - イ、候申に中りたる場合



- ロ、中り矢にて筈地につきたる場合
- ハ、中り矢的輪に當り飛び返りたる場合
- ニ、はき當りの場合
- ホ、的轉びたる時、中り矢的より離れたる場合

射直しに関する規定

- 一、打起し前に於て射に支障起りたるときは射直しを許す
- 二、打起し以後に於て矢弦より放れたる時は射直しを許さず  
但他の妨害ありと認めたる時はこの限りにあらず
- 三、打起し後弓具の故障により、射不能となりたる時の矢は射直しを許さず

## 第三編 射法解説

### 第一章 射禮

#### 第一節 射禮概観

##### 一、射禮の起源

皇紀一千百三十八年、清寧天皇の朝、毎年正月十七日、天皇陛下には射殿に臨御し給ひ、百寮蕃使をして射を競はしめ給ひました。

之を「大射」又は「射禮」と謂ふのであります。是より御歴代の天皇陛下には、之を行はせられたる朝廷の諸式盛んでありました平安朝の末頃迄は、宮中の重要な御儀として、之を行はせられたのであります。

##### 二、射禮の衰微

天皇御親政時代より、世は武家が政治の權を握るに至りまして、鎌倉幕府を経て室町幕府となりますや、朝廷の諸式が衰へて來まして、遂に應安年間、北朝御光嚴天皇の朝に至つて廢止せられ、



途に全く行はれなくなつたのであります。

### 三、武家の體配（體拜）

此より前、源頼朝は鎌倉に武家政治を採るやうになりまして、流鏑馬、笠掛、犬追物が盛んに行はれました。

之等は、軍陣の射術を一定形式に收め、平素に於ける武技錬磨の目的に供されたものであります。一つの儀禮的のものであつたのであります。然し射禮とは云はないで「體配」（體拜）と稱し、即ち「體の配り」であります。又一種の體拜の意味で體拜といつたのであります。

流鏑馬に就て云へば、之はもと禁裡の馬場で行はれました騎射で、右近衛、左近衛の射手が乗馬装束のまゝで、馬上からの射た事に始まつたので、一尺八寸四角の板を申にはさみ、馬場の側面に立て、これを的とし馬を馳せつゝ馬上から射るのであります。馬場は百二十間、柵と的との距離は一間乃至三間、鎌倉時代、神前に於て盛んに行はれましたが、今日では小笠家に於て行はれるのみであります。

### 四、射禮、體配の混同

北朝應安年間、宮中に於ける射禮が廢止せられました後は、武家の射儀にも憚ることなく、射禮

の文字が冠せられるやうになりました。射禮の語意は廣義となりまして、射の典禮に則つて行ふ射儀は總て「射禮」と稱して、射禮と體配が混同されました。

### 五、現代の射禮

其後射術の流派が勃興して後、射禮形態も多岐となりました。現代に於ては射禮と稱し、其の限界は、射を行ふに當りましての服装及び動作によるが如き状態となりました。

### 六、射禮の本義

茲にいふ射禮は、射の故實或は規範に則りまして射の規矩を通じ、禮心・禮行を一體化することです。

武徳會が弓道要則を制定しましたのも、主として禮射の方法を統一するためには頗る有力なものであります。弓道要則によれば、禮射を甲・乙・丙に區別し、甲は的前で行はれるもので、丙は巻藁前の禮射になつてゐます。又甲は一般的に行はれる的前射禮であり、乙は立射禮と稱する跪坐せざる射禮を制定してゐます。これは主として洋服を着用した場合を考慮したものであります。實際は餘り行はれてゐないのであります。

要するに、射のあるところ、必ず禮がなければならぬのであります。之が皇國弓道の本義であ



ります。

## 第二節 射禮の種類

大日本武徳會弓道要則に述べたるものと同一にして

- 甲 射 禮
- 乙 立射禮
- 丙 立射禮

又甲を居射禮、乙立射禮、丙卷藁射禮ともいひ以上の三種にして、前に述べました如く、甲乙は的前で行はれるもので、丙は卷藁前で行ふ射禮であります。又甲は一般的に行はれる的前射禮であり、乙は立射禮と稱する射禮であり、洋服を着用した場合を考慮したのが主と思はれます。

矢聲は三度共甲矢にのみ掛けることになつてゐます。

以上三種の禮射と申しても、實際の場には、各自好むところがあるので、容易に一律には行はれないのが普通であります。

## 第三節 射禮の心得

### 一、射禮の態度

従來行はれてゐる禮射の方法は、多人数の場合は、的正面から前進する略式であります。獨禮射は審判席正面から、弓矢を下に置き、挨拶の形式を経て的正面に出るのが一般の方法であります。

禮射は單にその方法を知ることよりも、これを實行して、慣れることが必要であります。射を行ふ前後には必ず一二回は射禮を行ふ習慣をつけて居れば水の流るゝが如く自然的なものになります。道場での起居進退は常に下腹部に注意を置いて、沈着にし、體軀は軟かにすることあります。

### 二、的前の進退

立射の場合は跪坐することがないからよいのですが、跪坐の場合は左膝でも、右膝でも膝を折る方は少し足を引いて跪坐して居れば起居が自由であります。

### 三、弓の持ち方

弓は弦を外に向けて、左手で矢擺籐の邊を持ち、弦は手の甲の方へ廻つてゐます。袖の内側の方へ入れないのが正しく、餘り強く弓矢を握るのはいけないのであります。

### 四、矢の持ち方





矢二本（甲矢乙矢）が乙手であります。右手に持つて、其持ち方は、矢の根を見せぬことが、古來から云はれてゐる故實ではありますが、あまりにもそれにとらはれるまでもなく、矢の根を一、二寸出して持つてゐることが、一番形の上からも好いやうであります。これも弓と同じく、袖の内側に於て、兩脇に抱え込むやうにして、拳も腰骨の邊に持つて來ます。

五、行射まで

射席に進む以前の跪坐は、左膝を立てゝゐますので、そのまま左足から起ち、左足から前進いたします。古來より日本の禮法は左進右退といふことが法則となつてゐます。射位では的に正面して跪坐しまして、右に廻りながら、弓を立てながら右手の方へ移し、膝は弓の移動と共に立てかへます。矢を持つてゐる手は、矢擡籐のあたりを支へます。

右手に矢を移し、左手は左の肌を脱ぐ用意にかゝります。一度袖口を矢の方に伸ばし、手を懐に入れて、掌を右の腋下まで進めたなれば、左の肌は容易に脱げて參ります。

其より襟を整へ、袖は袴の間に入れる方がよろしく、靜かに的を見定めて、弓を左手に移すのであります。この時は弦の外から弓の握部を持ち、そして弓か左手に移りますと同時に、左膝を立て直して弓矢は左右に別れます。矢の甲乙を見て甲矢の方から射るのですが、この時矢を送るのは

三度に送るのが、最も調子がよく、昔よりの教でもあります。乙矢は矢の根を弦から三寸ばかり出して持ち添えますが、この時射つけ節か上向きになつて居れば、走羽は上に向つて居ますので、別に羽の方を見直さなくてもよいのであります。

これから愈々第一矢の行射になります。弓が左に移ると共に左膝を立て、左足から起ち上ります。右手は弦の中仕掛の所で、兩矢を支へ、立上る時弓を杖にするやうにしてはいけません、即ち丹田を中心に、弓を軽く扱ふことが必要であります。之から足踏を定め、行射に移りますが、行射の法は順序を勵行して行くべきであります。

六、乙矢

乙矢も大體に於て甲矢の時と大差なしであります。最早肩も抜いでゐる故、其必要もなく、乙矢が残つてゐますが、甲矢を射終つて三步徐ろに退きまして、之より乙矢を射るのであります。立つ時は右膝と左膝を立て直して靜かに立ち上り、弓矢を持つこと前の通りであります。この時弓の上は敷物から三寸ばかり離れてゐるのが法であります。左足から、左、右、左と三步進んで、右足を引きつけの向つて跪坐し、乙矢であることを確かめて之を射る迄は甲矢同様であります。かく射法に従つて射終りましたらば、的に向つて跪坐し、靜かに肩を入れる用意を致します。



弓を斜に横たへて、右手で支へながら左手を握り下の節の邊まで下げながら、右の膝外へ弓を立てます。そして肩を入れますが、體を少しく前にかどめ左の手を右の腋下へ差込み肩の方へ押し上げるやうにすれば容易にはいるのであります。

肩を入れて襟を正し、弓は刀をさすやうな格好で、弓の下弭から左手の方へ運び、左手が弓の握り簍を握れば、右手は右の膝頭に歸りまして、一禮して退場となります。

### 七、割り膝の射方

これは普通には餘り用ひられないのであります。射禮を二手即ち四矢射の時に用ふるので、最初は一手は前述の體配によつて射終り、次の一手が割り膝で射るのであります。割り膝の時も、進退は前と變化はなく、前は立て射るのであります。割り膝は右膝を立て、射るのであります。

## 第二章 射法

### 第一節 射法概説

#### 一、習射心得

射を學ぶには、弓道の根本義に則つて、内には志を正しくし、外には體を直くすることが必要で

あります。たゞ弓を射るといふことは頗る簡單であります。書に書法のある如く、弓道にも射法があるのであります。我流では優秀とは云ひ難く、如何に的中しても射法を無視し、正法に従はない人は、眞の弓の射方とは云へぬのであります。

古人が云へる如く「弓を射る人は多いが射道を學んで射る人は少く、眞によく射道の本義を識得して射る人は更に稀である。されど射學を學ばね人も射馴るゝ時は自然に左右の釣合を覺えてよく的にあたることを得るものであるが、眞の射道の精神にかなふものでなく、妄射妄中、俗にいふあて弓に外ならぬ」と、故に射を習ふ者は初めよりこの心得がなければなりません。

#### 二、修養練磨

かくて正しき方法の弓を射ることは一方ならぬ修養の練磨を要するのであります。初心のものは先づ射法の順序に従ひ、射形を正しうして、矢を發することを研究すべきであります。初めは素引として矢を番へず弦のみを引く練習をなし、次に矢が正しくなるまでは巻藁に向つて射るのであります。昔は巻藁三年といひましたが、今日に於ても一二ヶ月の練習して的に向ふことが必要であります。

#### 三、七道の規矩



射を學ぶには斯の如く、常に弓人相合するところの理を研究し、日々之を行して、心身の向上を計るべきであります。

前述大日本武徳會に於ては、射の基本となるべきもの、即ち七道の規矩を示してゐるのであります。道に入るには自ら次序があります。弓の道を學ぶもの先づこの七道の規矩をよく理解して、邪道に入らぬ心掛が大切であります。

## 第二節 七道の射法

### 一、目的

的と人との關係を明瞭にして、射位を決定するのにあります。

### 二、正法の足踏

足踏は最も最初のもので又最も必要なものであり之に誤れば、すでにその射は失敗であります。的の中心に向つて左足を踏み込み、これと一直線上に右足を踏み開くのであります。之によつて的と人とは一直線上にあります。その目標に對して、大工が墨を打つた時の如く、正確にこれに對してゐなければなりません。

### 三、足踏の順序

右手に矢、左手に弓、弓の上端を垂れ地に近く身體の前面に位置し、射位に進み、的に面し跪坐し、膝を組換へ脇正面に向き、矢を番へ、筈を保つて立ち、目は正面に注ぎて左足を踐出し、右足を左足よりのと直線に矢束と稍々等しく踐開き顔を復し、弓を左膝頭に保ち右手を右腰にとります。

### 三、扇子の準

扇子の準とは兩足の方向であります。始め「」字の構へといつて左足は的に向つて眞直に踐み込み右足はその踵から直角に踐んでゐるのであります。之は前後から押せば動揺し易く腰も定まりませぬので、日置彈正が外八文字の形に改めました。然し角度等之では明瞭でないので、彈正か十二間の眞扇を八軒に開いた形としました。今日で申せば約百度の鈍角であります。

即ち其角度を簡単に申せば、自然の姿勢を直立しそのまま左右に踏開いた程度であります。

### 一、目的

行射に當つて、身體各部の不釣合等より起る故障を未然に防いで、更に心身の合理的調和及運用の基礎を定めんとするものであります。日月身とも云つて、我身を大日如來の如く泰然として氣高



くあるべきことを教へたものであります。

## 二、胴造りの順序

正しく足踏したる後、腹を腰骨の間に挟むやうにして、氣持を丹田に落付け、頭部より背筋に渉る線を垂直に伸ばしながら、兩肩をゆるやかに落して、體重を臍あしうらに感ぜしむる態度であります。

## 三、五 胴

胴に五つの形態があります。反・屈・掛・退・中であります。後ろに反るのが反で、前に屈するのが屈で、的の方にかゝるのは掛であります。其反對に右に傾くは退であります。不反・不屈・不掛・不退なれば中で、眞直の姿勢で之を中連の身、又は中有の身ともいひ、確固不動の姿勢であります。

中以外は不必要ともいはれますが、癖も時によつては一種の特技となる場合があります。低きものを射るには掛り胴の人之に適し、高きものを射るには退胴の人に特長がある等必ずしも不用でないといふのであります。要するに正法としては中であります。但し、種道として他の四胴も必要なきにもあらずであります。

## 一、目的

正面にて取懸、手の内を調へ、物見を定むるものであります。

## 二、弓構の順序

弓の下弭を左膝に保つた儘弓を正面に運び、取矢をなして取懸に移り、顔を正しく的正面に向けて的に眼を注いで、的の遠近高低を見定めるのであります。

## 三、取懸

取懸は、馬手うまてを弦に絡みかみ管を保つことであり、馬手を取りかけるには、右肘を少し張り加減にして懸拳を中關の右の方から直接管口に運んで、弦つるを弦道つるみちに嚙ませ、矢の線に副へて取懸け、捻り革で軽く管を保つのであります。

弦絡つるかみは、鞞の構造によつて多少其方法を異にします。三つの鞞の取りかけは、鞞帽子の上に食指と中指を重ね、主として中指を効かせ、四ツ鞞の時は、鞞帽子に食指、中指、無名指の三本を重ね主として無名指を効かせ、中指を補助に用ひ、食指は管を保つのに働かせます。

何れも多少の異なつた點はありますが中央で取りかけることだけは一樣であります。之は弓道要則でも統一されてゐます。



#### 四、手の内

弓には四ヶ所の強弱がありますが、この強に均等された力を與へて、離れに至りますのを手のうちの妙所ともいふべきものであります。昔から手の内の事は、諸種の傳書にやかましく云はれてゐますがなかく教へられるものでなく、掌の大小、指の長短、弓の大小、力の強弱によつて、弓の握り方は各々違つてゐますので、其を一つの手の内で決定することは難事であります。



たゞ弓を握つた拳をなるべく小さく握ることがよいので、弓を握つた拳が、大きく見える握り方は大體に於て弓は働かないのであります。要するに弓握の秘訣とも云ひますれば、拳を小さく握ることに外ならぬので上圖の虎口と掌根を近づけることでもあります。

#### 五、物見

兩肩根をゆるやかに落し、兩肩と的の後側とが一線になるやうにし、背筋より首筋を伸ばし、首の中心を回轉軸とし顔を正しく的の正面に向けます。此の時左右の目は水平であることでもあります。

物見は單に、的を正確に見るといふものではありません。物見によつて體勢が非常に變化するのでありますので、物見を確實に致しますことは、射の形態の上に影響するところが多いのであります。以上の取かけ、手の内、物見を完全にし、しかも其が、體軀の中央で行はれますのが弓構へであります。

#### 一、目的

打起しは、人と弓との働きを總和し、其働きを累積せしむる、心身活躍の第一歩をなすものであります。

#### 二、弓道要則

弓道要則の重點は打起に置かれて居たとも云ふほど主要な點で、むしろ、太日本武徳會弓道要則が生れた動機は、打起の統一であつたといつてもよいほどであります。同會弓道要則射法の部に「正面ヨリ徐々ニ弓ヲ押開キツツ左斜ニ上グ」とあり、概略であります。この文意には案外種々の解説が行はれて、實際の射形は一定してゐないやうであります。



### 三、打起の要領

前の状態から打起の動作に移ると、先づ弓を上げ起しながら垂直にすべきであります。此上げる起すの混同動作の速さは、弓が垂直に起きました時に左拳が左肩根に、右拳が咽喉部の高さに達してゐる位が適當であります。其より右は肝を起し二腕を左に牽かせる氣持で弦を保ち、左手で弓を押しやるであります。此動作は左右同時に均等な懸りを以て營むのであります。斯くして納まつた姿は、右拳は射手の額口稍上方に、左拳はそれより一尺乃至一尺五寸前方に水平に位置することになりまして、之で要則の打起であります。

### 四、打起の注意

打起で注意するのは、弓を打起す動作に氣をとられて腹が浮き、肩腰等が崩れ易いので、下腹に氣を鎮めて、物見の崩れ、胴の凝り等を防いで、全身の均正を保つべきであります。

打起しは弓の操作の最初であつて、此時に生じた崩れは、最後迄影響して、十分な成果を収め得ぬことになりましてので注意すべきであります。

### 一、目的

左右均等に引分け會に至らしむるものであります。

### 二、本質

七道の中で此部分が最も變化に富み、筋肉の働きも複雑であります。弓の反撥力を身體に受けつゝ、體力を利用して弓の反撥力を果進せしめ、弓本來の働きを授け育てる作用であります。

左右均等に引分けるといふことは、どの程度のものであるかは、むづかしいもので、弓はすでに左方に轉じてゐるのだから、之を均等に引分けるといふことは距離の問題ではなく、力の問題を意味するものであります。

### 三、矢は水平

打起した時は的の前にありまして、其から均等に引分けられて來るとしますれば、次第に接近しては來ますが、引取の途中では、的の前方に向つてゐます。かくて左右に弓が引分けらるゝに従つて、矢先は的について來ます。

左右均等に引分けるには、徐々にすべきであります。之を急激に行ふことは困難であります。

### 四、雙拳の位置

雙拳は相對して、弓構の時から活躍してゐるものであります。之が打起となつて、弓を徐々に



引分ける運動が起り、引取りには其運動が著しくなりますので、雙拳の活躍は重用であります、其雙拳を活躍せしむるのには、雙拳の力味は除かねばなりません。引取りにかゝる時、雙拳は斜上に相對してゐますが、この時右拳は内に向ひ、掌は下に向つて引き取られます、この時左右均等の力を用ふるのであります。

### 一、目的

左右の懸り均等に、骨格一ばいに引き收め、之を離に導く状態であります。

### 二、會の譯

生者必滅、會者常離の佛語より來た言葉で、離れの前提といふ譯であります。保つものでなくて離に到るべく、離に必要な種々の要件を整へます最後のものでありますので、氣合を充實せしめ、身體の働きを均齊に、且つ不斷の働きを必要とします。

### 三、詰

會は其働きの内容より詰と伸に分かつことが出来ます。射は表はれの變化はありますが、働きは終始一貫した流れでありまして、引取、會、離れと名をつけてあるのも、表れを分つたに過ぎない

のであります。會を詰と伸に分けたのも説明の便宜上のもので、元來一つのものであります。

詰とは全身の要<sup>ま</sup>々に正しく弓力を懸け納めることでもあります。四肢上下體それごとく骨格相應に正しく弓力を受けて、凝りなく、力みなく極めて正常な状態であります。詰を此状態に導くのは、足踏、胴造より、打起、引取等此所に到る總ての過程が法に従つて正しく營まれることが大切であります。

### 四、伸

伸は正しき詰が精神力と相俟つて伸長することです。詰は調で伸は音のやうなもので、兩者は名付けて二としますが、元來一なると同様で、詰は伸の前提であり、伸は詰の働きであります。さて全身に弓力を正しく懸け納めたならば、全精神力を傾けまして伸を働かせ、之を累積して離れに到らしめます。

其時筋肉の状態を具體的にしますと、左右の足の懸りは均等で、身體の縦の線は垂直で、無限に伸びる心であります。弓手、馬手の働きは均等で、弓手は肩口、上膊、前膊より、脈所、虎口に中心が通りまして、拇指頭伸びて、其根が十分にきき、馬手肘は肩を軸として後ろに向つて、前膊の張りが過不足なく、蹠拳は柔らかに、弓手、馬手とも伸びて止まらず、上下左右無限に伸び、全部



の機能が融合して心身共に勇躍して來るのであります。

### 五、腹

腹は即ち丹心をさすのであります。射をなすにも丹田の働きが中心となるのであります。會に於ては特に之が必要であります。之の働きがあつてこそ全身を統御し、均齊にするのであります。一部分の働きだけでは完全なる射は出來ないのであります。丹田は實に全身運用の根元であり、技が正しく進むに従つて腹も出來てくるのであります。

### 一、離の外形

弓を引絞つた體力と、引絞られた弓との反撥力との連繋が絶たれる事であります。其時弓は原狀に復することによつて、弦音を發します。

### 二、離の教へ

射學正宗には「輕の法」といつて、軽く離るべきことを教へてゐます。離れは輕かるべきことが眞理で、軽く離れるだけ矢は力があり、澄んでゐます。輕いといふのは、鋭い、強い、早いといふ意味が含まれてゐます。たと輕くても、強く、鋭くなければよい離ではありません。

離れを軽くするのを誤解して、之をつくるために取りかけ等を淺くし、四本指よりは三つ指が有利である等、會も深いものよりは引き取つた拍子に離してやれば、矢が素直だなどと、誤解してゐる考へは訂正せねばなりません。

### 三、離の要領

離は引收まつて伸合ひ、縦横の線正しくして全身の要よく働き、弓手は肩口より拇指頭に至る線を効かせ、あくまで弓を押し、馬手は拇指を弦に曳かせて、肘後の筋を伸張しながら、左右の肩胛骨を背柱に寄せます、其時弓力を體の要々に正しく受け、即ち丹田を中心の働きとなつて、更に累積して、弓力の増大と相俟つて鞣拳の結びは自らとけて離に至るのであります。

### 四、弦音

射と弦音とは重大な關係がありますが、離れた弓が原狀に復する際、一種の彈音を發するものを弦音といつて、離れが正しい時には、高く澄んだ弦音を發しますので、古來弦音の良否は射の良否と同じでありますので、之で判断の考證となるものであります。

### 五、弓の返り

弓が離れの反動として、中指、無名指小指等に、一種の衝擊を與へながら左に回轉します作用を



弓返りと云ひます。

弓返りも、射及び弦音に關係がありまして、良射の弓返りは無理がなく、上下の働きの等しいので、手の内に複雑な感じを興へずに、弓返り後の弓の納まりも垂直であります。

### 第八、残身

#### 一、残身の外形

伸の最高潮に達した瞬間、人力と弓力の結が切れ弓は原状に復し、人は弓の抵抗より去ることによつて、働きの方向に延長運動を残す其瞬間が離れ及び残身であります、残身は離の餘韻であつて残身といひ又後の見込といひます。支那では之を注といひますが、注はそゝぐで、目をそゝぐのであります。

#### 二、意識外の残身

残心は離の延長で、老練の體では、意識外の結果であると云ひます、初身の間は、意識を用ひましても、理想の型につとむべきであります、次第に熟して來ますと、正しき離れには正しき残身が出来るものであります。

#### 三、残心の標準

- イ、左右の拳、水平に位置
- ロ、左拳は肩より稍後方、右肘も同様にして右拳はなるべく大きく開く
- ハ、體は動搖せず、且崩さぬ
- ニ、弓返りした弓は、稍垂直に止め、握りは一寸以上上げぬ
- ホ、弓を支へた弓手拳は、前後上下に屈せぬ
- ヘ、眼は矢所に注ぎ、この時瞳は普通の位置
- ト、丹田の力をぬかず、心身の伸が残るを標準、即ち理想と致します

## 第三章 跪射

### 第一節 跪射概説

#### 一、跪射の意義

跪射は、甲冑前ともいひ、鎧甲等堅いものを射貫く時の射形でありますので、堅物前、又は貫物前ともいひます。一名堅物射のことです。

古の武人が、甲冑に身を固めて、敵陣に射込みたる時も跪射を行ひました。故に日置流及其支流



には射禮の體配として殘されてゐます。

### 二、跪射の特色

跪射は其特色とするところ、鋭き離れと、強き矢勢を專一といたしますので、手の内の働きや、離のさえを識るのに適してゐます。即ち堅硬なる物質を射貫くので、射の良否、並に其正不正は矢の貫通状態によつて、極めて明瞭となります。故に自己心身の働きを試し、且反省するによりしく一方自己の向上に有利なものであります。

### 第二節 跪射の設備

#### 一、七間の射程

跪射は七間を定則とします。之は其働きの最も強烈な時を研究し定めたものであります。矢は弓の張力に弾かれました刹那、押される力によつて飛ぶが、暫時にして引く力、即ち鐵てつの方が矢羽の方を引く働きに變ります。此の力點の移動は、離れから四間乃至六間の間に營まれて、引く力を以て飛ぶ中に其先端が、物體に當つた場合、矢全體に押す力が出來て、之が鐵てつの一點に集中されることによつて貫通力を強めるので、こゝを取つて七間を定めたものと思はれます。

#### 二、的と矢

射位から七間先きの的を立てます。的は甲を定則としますが、普通の的のこに底をつけ、之を軟かな粘土を詰め、鐵板を押し付けて、甲に代用します。矢は貫通矢といつて、篋かに麻で節巻をして、漆を塗り、鐵を付けたもので、其重さは十五六匁が普通であります。其他は普通のものでよろしいのであります。

### 第三節 射法

#### 一、出退場

射場に出るのも退く時も、射禮の體配に準じます。射位の肌脫、矢番等型の如く行ふのであります。

#### 二、足踏

射位に跪坐し、左膝を突き、右膝を開きて立て、少しく踏張ります。

#### 三、胴造

左膝を突き右を踏張りたるまゝ、上體を正しく据へます。

#### 四、弓構

下弰を下に着け、矢を番へ、取懸て下弰は前のまゝで弓を少しく左に押遣り、拇指根が内竹の角



にゆきました時に、弓の移行を止めて手の内を調へます、後の打起し、引取りに當りまして、手の内を移動せなくとも差支へなきやう調へるのであります。

之は射貫物におきましては矢の勢が第一でありますので、手の内の安定を必要といたします。

#### 五、打 越

弓構より、中力の邊に起します、中力とは押大目引三分一といふ術語の略稱で、押即ち弓手の七に對し、引即ち馬手の三の割合で懸渡した味をいふのであります。

#### 六、引 取

打起より直に會に引収めます。

#### 七、會

前述の會と差はないのでありますが、十分に伸を効かすことが肝要であります。

#### 八、離

會の伸と共に一層の鋭きを要します、堅いものを射貫く爲には、其的に當りました時に、矢に中りました時に、矢の力が鏃の先端に集ることでありませぬ。

かくするためには矢が正しく、直角的に中ることが肝要であります。これには會離れの弓手馬

手は弓及び弦に逆はずに充分に伸び切つて、鋭利な離れをなすことが必要であります。

#### 九、残 身

心身が最善の働を要します跪射では、純然たる離の延長でなければなりません、されば意識的に残身をなすべきではありません。

## 第四章 大的前(遠的)

### 第一節 大的前概説

#### 一、射 程

六十六間と三十三間の二種であります。

#### 二、的 の 大 さ

六十六間の方は直径五尺の的を懸け、三十三間の場合は二尺五寸の的を懸くるのを定めとし、最近三十三間の方にも五尺的を懸けるやうになりました。

#### 三、特 色

大的前の特色は射程長き爲離に於ける少しの狂ひも矢飛に表はれ、會離れの正、不正を見るのに



効があります。

### 第二節 設 備

#### 一、塚

特に塚を築かない事になつてゐます。三十三間の方では塚のある方が良し、六十六間にしても築くにこした事はないが困難であります。

#### 二、的

假かりがま的てきであります。三十三間又は六十六間の所に鳥居を組んで、的てきの四方から綱を出して懸けるのであります。

#### 三、弓 具

差矢弓と稱する寸詰りの弓を用ひます、矢は速矢と名づけた、特別のものを用ひますが、的前用の弓を用ひてもよいのであります。

### 第三節 射 法

#### 第一、三十三間の

三十三間の大的前は、小的前と大差はないのであります。詰合に於て、拳を少しく上げるのであ

ります。

#### 第二、六十六間の

六十六間の的大的前は其射法は異つてゐます。

#### 一、足 踏

十五間の小的前に比べて少しく廣く踏開きます。

#### 二、胴 造

變りなし

#### 三、弓 構

變りなし

#### 四、打 起

上弦を少しく後方に、下弦を前方に出します。

#### 五、引 取

弓を照し、手の内は少しく下押に働かせます。

#### 六、會



會に入りまして、上體を五度乃至十度、右に傾け矢を上に向け、拳を的上部につけて手の内は下押を効かして充分に伸します。

七、離

弓手七分、馬手三分の働きで分れます。

八、残身

弓手は左上方に、馬手は右下方に伸び、視線は的に注いで、矢飛の性質を見究めるのであります。

## 第五章 射流(繰矢)

### 第一節 射流概説

野外で射流すもので、矢がなるべく速く達せしむるものである、之には繰矢と稱する専門のものを用ひ、堅物射と同じく射術の巧拙を最も如實に現はすものであります。

### 第二節 設備

一、射場

長さ三百間以上、幅五十間以上の平坦なる土地を要し、なるべく風當りの少い處がよいのであり

ます。

二、設備

三百間内外の地點に、目標になる大旗一流を立て、距離を測る便宜の上から、百間よりは十間毎に小旗を立て、又は白線を引くことが便利であります。

三、弓矢

古くは弓は指矢弓を用ひて、鞆は指矢鞆を用ひましたが、今は指矢鞆は用ひなくなり、弓のみは的弓、指矢的共に用ひてゐます。

矢は繰弓に限られ、繰矢は矢筈で、根に木を用ひ、全體が軽くて細く、専ら良く飛ぶことが出来るように出来たものであります。

### 第三節 射法

一、出場退場

出場退場動作は、射禮の體配に従つて行れます。型の如く肌を脱ぎ、矢を番へ足踏にうつります。

二、足踏

矢束より廣目に、目標と一線に踏開くのであります。



三、胴造、弓構

胴造弓構して後上體を右に三十度乃至四十度傾けます。

四、手の内

拇指と中指を結んで、小指を深く握つて、下押氣味になします。

五、打起、引取

徐々に行つて、少しく弓を照らし、手の内及鞞拳かげこましの無理を防いで、右に傾けた上體と、正しく丁字になるやうに引おさめます。

六、會離

會は小的前の如く時間的に長くなせば、伸離のびはなれの停滞をまねくおそれがあるので、注意すべきで完全な伸離を必要とします。手の内は中指を締め、拇指根を安定して下押を加へます。馬手は肘から鞞拳に涉つて、少しの凝や停滞がなく、離れに至らしめるのであります。

七、残身

離れの餘勢であります。此の残身では、馬手が下段に取れる方がよいのであり、會離の適不適を現しますので、其考證となすことが出来ます。

## 第四編 射形・解説

### 第一章 射形

射形とは、弓を行ふ心身の動きの有形的な表れで「外の動」ともいひます。

心法とは弓を行ふに、形に表はれざるもので、之を「内の動」といひ、普通にこの二者を合して、射法といふのであります。

### 第二章 射形の矯正

#### 第一節 胴の矯正

##### 一、伏胴

伏胴ふしどとは言葉の如く、胴が伏して居るので、體の形がくの字に見える射形で、膝が緩み、腰の屈かむるより來るものでありますから、足踏の角度を廣め、膝腰を伸ばせば矯正されます。



この體で射ては矢は前下に行き勝となります

## 二、反 胴

反胴は上體が後に反つてゐるのでありますが、足踏の角度が廣すぎて、下肢の後部の筋を張り過ぎるから、尻が後ろに退け、體の重心の關係上、胸が反るのであります。

之を矯正するには、足踏の角度を少しく狭めて、下肢の後部の緊張を緩めて、自然の狀態にして腰を正しく重ねて、背筋より首筋に至る筋を伸ばすのであります。

反胸で射ては矢は的後ろに行きます。

## 三、掛 り 胴

掛り胴とは、腰が右に退け、上體が的の方向に出て、左足に體重を支へ、右足で踏張り、左肩が下り、右肩は上り勝であります。

之を矯正するには、左右の動きを均等にし、左足の力で、右肘を引くやうな氣持で、馬手をきかし、左腰を起すのであります。

掛胴で射てば、矢は的の下後ろに行勝であります。

## 四、退 胴

退胴は掛り胴の反對で、右腰が左に退けて、上體が右掛りになり、右足に體重懸つて、左肩は浮き勝であります。

之を矯すには掛り胴とは反對に弓手を充分働かせ右足の力を以て弓手拳を押すやうにして右腰を起します。

退胴で射れば、矢は的下に行くのであります。

## 五、物見の懸り

物見の懸りは、顔が的の方に傾いて、上目目的を狙ふ形となります。胴の懸り、左肩の下過ぎより來るもので、之を矯すには、腰及肩を正しくし、物見の前に充分首筋を上へ伸ばす氣持で、後部の筋を効かせて物見し、引取で崩さねやうに注意します。

之で射れば、矢は下に行き勝であります。

## 六、物見の仰ぎ

物見の仰ぎは、多く頭の戻りから來るもので、此形は額の向きが足らず、顔の上部だけ左に向け、る爲顔が背筋の方に傾き、的に向つた顔は半向きで左に傾き、兩眼の線が左下りの斜線となつて横目目的を狙つた形となります。



之を矯すには引取で兩肩を崩さないやうにして、物見を顎から廻す心持で、顎を充分締め引取では、顎を廻しながら右耳上を弓と弦の間にに入れるやうにします。

物見の仰ぎで射ては矢は亂れ勝であります。

### 七、腰の拗れ

腰の拗れは、腰が左後方に、或は右後方に拗れるのであります。

之を矯すには、腰を充分据え、腹を効かせ、左右の働を均等にし、引取と共に癖の反対の方向に腰を効かすことを習慣づけるのであります。

腰の拗れで射る時は、其矢は左腰を出すものは後方へ、反対に後へ退くものは前方へと、左腰の反対の方向に行きます。

## 第二節 肩及び手の矯正

### 一、左肩の浮きと、弓手の關係

左肩の浮きとは、弓のため左肩が押立てられて、肩口が上り、力點が上部に上つて見える形であります。

これを矯すには、弓手肩口から、剛弱指頭こつじやくに到る線を積極的に働かせ弓を受止めた姿勢から、

弓を攻める働きに變へるのであります。

左肩の浮きでは、矢は上前に行きます。

### 二、左肩の落と、右肩の浮き

左右兩肩の据りが平衡を缺いで、左肩が下つた形であります。會に於ける背柱の彎曲を來すと共に、左胸部に壓迫を受け、衛生上有害ともなります。加ふるに右肩は浮き收まりの形で、全身の均整を缺ぎ伸を妨げます。

これを矯すには、終始腹を効かせて、全身の均整をとると共に、中力引取で左右を水平にし、且つ相方の肩根を沈めつゝ引取るのであります。

これで射れば、矢は後ろ下に行きます。

### 三、左肩の出と、右肩の退け

左肩が前に突出され、右肩が後方に退けだ姿で、一種の胴の拗れてあります。全身の均整を失ふは勿論、押し引きに無理を來し、弓の働きを阻害するのであります。

之を矯すには、弓力を左虎口と右肘に正しく受け、腹力を加へて、左右均等に引き收め、馬手腕左肩口等に無理な力みを加へぬことのであります。



矢は後方に行き勝て、之は物見の崩れを來す原因ともなるのであります。

#### 四、左肩の退け

これは前と反對に左肩が後方に退け、其姿を上方から見ますと、左右兩肩の線と弓手の線が著しくくの字をなしてゐるのであります。之は物見の向き過ぎ、及び之に伴ふ上體の拗れと、引取に右肩を誘ひ、或は弦を胸に付けやうとし、右胸を出す事等に由りますが、之を矯すには、物見の際の胸の拗れを防ぎ、腹を充實し、引取のとき左肩口を充分伸ばし胸弦をとらんとて左胸を突出すかはり、右射を後方に引き廻します。

矢は前に飛ぶものであります。此射形では弓には無理を加へる事は少いのであります。

#### 五、剛弱と鞣拳(かたせまし)(剛弱とは腕首のこと)

剛弱は虎口の中心と、腕關節の中心を一線にし、脈所の働きを充分にすべきで、此姿にも、出過ぎ、退け過ぎ、立ち過ぎ、落ち過ぎ等の弊があります。

#### 六、剛弱の出過ぎ

脈所が前に出、腕關節より先きが後方に屈曲して、虎口及び關節の中心が、拇指の付根と直線になり、弓力の懸りが手の背部に偏した姿であります。之は引取の際、手の内の滑り込み、及び肩の

出過ぎにもありますが、射手の永年の習癖もあります。之を矯すには、引取の手の内を儘かにして弓手の中心を効かすのであります。こゝに一つの方法は、馬手の腕關節から先を弦に牽かせ、拇指頭を的に向はすやうに心掛けますと、之に伴つて弓手の剛弱も眞直になるものであります。此の射では狙は的後ろに着きます。

#### 七、剛弱の退け過ぎ

出と反對であります。弓力の爲めに弓手が前方に引寄せられ押し逼おさめられたゝめに狙が前方に狂ひ勝ちで、離れに望んで、後方に振込む結果となりますので矢飛び亂れます。

#### 八、剛弱の立過ぎ、及び落過ぎ

立ち過ぎは、上押の効き過ぎでありますから、弓の握りを少しく深く握り、中指を締め、拇指との結びを儘かにして拇指根を効かせます。

落ち過ぎは、最も悪い現象で、弓の働きを妨げ手の内の派生的表れで、多くは左肩根も突上げられるものであります。之を矯す法は、手の内を順を追ふて充分修め、全身の懸りを均等にして、肩根を据え、特に伸びを左手に効かせ、上筋前筋の弾力を以て弓を押すことであります。

この射形は矢勢出です。姿態も醜いもので、矢は亂れるものであります。



### 九、馬手肘の下り過ぎ

會に於ける馬手肘の位置が著しく下るのであつて、之を矯すには、引取りに當り、馬手拳を柔く用ひ、腕關節を固めないで、弦に任かせて、中心の時の前膊の線を其儘肘頭の働を以て、後方に引き廻すのであります。

之は弓力が上懸りになり易くて、離れは弦に逆らひますので、矢飛びは亂れます。

### 十、馬手肘の前浮き

肘頭が肩の線より前に在る會であります。下り過ぎと略同一で更に甚しいもので矯す法も同じであります。この射では矢は後ろに亂れます。

## 第三節 矢飛びの矯正

### 一、前方に直ぐに行く矢

狙つた所より前方に矢が飛び出して、矢飛は直ぐなものであります。

馬手に比して弓手の働が弱く、殊に前筋より拇指に渉る働が鈍いによるもので、之を矯正するには、弓手肩口より、剛弱及び拇指に渉る前筋を効かせるのであります。

### 二、前方に左右動を嘗みつゝ飛ぶ矢

狙ひ所より前方に向ひ、左右に波状を描きつゝ、飛ぶ矢であります、眞の離れでなくて、力み離しより来るものでありますから、之を矯正するには、弓手肩口より、剛弱及び拇指に渉る筋の伸を効かしますと共に馬手の力業を廢し、引く力を肘に託して、拳は弦に任せて軟にし、全身の伸を以て離に到らしめるものであります。

### 三、後方に左右動を嘗みつゝ飛ぶ矢

波状を嘗んで飛ぶものであります、之は離れで馬手拳が右前方の方に働き、鞆帽子で弦を強く拂ふので、弦が左右にふれて、矢に振動を與へる場合と、馬手で、無理を行ふため、弓手を後に振り込む動作に原因する場合があります、之を矯すには、馬手の力業を廢して、全身の伸を以て會を熱せしむることあります。

### 四、後方に直に行く矢

狙ひ所より後方に直線に行く矢であります、之は弓手肩口より、剛弱拇指にいたります働が過ぎて、腕後の筋の働が足らぬからであります、之を矯すには弓手後部の筋を健かにして、前筋の働を授けるのであります。

### 五、上に行く矢



狙ひ所より上に直線に行くものであります。之は多くは上押の不足によるもの故、矯す爲には上押を動かすことであります。

#### 六、上下動を替みつゝ飛ぶ矢

上下に波動をして飛ぶ矢で、之は馬手拳の力みのため、腕が上下に撓ひ、離れると共に、正復する反動を残して飛ぶのであります。之を矯すには、馬手拳の凝りを去りまして、矢にいらぬ壓迫をせぬことであります。

#### 七、下方に行く矢

狙所より下方に直線に行く矢であります。之は物見の伏りと、上押の効き過ぎに由ります。故に物見を起して、弓をすこし深く握ることでもあります。

#### 八、螺旋状を描いて飛ぶ矢

螺旋状をなして飛ぶ矢であります。離の際の馬手と弓手の動きの方向が異なる場合に多いのであります。之を矯すには、左右共に力みを去つて、均等な懸りと、正しい働をなして、腹力で伸合ふやうになします。

### 第四節 的着の矯正

#### 一、的 着

的着とは、矢筈より根を見通した線が、的に着くことをいひます。人によりまして各々體質にもよつて決定すべきものであります。正しき狙ひは、瞳より弓の左側にかけて的を見通す視點と、矢の向つてゐる所が略々等しくなるのであります。

#### 二、狙ひ所より後に着くもの

瞳の照準點は、的心につけて居りますが、矢は後方に着くものであります。之は弓手肩口の退け收まり、物見の深過ぎ、物見の照り過ぎ、頬付けの不完全等より來ます。之を矯すには左右の肩口の線と的の後縁を直線にしまして、物見を正し、會に於ける矢の頬付けを正しく致します。又後方からの着けを監視させて矯すことも有効であります。

#### 三、狙所より前に着くもの

瞳の照準より前の方に矢の線がつくもので、之は左肩口の出に伴ふ右肩の退けと、物見が浅すぎるからであります。矯すには兩肩口を正しく据えまして物見の向きを増すのにありますし又監視人を置くのも、一法であります。

### 第五節 的と狙



一、正しき狙

瞳の照準絶と、矢の着線とが一點に納まること

二、的の遠近

的の遠近即ち瞳と的との距離によつて、二線の一致點を遠く或は近く移動せしめる必要が出來てきます。

其方法は、正しき的心に垂直線を引き、的の遠近に依つて、上、中、下何れかに照準點を置き、的の遠距離の場合は弓の下弭を前方に出して弓を照すことに依つて、射位に於ける二線の距離を増し、其一致點を遠距離におくります。近距離の場合は反對に弓を伏せて、二線の差を縮めて其一致點を近づけます。

斯の如くして、二線の一一致點を遠く、又は近く移動しまして、必ず的の位置に於て二線を一致させるのであります。

# 第五編 的、及競技

## 第一章 的

### 第一節 的の起源

一、神代 神代の昔も弓はありましたが、其用途が狩獵より移りては軍事として用ひられましたので、的を使用するやうになつたのは、後世と察せられ、確實なる起源は不明であります。

二、武内宿禰の説 仁徳天皇の朝、高麗の使臣が鐵楯を持参した折に、之に黒屋をつけて、宿禰をして之を射らしめましたが、一矢にて貫きましたので、使は其弓の勢におそれました、之を「楯人の宿禰」といひ又「的の臣」（いくわのおみ）「的の宿禰」等いつたとの説があります。

### 第二節 的の種類

#### 一、普通の的

イ、大的 主として遠的に用ひるもので五尺二寸を標準とし、時には三尺六寸、又半的といつ





て二尺六寸にすることもあります。

ロ、小的 大的に對して小的といひます、十五間射場に用ひ、四寸、五寸、六寸、八寸、尺二寸を正法とします、何れも人體に凝し四寸は首、五寸は顔、六寸の胸の厚さ、八寸は胸の幅であります。尺二を標準として射禮、敷射に使用するのであります。

ハ、金銀的 本來は一寸八分の的に金紙又は銀紙を張つたものであります。左右の眼に凝せられ又之を惡鬼的ともいひます。大抵競射の後には金の三光といつて、金的を三つ射落す餘興が行はれます。

ニ、挾物 昔ははな紙、木の葉、芋の葉等を挾んで射たものであります、今は俗に射割といつて杉板を射割るのであります。普通には四寸角位のもが多く用ひられます。又之に紙を小さく切つたものを貼り込んで射割りますと、花が散るやうに出ますこれを花射割りといひますホ、其他 三々九、圓物、振々等申すのは現今使用しません。昔の賭的に用ひられましたものに四季的、五色的があり、又月並的といつて十二月それ／＼に繪を書いたのも用ひた時代があります。

二、的の區別 的の種類、其方法等の異なるに従つて歩射、騎射に區別します。

イ、歩射イ、大的 昔は小的を射ることは少く、多くの場合大的が射られたので、單に的といへば大的の意味で、後に小的が出来て大的といふやうになり、今日では大的又は遠的といひます大的の作り方は檜の薄板を編んで、直径五尺二寸の圓さとし之に和紙をはり白く塗つて三重の繪を出します。

草鹿(くさじ) —— 狩の練習で、夏草の中の鹿を射るためであります。鹿の高さ一尺八寸廣さ八寸、首の長さ七寸五分、顔の長さ三寸五分の鹿形に作つて、的串につり、十五間の距離にいたします。

圓物 —— 球を二つに割つた形の的であります。白草で縫ひ八寸ばかりの大きさであります。中高に作られてあるから、真中に當らねば矢はそれます。

ロ、騎射 流鏑馬、牛追物、遠笠掛、笠懸、小笠懸、犬追物、八的、三々九、手挟み、こひたれ脇ほそ、狩、に區別

騎射の三つ物 流鏑馬、笠懸、犬追物

### 第三節 的の繪

一、陽的 白星にしてあるものをいひますが、日置流では陽的使用を正法としてあります



二、陰の的 黒星にしてあるのを陰の的といひます。  
三、三重の繪 眞中の白と黒を小まなこの白又は黒といつて次を霞の白又は黒、外側を山形の白黒といつてゐます。又第一の黒、第二の黒ともいひます。繪の出し方は先づ尺二の三重繪にすれば尺二の半徑六寸の三分の一に當る二寸を一の白とし、一の白から残り四寸の四分の一、一寸三分三厘を一の黒とし、二の白は更に残りの寸法の三分の一に當る八分九厘となり、二の黒は五分九厘三の白は四分、三の黒は二分六厘で、大的でも小的でも、三分の一を取つて行くのであります。

#### 第四節 金的

初め八幡棚に備へて置いた杉葉と金的を、主催の方で持ち行き、杉葉三本を地上六寸ばかりの所に、半月形に塚に飾り、其下に金的を、光線を受けるやうに注意してかけるのであります。

#### 第五節 鬼の字

小的の裏に鬼の字を書く事がありますが之には甲乙、ムの字を集めたもので甲乙なしの隠字といふのと、惡鬼を射るといふ二説があります。

#### 第六節 巻藁、射込桶

巻藁は、藁を締めて作りのとしたのであります。がたてに立て、射のであります。横に置いて小口

を射るのを小口前、又は射込といつてゐます。小口を射るのは、射込桶、即ち藁を樽に入れたのを本義としますが、巻藁の方よりも略義であります。

#### 第七節 侯 串

侯串は其書方も多種で、剛串、業串、衝串、的串等あります。十五間の場的を挟む串の事であります。

古代支那では今日の塚はなく、幕を以て的をとめたのであります。今日塚が出来て之が竹串に代りましたが、幕を侯といふ意味から、侯串といふ説があります。

## 第二章 競 射

### 第一節 競射概説

體育の隆盛と共に、國技としての弓道も、最近益々盛んなるに至り、競射が行はれるやうになりました。競射なるものが弓道元來の面目でないとしても、個人的にも團體的にも、競射が行はれ、其結果は、弓道の進歩に大に力があるので、従つて之は一の奨励もなるのであります。

競射に際しては、全身全靈の力を出し、一射毎に平靜と沈着を以て是に當るべきであります。



此後大衆の競技として益々進歩して行くことも、明らかであります。

### 第二節 個人競射

- 一、射 數 人數の多い時には一手乃至八射、人數の少い時には十二射又は二十射等の射數を定めて行ひます。
- 二、勝 敗 現在最も採つてゐる勝と云ふのは當りの數の多いのであります。眞に之を審判すれば當りのみでなすのは弓道ではなく、射形、弓技、矢乗り等參酌して採點するのがよいのであります。一寸困難な事情がある爲に當りを主としてゐます。
- 三、特 徴 同中競射になつた時の射詰めの場合の興味であり又點とり、的割り等稱する競争的のものをすれば、人間の本能として次第に熱中して來るのであります。
- 四、缺 點 賭け弓になり易い傾をもつてゐます、當りのみに専らでありますので、弓の品格を失ひ、あて弓一方、賞品目あて等といふやうになれば、弓道の精神は失はれてゐるのであります。

### 第三節 團體的競射

- 一、團體の條件 個人での競射は自己一人丈に優秀であれば、よいのであります。團體では全チームの射士が團體的の訓練が行はれて平均して強味を持たなければ、よい成績は擧げられないのであります。

あります。

- 二、特 徴 團體としての統一的訓練が行はれ、多數の者が技術の上達、精神練磨が出來て、大なる獎勵となるものであります。

### 第四節 團體競射の方法

- 一、二團體の場合 二つのチームに分れて相對抗して射數を定めて、的中數を争ふのであります。之を源平戦といひます。又紅白戦といふのがあつて、之は勝者の方は残つて敗者の方は退いて行くので、一人でも全軍を抜くことも出來るやうな事もないとも限らないのであります。

### 二、多數團體の場合

- イ、篩ひ落し 全部の團體が、一定の射數を定めて一通り射終り上位から豫め協定された幾團體かを取り、次第に敗者を篩ひ落して、かくて残つた二團體が優勝戦を行つて、優勝を決するものであります。

- ロ、源平戦 協定によつて、組合せを作り、組み合された團體は戦を決し、勝つた方は又別の勝つた組と戦ひ、最後まで残つた組が優勝するのであります。之は運不運があり最初強いチームと組合すればどちらか敗けて退かねばならず、弱い同志が對抗して行けば案外後まで、弱ひながら



も残ることがあります。

### 第三章 中り外れの審判法

一、的に中り矢が強制的に突き通りて、矢筈が的に表面から見えねことがある。その時弓の弦をもつて的の表面をすりて、筈が弦にかゝればよし、かゝらねば外れであるといふ議論もあれどこれは勿論中りと認むべきである。

一、弓の弦が切れた時と雖、矢が當りたる時は當りである。

一、候串を通した場合も矢が的に面を通つて居れば、當りである。

一、當り矢の筈を射た場合は外れであるとの説もあれど殊更に人の矢を射る者もなければこれも當りと認むべきである。

一、的に射て矢の根が内には入つてゐるなれば、射込ぶちとて當りである。また根が外へ出てゐても矢が的に離れなければ當りである。

一、的に當つた場合でも矢の筈が地につけば、外れとなる。弦を通して見て弦が通るだけでもあいて居れば當りである。候串が抜けて矢が地についたのは、矢と的に離れなければ組打と稱して中

りである。この場合矢と的に離れになれば外れである、的に輪を射ねきて的に離れた時は外れである。これを射切りぶちといふ。少しでも矢が的についてゐれば中りである。

一、地を掃きて當りたる矢は外れである、これを八つ當りと稱して當りとするも之は誤りである。

一、的に當りて矢が折れた場合も、矢が的に離れなければ當りとすべきである。



## 第六編 弓 具

### 第一章 弓

#### 第一節 弓の概説

一、弓の名稱 和名は由美であります。ユガミであり其語源は形のゆがみたるより來れりとも言ひます。ユガミは弓上で弓より起れる言葉であるといふ説等ありますが、正確な考證はわからないのであります。

二、弓 論(大坪道禪夢想の卷)「そもく弓と申すは金胎兩部を表し奉る、惡魔を降伏し、天地を納め給ふ、下弭は胎藏界の大日、たいぞう界は七百餘尊、金剛界は五百餘尊、弓のたけは七尺五寸なり、七尺は天の七曜を表し、五寸は地の五行を表し、五行はこれ觀音なり、裏弭は明王の形ちなり、また弓の名を分くること愛染明王惡魔降伏の弓、釋尊の慈悲の弓、たいはたつたが愛嬌の弓、聖德太子の桑の弓、伊勢大神宮の弓、岩戸の弓、ぼさつのとうの弓、李將軍がこねんの弓……」



等と論じられてゐます。

三、弓の進化 神代の昔、弓のあつたことは確であります。之が如何にして製造してゐたかとは云ふことは、古代のことはわからず、何れの器物も發達せざりし時代の事であるし、木をまげて、之に弦を張りし位のものに過ぎなかつたと思はれるのであります。又其歴史も相當に長いので、種々の變化はあり、且名稱も種々と呼ばれて來る内に、次第に研究もされて進化したのであります。

四、弓の分類 構造の變化により、丸木弓、伏竹弓、三枚打の弓、四方竹の弓、箠打の弓に分つことが出來ます。

(1) 丸木弓の種類と特長

イ、強靱な自然木を適當な長さに切りまして、綱をかけたもので、極めて原始的なものであります。

ロ、長大な木を挽割り、上下の姿、握りの形等、大體の弓形を造り要所〳〵に力を持たせたものでやゝ進化したものであります。

この丸木弓は、後に出ました合打の弓に比べまして、反撥力は劣りますが、堅牢で、風雨に耐へる特長がありますので、使用するも好み、故に使用されし期間は非常に多くあつたのであります。

近世迄混用されたのであります。

(2) 伏竹弓と長所 短所

伏竹弓は、丸木弓背面を手にしまして竹を張り、反撥力を増したのであります。丸木弓に比べまして性能に於ては大分進歩したのであります。昔の事でありまして完全な粘着物が無かつた、めに破壊するせのが多いので、麻、籐等を所々に巻いて、之を防いだのであります。尙丸木弓の方が堅牢であります處から、兩者の混用をなした時代が續きました。

(3) 三枚打の弓の進出

三枚打の弓は、伏竹弓が創作されましたので、之を研究して更に性能を發揮するために、内面に竹を張つて造つたもので、次第に進化して來ましたものであります。

(4) 四方竹の弓

四方竹の弓は、丸木弓の四方を竹で張り詰めたもので、現代弓の箠打びきうちに近づいたものと云へます。五、混用時代 以上の弓は、使用の土地にも依り、其年代と相違し、明かに分ける事は困難であり時代的には混時代と申すべきであります。

六、皇國獨特の弓の完成 (箠打の弓) 足利時代の末となりましては、弓の使用は益々加はる所の



戰國時代を出現しました結果は、日置彈正の如き、一世の大家も現はれましたので、斯道の進歩と共に、弓の構造に於ても相伴つて進歩を致しまして、遂に今日見ます所の、外竹、内竹、左右兩側木を以て、中心に箠を包み、堅硬、柔軟和合したる一つの働をなさしめて、人體に對しても抽抗少くして、反撥力が強い。皇國特有の弓の完成を見るに至つたのであります。



其理論と實際の發見者は判明せぬのでありますが實に現在の皇國の弓の構造は、日本刀と共に、世界無比のものであると誇るに足る製作であるのであります。

### 第二節 材料による元始的の弓の名稱

一、梓 弓 梓弓は、梓樹で製しだものであります。梓樹は、俗名、木ささげと稱し、和名を阿豆佐、とあります。我國での産地は信濃より出でし説あり、また樹幹と葉は桐に似て、木理細くして楨に似、色白しとあります。

かへらじとかねて思へば梓弓

なきかすに在る 名をぞとむる

の正行公の歌によりて、皇國民の皆知るところのものであります。

二、楸 弓 楸弓は、楸の木を削りて製したものであります。楸は楸によく似たる木で、其判別し難い程のものであります。楸よりは、弓木に適したものとされてゐます。

楸に似て見分け難いが、皮を去り、身木を削りて見れば、楸は木理堅に通りたるばかりで、變りたることがない。楸は堅に通りたる木理を構にからみたる木筋あります故に、櫻よりは木性ねばくして強しといひます。

三、楸 弓 楸弓は、楸樹を以て製されたものであります。萬山三と和名抄にある如く、眞の弓の木といふ意味であります。まゆみは眞弓と通じ、白木のもので作りましたのを白ま弓といつて彈力に富み、柔軟であるが、折れないので、弓の好材料とされたものであります。

四、柘 弓 柘弓は柘樹で製したものであります。桑の一種で俗に野桑、山桑などといつて、産地は四國であります。

五、楸 弓 楸弓は、楸樹で製した弓であります。今日でも、側木として用ゐられてゐます。外形は漆の樹と似てゐますが漆は紅葉しないが楸は紅葉をいたします。楸に二種ありまして、山はじといふのが幹も伸びて枝が少いために、節もなく、弓材として最も適したもので一名白楸といひま



す。樹心に少し黄いところがありまして、そこを弓材として使用するのであります。

六、桑弓 桑弓は、桑樹で製したもので、諺にも「巖をも透す桑の弓」と申しまして桑弓に蓬矢を用ひましたことを見ますれば、實用的のものではなく、儀式に使用したことがうかゞはれるのであります。蓬矢に桑の弓を以て、男子の出生を祝つたことを察しますれば、桑の枝位のものに弦をかけて、蓬矢を射しものゝやうに思はれます。

七、桃弓 桃弓は、桃樹で製せられたもので、之も實用的のものでなく、桑の弓と同じく儀式に用ひられたものであります。昔禁中で毎年十二月晦日に追儺が行われました。今日の節分の豆撒きがその名残といひます、この鬼を追ひ拂ふ儀式のために、鬼の假面を冠りました方相氏を殿上人が、桃弓に葦矢をつがへて射たのが、延喜式、公事根源等に見えるのであります。

以上のものは、元始的の素朴のもので、單なる丸木弓でありますが、弓の沿革上、一の参考として述べたものであります。

### 第三節 用途による弓の種類

#### 一、的弓

(1) 長さ 總長七尺三寸を普通と致しますが延びたるを延弓といひます。

(2) 用途 用途は小的前、儀式に用ひられ、鳴弦等にも此の弓を用ふるのであります。

(3) 装束に依つての名稱

イ、塗弓 塗弓は弓全部、漆で塗り固めだもので、種々の色があります。

ロ、重籐弓 重籐弓は、黒漆で全部塗つた弓に、二寸巾五分置き位に籐を巻いたもので、あります。

ハ、塗重籐弓 塗重籐弓は、重籐弓を全部漆で塗つたものであります。

ニ、白木弓 白木弓は、木竹共原色の儘で、塗料を用ひないものをいひますが、最近では打卸しの新弓を白木弓といひ、枯れて時代色の着いたのを色着き等といひます。

#### 二、指矢弓

(1) 長さ 總長六尺八寸で的弓にくらべますと、握より上下に向つて、加速度に分を詰めてあります。

(2) 用途 この弓は、矢勢を出すのに重點を置くもので、矢を遠距離に飛ばし、又は堅い物體を射貫くに用ひらるゝもので、現今に於ても、練矢、遠矢、射貫物等に用ひられるのであります。



#### 第四節 現代弓

##### 一、系統と特色

- 1 原料の竹木を産する土地に製造家住居するやうになります。
- 2 土地の氣候風土、或は情風俗の影響を受けて個有の特色を作ります。
- 3 父子同間相傳へ、師傳を守りましたので、現代に於ても、原産地によつて性能を異にします

##### 二、京 弓

(1) 産地 京都中心に産するもので、京都地方は今も美しき竹林が多く見えますが、昔より良材を産した土地であります關係上、弓打の業が發達しただけであります、竹に軟か味を有つてゐます

(2) 特色 土地としては、優美典雅な所謂都人の人情風俗の影響を受けまして、弓の姿が上品で、京の趣があり、體の當りも素直で軟かであるので、愛好者が非常に多いのであります。

##### 三、薩 摩 弓

(1) 産地 薩摩に産する弓であります。半熱帯的な氣候でありますので、櫛はことか黄揚わづらなどの良質の木がよく成長し、良質の竹も産するのであります、自然の天恵を有してゐます上に、之に加

へて舊島津藩の保護政策があり、薩摩特有の膠を製しまして、寒暑兩用の、實用的な弓と産します。

(2) 特色 薩摩は剛健の氣をもてる土地であります。其氣風を受けて剛堅であり、特有の膠によつて、寒暑濕潤に耐へる所より、實用の弓として愛好を受けてゐます。

現今九州各地に弓を産してゐますが、薩摩弓の系統に關するものが多いのであります。

##### 四、關 東 弓

(1) 産地 關東に産するものであります、京や薩摩の如く材料等の便宜より産するやうになつたものでなくて、大正、昭和の弓道の勃興と共に、東京方面には多數の需要者を得たのが其盛んに産する原因で幕末及明治時代に於ける江戸の弓村師と有名でありました、佐野新兵衛門人によつて製せられますので、弓打の歴史としては最近であります、良質の弓を多く産するやうになりました。

(2) 特長 所謂中庸を得たる弓として特長を有してゐます、弓村師といふものは、弓工中の仕上をなす職であります、其技は鄭重でありますので出來が平均してゐます、其上京弓と薩摩弓との中間に位して、優美と強靱の兩方面を有してゐますので、全國の愛好家を有して來ました



## 第五節 弓 村

一、弓の村意義 弓村といふのは、打上げて枯らした弓に手を加へまして、弓形を調べる事をいふのであります。其加工をなします順によつて、荒村、中村、小村仕上げ村、等の名稱があります。

二、荒 村 篠放弓（弓の嬰兒期）を最少一ヶ年枯らしまして臺帳と稱する張り形にかけ、弦を張つて暫く置きました、形の定まるのを待つて、弓の性質や癖等を見極めて、小刀を以て内竹の角を削つて釣合を計ります。之を面取といひます。其より弦を外し竹の角を取つて、弦を懸けて數日間張込んで、強据るを待つて飽をかけて、上下の強形、側木の丸味等を拵へ、上管下管を整へます（幼年期に相當します）

三、中 村 荒村の儘、最少五百本位矢數をかけ、弓の癖、或は狂ひ等を見究めて小刀を加へます。弓は其性能上、新しい弓の間は射込みの結果、多少にかゝはらず、必ず歪を出し、或は働き場所の異常を來しますので、是非この中村はなさしめて置くべきであります（小年期、國民學校）

四、小 村 中村をとつて寒暑を越して、三千本以上も矢數を加へましたならば、更に小刀を加へまして働きを整へるのであります（青年期、中等教育）

五、仕上村 小村をとつて、更に射込んで形も納まつて、働きの整つたならば、射手の好みによ

つて弓形を整へるのであります。古來から弓村師の最も腕を揮ひますのは、この仕上村とされてあるので、之によつて働きの永久性と、美觀を保つのであります。（成年期、社會に出ました）

六、射手村 弓の製作をなすには以上の如き順序を経て、初めて使用されるのでありますが、之を弓師にたのみず、射手が自ら射込の傍ら、弓の性能を見究めながら、丹念に、氣永に手を加へて作り上げるものでありますので、其方面の相識が充分でなければ出來ないわざであります。

## 七、手入及保存法

## (1) 手 入

イ、粘着物を以て張合せたものであるから、濕氣を嫌ひます。

ロ、使用後には乾燥した木綿布で、弓に熱が生ずるほど摩擦しておきます。

ハ、風通しの良好な日影に懸けて置くのがよいのであります。

## (2) 保存法

イ、保存法悪しければ名弓でも、廢弓になる場合がある故大に注意すべきであります。

ロ、手入法を怠らぬこと。

ハ、數ヶ月、又は數年休ませる時は、充分に濕氣を去つて、木綿で巻き、澁紙製の袋に納め



て風通しよく、乾燥した所へ吊つておくのであります。

### 第六節 附と握革の巻き方

一、定 法 現在は弓師で大抵七尺三寸に弓を造るので、別に必要はなきもの、斯道に志すものは知ることとも又不要でないのであります。大體自分の身長にあはせて弓を作るのが定法であります。本來は左の膝の下に、弓の下銚をあて、左手の中指の先までの長さをとり、これに二寸五分を加へて、これから上に籐を巻き、下に握り革を巻くのが、最も適切な正しいものであります。

二、巻き方 附（弓つか）は普通に握りといつてゐるところであります。握り革の巻き方は五番又は七番などありますが、何れも故實でありますので必ずしも之に限られたものではありませぬ、たゞ其巻方は外竹の内かどから巻始めて、右へ巻き、外竹の外かどで巻きとめるがよいのであります。巻始めの所は皮を細くして、一見しては何處から巻始めてゐるかわからぬやうにし終りも之と同じくいたします。革は黒革が本式でありますが新しい時は掌を汚すのであります。ふすべ革でも差支なく、掌も汚れず軟かで、握り心地は反てよいのであります。

### 第七節 弓弮測定法

弓の形により多少の相異はありますが、普通七尺三寸の弓では、四寸六分乃至五寸位が適當であります。七尺五寸の寸延びの弓では少し弮を高くしてゐます。胴の強い弓は弱を高くし、胴の弱い弓は弮を低くしておく方がよいのであります。

手の大指を自然に延ばした寸法が五寸乃至五寸二三分になりますので、之を弦と握りの間にあてますれば、凡そわかるのであります。顔を弓と弦の間へ差し入れるのも一種の弓弮測定法ではありますが、餘り恰好もよくありませんし、用ひない方がよいのであります。

### 第八節 弓の張り方

先づ左手に弓をとり、上弮の弦輪を歪まぬやうにしてかけ、下の弦輪を口にくはへ、右手は弓の下銚の先端を持つて弓張枚に上銚を當て、左足を前に踏み出し、體を曲めながら、左手を充分伸ばして、握り部を押すのであります。

但うらぞりの多い弓は握りより上を押し、上の弱い弓は握りより下を押さなければなりません。そして之を支柱として右手は下の關板を上方に掻け、左の膝上に置いて、口にくはへた弦輪を下弮にかけ、弓弮をはかるのであります。測方は前述の通りにします、弦の兩端と中仕かけのところを口で食ひしめて二三度靜かに素引をします。

尙躰などかけぬ前に張らなければなりません。躰をかけて弓を張る事は醜態であることを心得お



くべきであります。

### 第九節 弓矢の定尺

現今の弓は七尺三寸か七尺五寸に作られてゐますが、實際からいへば、用ふる人の身長に應じて作製する事が理想といへませう。されど一々身長に應じて作る事は製造家として困難である爲に現在のやうな二種類位に止めたのであります。

矢の定尺は、普通には身長の半分とされてあります。又其人の手で十束三伏せとも申しませんが、一束は拇指を除き、四本指を揃へた幅で、三伏せは一束から小指を除いた三本の幅をいひます。或は又十二束三伏といふ、長矢束もありません。

一般的には咽喉の骨から鏃を當て、左手の中指の矢迄を矢束とされてゐます。

### 第十節 弓丈と矢束

弓矢の身長に對する關係は前節の通りであります。弓と矢の關係も特に密接であります。

弓を引收めたる孤線の角度は、矢を押す反撥的に關係があつて、矢飛、沓等に影響するのであります。従つて引く矢の長短に依りまして、弓の丈も増減すれば、理想であります。製造家の上よりこの標準の如くも製作上困難もありませんが、研究の必要はあります。

弓丈

矢束

七尺三寸	二尺九寸迄
七尺五寸	三尺迄
七尺七寸	三尺一寸迄
七尺九寸	三尺二寸迄

この標準は、二尺九寸以上の矢束は、矢束一分を増す毎に、弓丈二分を延ばす割合であります。で、其割で表の作製も出来る事になります。

### 第十一節 弓矢の輕重

弓の力と、矢の重さはよく均衡が取れなければ矢の速力、貫通力、的中率等に密接な關係を有するものであります。之も研究の要があります。矢の重さは、は管羽、矢の根等と加へました重量であります。篋のみの重さを求めますのには、一匁下りとすればよいのであります。

今左に其標準を示しますと

弓力(分)	十五間的矢重量	卅間大的矢重量	射流用繰矢重量
一寸	十一匁	十匁	八匁乃至七匁



九分	十分	九匁	七匁	六匁
八分	九匁	八匁	六匁	五匁
七分	八匁	七匁	五匁	四匁五分
六分	七匁	六匁	四匁	三匁五分

### 第十一節 弓力測定法

弓の張力を弓力といひます。普通に比の力の測定といひますのは、分を以て現しますので、六分の弓、七分の弓等といひます。又弓の厚味即ち力の如く考へられてゐますが、正しい解ではないのであります。古く武家政治時代には、合理的な弓力測定法があつたのであります。其方法は、弦と弓の弮巾を五寸一分に張りまして、握りを支へて吊上げ、中關に四貫五百匁の錘をかけて、弦が原位置より

- 一寸九分下りが 一寸の標準弓力
- 一寸四分下りが 四寸六分下りが 九分の標準弓力
- 七寸三分下りが 八分の標準弓力
- 一尺二分七分下りが 六分の標準弓力
- 一尺〇分下りが 七分の標準弓力

其他、弦を張るに要する人数を以て、二人張、三人張等と標示した時代もありましたが、正確な

ものではないのであります。

### 第十二節 弓の構造

現代弓は、内竹、外竹、側木、箆、上下關板から成り、是を膠と稱する鹿皮を煮詰めて製した。粘着物で付着してゐます。

箆は竹を火熱に焦して製し、側木は櫨の木、内竹外竹は、分頃に應じた太さの竹で、例へば七分の弓には七寸のにしますが、それを充分枯らして割り合せて、膠を用ひて張り合せ、當竹を當て、籐蔓で巻き、熱を加へて膠を緩め、下の方から次第に上に向つて、反を付けながら楔を打つて締め膠を密着させて二三日置き、膠の乾燥するのを待つて籐蔓を取去ります。これを藤放し弓といひ、其形は稍々鍋蔓形をなしてゐます。

### 第十三節 弓の選擇

弓道には弓の選擇も必要の事であります。始めの内は弱い弓で、次第に強い弓に行くべきものであります。普通始めは、六分五六厘位より、五六ヶ月より一年も引きますと強い弓を引きたい希望が起きて來ますが、徒らに強い弓を引いてはよくないのであります。

自己に最も適切な弓を選ぶことは必要であります。弱過ぎたり、強過ぎるのはよくないのであり







れで矢の觸れる義等の意があり、矢を箭とも書きます。

### 第二節 弓の種類

一、征 矢 征矢はそやといひ、戦矢であり、征箭とも書きます。昔戦場に用ひたものでありま



征矢

すが、武器の發達により之は  
不用となり、今日ではその用

ひ處がなくなりました。征戦の矢といふ意よりして征矢といつたものであります。

二、野 矢 野矢は獵に用ふる矢であります。しゝ矢ともいひ古代は獵師は山野と野矢持ちなが

ら、鳥獸を射取り生活したのであります。

されど戦場に用ひられた記録があります。源義家が奥州征伐には野矢を用ひ、保元の亂の折鎮西八郎爲朝の用ひたのは野矢であつたといふことであります。野矢は一名うつぼ矢ともいひます空穂に入れるからであるといひます。征矢は箭やぶらに入れるのであります。

三、的 矢 的矢は的に向つて射るものであります。甲矢、乙矢二本を一手といひ、四本を四ツ矢と稱します。甲矢は走り羽を上にして、羽の表が外に現はれ、莖は内に向つてゐます。乙矢は其反對に羽の莖が外に向き表が内に向へてゐます、矢を射る順序上、初心者其區別を間違へぬ

やうにすべきであります。的矢の筧は、澁筧、白筧、漆筧、火色筧等種々あります。又一文字、麥粒、杉成り等形の上の種類も一定してはゐませんが、羽は各好みによつて作つてゐますが、鳥等は忌むのであります。

四、繰 矢 繰矢は遠距離を射るものであります。現在では射流に用ひられる所より、射流矢ともいひます。昔は四町又は四町八反をその標準にしてゐたといひます。従つて筧は細く、羽も鴨の第一の羽をはぎ、根は木鋒であります。

五、指 矢 三十三間堂の通し矢として、特に造りしものであります。野指矢、芝指矢等申しますのも之であります。輕いのがよいので、繰矢と同じく木鋒であります。繰矢は彈投に制限がなく、遠距離に達すればよいのであります。指矢は彈投の制限があつて、しかも一定の場所まで通らねばなりませんので、之を通し矢ともいひます。

六、鑓 矢 かぶらやといひます。かぶらをつけた矢のこと今日では流鏑馬等の神事に用ひられるのみであります。古代戦場に用ひし時代には鳴鏑を陣中に射込み、宣戦布告をいたしました。那須の與市宗高が屋島で扇の的を射た時の矢はぬた目鏑矢であつたといひます。

七、杉形筧 杉形筧は、杉の木形状に似て、矢の根が太く、筧の方が細いところより名づけた



ものであります。この矢の性能は矢飛び重く、的中率がよいのであります。重量の中心は篋の中央より一寸五分乃至二寸根の方に寄ります。

八、小杉形篋 杉形篋と稍々同じきものであります。杉形篋に比して、元先の差が少ないので、従つて重量の中心は一寸乃至一寸七分根に寄ります。

九、一文字篋 一文字篋は矢の元先の太さ同一で、重量の中心は一寸内外根に寄り、この矢の性能としては、矢飛重く、強いのであります。

十、竹林篋 竹林篋は、矢の元と先が細く、中央太く、重量の中心は五分根に寄つてゐます。この矢の性能は矢飛早いのであります。

十一、竹林風 竹林風は、竹林篋と一文字篋との中間に位する形で、根の方細く、重量の中心は五分乃至一寸根に寄ります。

十二、角木矢 角木矢に、白篋に鴉の羽をつけたもので、射禮に用ひます。

十三、巻藁矢 巻藁矢は、巻藁前に用ふるもので、羽を附したものと、附せざるものとがあります

十四、墓目矢 墓目矢は、引目、曳目等と書いてあります。其矢の飛ぶ時鳴る音が蝦蟇の鳴く聲に似てゐるのでこの名が起つたとか、墓の目とその形が似てゐるから墓目といふ説があります。

箭矢に似たもので、たゞ箭矢は形が小さく、墓目は大きいものをいふようで、中には一尺にも餘る墓目があつたといひます。箭には鏃があれど、墓目には鏃はありません。

十五、堅物矢（射貫矢） 堅物矢は射貫矢ともいひ、鏃、甲等堅硬な物を射貫くに用ひ、篋に節巻きをなし、羽巾廣く、根には鏃を附してあります。

### 第三節 篋

篋は矢の幹をなすもので篠竹を以て製したものであります。古代に於ては柳の枝を以て篋としたので、柳を矢の木の轉訛であるとの説もあります。篋の長さは、其人の身長によつて長短がありますが、其人の手で十二束を法とすると傳へられてゐます。

篠竹から篋にする事を、篋どるといつて、兩端を切りて矯むる事でありませぬ。

#### 篋の種類

白篋 火を入れないもの。

漆篋 泥中でさわす故にさわし篋ともいひます。

焦篋 油火二ヶ所で焦したものであります。

長篋 節々の長いもの。



村篋 漆又は金銀の箔で砂子の如く村々にぬりしもの

五色篋 五色に塗り分けたもの

巻切 左巻、笛巻等の類

拭篋 漆で拭ひしもの

澁篋 上皮を削り藍で染めうるみ朱で節影をとつたもの

管節 節々を一寸宛塗り切りにしたもの

同裏巻 篋の目を塗つたもの

皮つき 皮をとらないで其まゝのもの

節影 節々を影の如く塗つたもので、日に當つて節の割れぬためにしたものでもあります

砂目 砂で磨き砂目の残つてゐるもの

#### 第四節 箬

箬は矢の末端についてゐるもので、矢をつがへる時、弦のはづれぬためであります。

其形が蝶の首に似てゐるので、之を蝶首といつ所であります。

種類

木箬 木で製したものであります

竹箬 竹製のものであります

角箬 角で作つたもので、水牛、黄牛、骨を使用したものもあります

二重箬 角箬中へ竹を入れて製したものであります

#### 第五節 羽

矢に三枚附いてゐるものでありますが、其種類は非常に多いのであります。普通には鷲と鷹であります。鷲に大鳥と小鳥があります。大鳥は尾羽根が十四枚小鳥は十二枚であります。

羽根は班紋により、古來各種の名稱がつけられてゐますが、實際使用上には何等の區別もないのであります。然し珍らしいものは、珍重されてゐます。軟かい羽根と、硬い羽根が使用するのに心持ちが違ふのでありますから、石打ちいしうちは母衣ぼろより飛びが良好といふので石打ちいしうちが好かれます。

羽根の效用は矢の飛ぶのに大に必要なもので、飛ぶに従ひ、廻轉しつゝ直進する效をなすものであります。

#### 第六節 鏃

鏃やどりは矢の根の方でありますので、矢尻とか根とかいひます、昔の征矢、野矢等に用ひたものは鏃



であります。的矢用ふるものは鐵の鋭くないものであるから之を平題（板つき）といひます。

鐵の種類は相當に多いのものであり、太古より使用された事は、今日石器時代の黒曜石、水晶等で作られしものが、發掘されるのを見てもわかります。鐵器時代となつては、其形は非常に多數にのぼりました。平根、櫻根、尖根、劍尻、雁股、柳葉、猪目、鎧通し、鳥舌、直燒、陽線、其他多數あります。

### 第七節 矢の撰定

一、原竹の質 矢の材料となる篠竹は、二年生又は三年生のものを刈取り、克く枯らし、幾度も火熱にかけ、或は小刀を入れる等の工作をなしますが、原竹の質の良い事が必要であります。

二、矢師の技術 篠竹の原料を取つて來ましたものは、強靱な弾力を與へるために幾回となく、火熱を加へ、竹質を締めながら、矯めてゆくのであります。此技術は、刀工が鍛へると同様、幾回となく火室の中へ出入させるのであります。技術の巧拙が火色にあらはれて、名工の作は餘色に底光りするものであります。技が悪いものは、色がくすんで艶がなく、あつても上光りして、底光りがありません、故に矢師が之に苦心するのであります。

三、矢の性能 篋の弾力も最も大切なもので、名工の作は弾力に富み、下手のものは、脆いのであ

ります。弾力を試すには、一方の手で筈を握み、矢の矢を下に斜になし、袖摺節の邊りを一方の指で軽く押し、篋を廻しながら試します。この時弾力が平均してゐて篋全體にかゝるのがよいので、一部分が非常に強かつたり、又弱いのは悪いのであります。

又手数を省いて強火で焼いて色をつけたものは、脆いので避けるがよく、火色がよいでも、技術の拙い作品は押し試して、底が弱いものであります。

四、爪乗り試し 篋が直ぐであるか否か試すために、左手の拇指頭と食指頭を寄せ、相方の爪先を向け合せて其間に篋の稍中央を載せ、右指で矢の一端を撮んで急速度に廻します。

矢の中心が直ぐに通つてゐれば、爪に抵抗を與へないで平滑に廻轉しますが、狂ひがある篋は、カタカタと爪に抵抗を與へて躍り、甚だしいのは飛出します。

五、各自の弓力 各自の弓力と、矢の重量の釣合を考へて、相當した矢を選ぶべきであります。

### 第八節 矢の手入と保存

一、乾 燥 矢は火氣を以て締め、又羽矧に膠を用ひて製したものでありますから、弓と共に濕氣を嫌ふことは同じであります。之を使用する際、塚には水を打ち、濕りを持たせてありますので、矢にも多少に拘らず濕氣を受けるものでありますので、使用後は乾燥した木綿布で充分摩擦

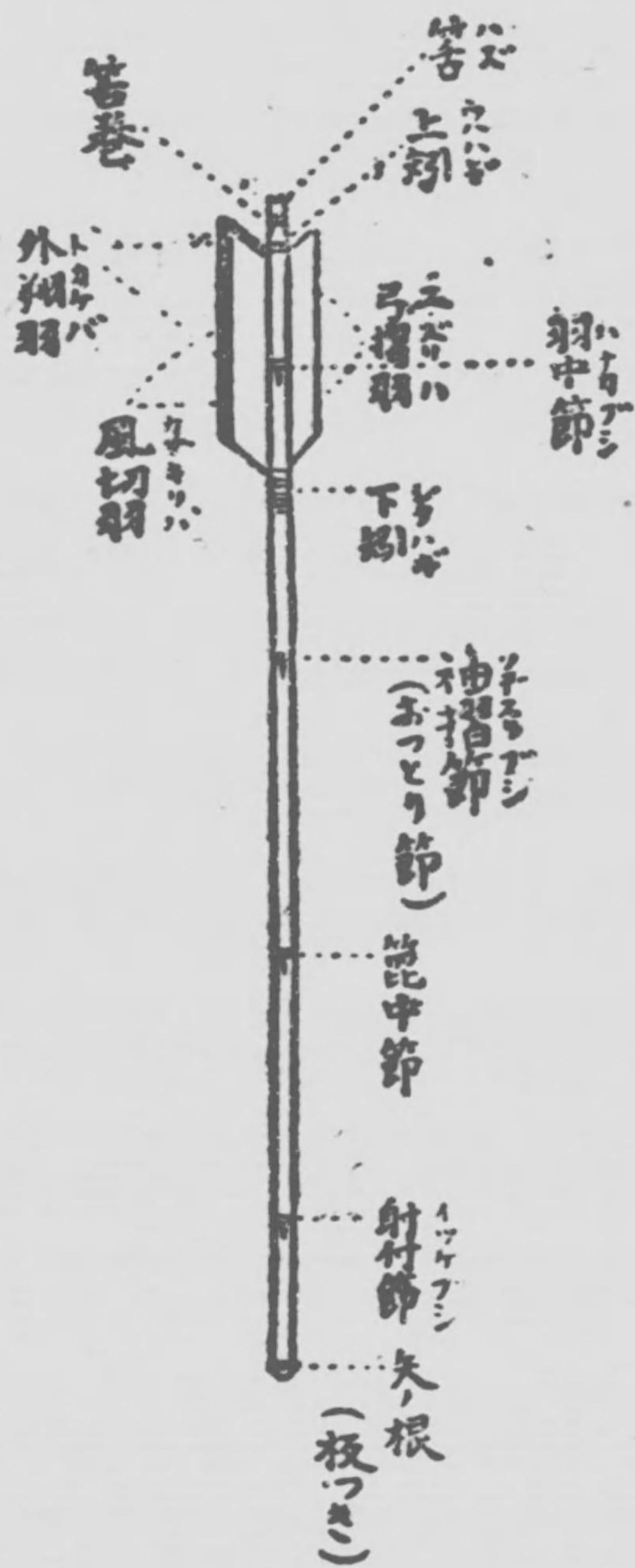


し、濕氣を取つて、矢筒に納める事が必要であります。

二、容 器 永く保存するには矢筒の中に、殺虫劑を入れて置くのがよいのであります。又桐製の箱に納めて置きます事は最も完全な保存法であります。杉、檜、松等脂を含む木を以て製しました器に矢を納め置くことは避くべきことでもあります。竹、羽等脂氣を含まない物は、直接含脂材に觸れないでも、脂を吸ひ取る性質があり一度吸込みたる脂は容易に抜けざるものであります

### 第九節 矢の名稱

矢の幹を篋と言ひ、羽は走り羽、弓指羽、外翔羽の三枚を附し、之種管とを根附けます



矢の名稱圖

## 第三章 弦

### 第一節 弦

一、弦の名稱 弓の天地をつるといふ意味から、その名稱がつけられたと云ひます。

二、製 法 弦は上質の麻を撻り合はせ、水扱きして均一にして、之れを天鼠といふ松脂を油にて煮たものを塗つて製します。軍用に用ふるものや鳴弦用等によるものは其製法も幾分異つてゐます。

三、部分の平稱 兩端の少しく太くなつて、布又は紙を巻きたる部分は、上に當るを末仕掛、下に當るを本仕掛と云ひ、輪にしたのを弦輪と言ひます、中央の稍下、管と嚙ます所を中關又は中仕掛と言ひ其下をさぐりと言ひますことは弓の圖の所に示してあります。

四、目 方 弦の力を表はしますのには普通目方を用ひ、何分何分と言ひます。

五、弓と弦 弦の目方と弓力は釣合ひが取れねばなりません。強き弓に細き弦を用ひては持ち悪く、且つ冴え悪く、矢飛びが亂れます。弱き弓に太き弦を掛くれば、丈夫であるが冴えず矢足が鈍いのであります。



六、弓力と弦の標準 弓力と弦の大體の標準は、左の通りであります。弓力六分の弓には、一匁七分の弦を適當とし、以上弓の厚味二厘を増す毎に、弦一分を増し、六分五厘の弓には、約一匁九分七分の弓には二匁二分の割であります。但新弓の射込弦は標準の一匁増のことになつてゐます

### 第二節 弦 卷

一、用ひ方 弦まきは、弦を巻く道具であります。これに弦を巻いておいて、もしも弦の切れた時すぐに間にあふやう準備しておくのであります。之に巻いて置く弦は下仕かけから巻いて上仕かけを少し出して置けばすぐに上仕かけを弓の上弾にかけて張ることを得るのであります。巻いて置く前、四五十射矢をかけて置きますと、弦の調子が一定してゐますので、好都合でありますから、平素こんな心懸が必要であります。

二、製 法 現今用ふる弦巻は籐で造つたものが多いのでありこれを塗つたものもありますが、古代は藁のしんを取つて編んで作つたものであります。藁製の時代から、つゞら製時代となり、革を細くくけて用ふるやうになります。

## 第四章 矢 筒

- 一、用 途 矢筒は矢を納めるもので、雨露、濕氣を防ぐ爲に適當のものであります。長く之を納めておく時は虫につかれるおそれがありますので、樟腦の如き防虫剤を入れて置くべきであります
- 二、治 革 相當に昔から使用したらしいのであります。鎌倉時代すでに用ひてゐたのであります
- 三、製 法 竹の節を打ちぬいで、之を用ひてゐるところも少くないのであります。張りぬき又はながと等で作り、贅澤なものになると、金時繪等してゐるのであります。昔はこの矢筒の紐へ襪を結びつけて、之を若黨又は仲間を持たせて運んだのであります。

## 第五章 道 寶

- 一、名 稱 どうほうといひます。道寶とは吉田上野介重賢の號であります。弓馬の名人として主君から贈られました道寶の號が今日中仕かけの拍子木の名稱として残されてゐるのであります
- 二、用 途 弦の中仕かけをつくりてこれを堅めるために「くすね」をつけて其上を拍子木の如



きものでもみ固めるのが普通であります。この木を何心なく拍子木等申してゐる人があります。

## 第六章 天鼠

一、名 稱 天鼠は藥練と書いて「くすね」と讀むのが正しいので、天鼠はあて字であります。天鼠は蝙蝠のことです。

二、製 法 何時の時代か判明せぬが、和蘭醫學が日本に傳へられた時の前後の事でありませう。蝙蝠の油をとり入れる事を和蘭人から教へられて使ひ初めた事がありました、然し之は長くは續かなかつたのでありますが、ともかくも一時でも之を信じてゐましたので、天鼠の字が「くすね」となり弓具の術語のやうになりました。

今日では松脂と油を煮つめて製し、之をくすね皮に挟みて用ひます。

三、用 途 弦のほうけたところにとぎつけて使へば、弦が長持ちする効があります。又握り皮巻く時にくすねでとめて置けば、虫がつかぬといふ効もあります。

このくすね皮は堅一寸六分、横二寸八分のもので正しいのでありますが、弦ほうけは射手の恥辱であるために之を必要のものではありません。

## 第七章 ギリ粉

一、用 途 ぎり粉は射を始める時に、鞞の大指の先につけて矢を引きとる時、又離れの時自然に軽く放れしむるため軋らせるための粉であります。射手は其軋る音によつて矢束、伸び等の加減と考へてゐます。

二、製 法 くすねと同じく、松脂を原料としますが、すくねより更に一層よく煮つめて、脂氣を完全に去りたるものが上等であります、脂氣の残つてゐるものは、鞞をよごし、又少し濕氣を帯びれば軋らないので、よく煮つめたものを選ぶのが必要で、良好のものは鞞につかず又射終つて拂へば美しく落ちます。

## 第八章 靱

一、用 途 ゆぎといつて最も原始的のもので、矢を入れるのに用ひたものであります、胡籛、籛等はいづれも靱を模倣して後世に作つたのであります。

二、種 類 太古の靱が如何なる形をなしてゐたかは判然しないのであります。其種類に歩靱、



壹、靱・姫靱・山靱等の名があります。

三、沿 革 太古のものは主として編物であつたものが、聖徳太子の頃、桐の木で作つた靱が出来、大小種々のものが出来まして、千入、五百入の名もありますが千入は千本入るのではなく、大きな靱といふ意味で中の靱、小さい靱といふ位の程度と察せられます。歩靱は最も古いもので、背に負ひ歩くところから歩靱と名づけたものと見えます。

## 第九章 胡 籜

一、用 途 「やなぐひ」は管を下にしてさすことが出来るから雨をしのぐ爲に主として用ひられた矢入れ具であります。

二、種 類 平胡籜、壹胡籜の二種で「ひらやなぐひ」は平であり「つばやなぐひ」は壺になつてゐるからであります。鹿胡籜と稱するものもわかりますが之は、獵をなすのに用ひたものであります。

三、名 稱 鎌を喰はせて止むるを以て「矢の根ぐひ」といひ、其より「やなぐひ」の名稱を作り出したものと察せられます。

四、矢 數 之に入れる矢は、二十隻、三十隻四十隻などありますが、初めは五十隻を法としたのであります。然し之では餘り重いために減じて二十五矢、三十六矢を法とした時代もあり、更に十五六矢から、十二三矢にまで下るに至りました。

五、製 作 靱が進化して出来たもので、靱とやなぐひは其形も似てゐるが、靱は重くたけも高い、やなぐひは軽くして、矢配りがついてゐる、靱は主として官物として用ひられ、やなぐひは私物として用ひられたが、使ひ易いやなぐひは自然に一般的に用ひらるゝに至りました。

## 第十章 箆

一、用 途 箆えびらは、矢を盛るに用ふるもので、やなぐひよりも軽く、山野を負ひ行くには、最も便利のよいものであつたので、一般によく用ひられました。

二、名 稱 葦の莖を作らせる「えびら」に似てゐるからこの名がついたとの説があります。

三、製 法 始め竹で造られてゐましたので之を竹箆、狩箆等といつてゐました。大和國東大寺に聖武天皇御物と言ひ傳へられて、残つてゐるものも竹をまげて作つてあります。

竹箆が進化して「つくし箆」と稱するなかと製のものとなり、これに漆を塗つた美しいものとな



り、更に猪の皮、熊の皮等をもつて包むやうになりました。堂々たる武器となりました。之を逆頰さかあごと呼ぶのであります。

## 第十一章 空 穂

一、用 途 空穂うつぼは矢を入れて之を負ふためのものであります。初めは狩獵に用ひられたものが後には軍用に使はれるやうになつたのであります。

二、沿 革 上古の文献にない所を見ると、餘り古い時代のものとは思はれないのであります。源義家の後三年の戦の時、新羅三郎義光が、足柄山で豊原時私に筈を傳授する時、之を空穂から取り出したといふ記事と、義家が宗任をして雁股かりまたを空穂にさゝせたといふのがありますので、其時代からあつた事がわかります。

三、製 作 源義家が筈の筈を見て作り出されしとの説あるが昔は田獵に出る時山野の木立に分け入る折に、羽に觸れて損せぬやうに、竹にて組み、又は鹿皮にて包みて製したるもので、後に軍用に使はるゝ時は矢を射つくしたのを、筋に知らしむるをきらつて、穂をきせて矢の有無をかくす爲に作らるゝやうになつたとも説があり、空穂にさす矢は七矢、九矢、十一矢とされてあります。

## 第十二章 弓 袋

一、名 稱 弓袋といひますが、之には弓袋・弓室・弓衣・弓房等の名稱を用ひ又帳、強等の文字を用ひてゐるのは支那文字を其まゝかつて來たのでありませう。

二、古代のもの 昔の弓袋は一尺乃至一尺二寸ばかり、打垂れといつて、上弭に垂れをつくつて置いたのであります。之は一種の飾りでありませう。

三、現代のもの 現代では實用的のものとなつて、弓の濕りを防ぐために、弓袋・弓巻きを用ふるのでありますから、垂れを要しないで、袋の色も普通の場合には多く淺黄を用ひたのであります。

## 第十三章 鞆

一、用 途 鞆たもとは弦はじきであります。之を弓手につけて弦をこれに打あて、弓返りをさせないで打ちきるのであります。軍用・通り矢等の場合は弓返りなどなす暇がないのであります。

二、沿 革 天照大神が千入五百入の鞆を負ひ、手に高鞆をつけられたとの説がありますので、



神代の昔よりあつた事が察せられます。

三、製 作 革製のものは長さ三寸に幅二寸五分位のものに、定紋がついてゐます。上古は竹で作られし時代もあつたであります。高柄は竹柄であるといふ説もあります。

## 第十四章 鞆

### 第一節 鞆の種類

一、三つ鞆 三つ鞆は拇指に食指中指を納るゝ拵へで、指三本う意より出でたる名であります。主として日置流へきりゅうに用ひられ、拇指に中指を絡からんで、食指を副へて引くのであります。

二、四つ鞆 四つ鞆は、拇指に食指、中指、無名指を納るゝ拵へで、指四本であります。指矢鞆の變化したもので、以前は小笠原流の一派、及び本多竹林に多く用ひられました。今は廣く一般化されて來ました。使用法は拇指に無名指を絡み、中指、食指を副へて用ひます。

三、諸鞆 諸鞆は一具鞆の進化したもので、指五本で拇指に張込み、其根に鞆紐かたひを絡み著け、中指を拇指に絡み食指を副へて引きます、小笠流にて用ひます。

四、一具鞆 一具鞆は、諸鞆同様の形で、拇指柔かいのであります。

五、指矢鞆 指矢鞆は、四つ鞆に似て、所々に特殊の装置があります。拇指の根に鞆紐を絡んで用ひてゐましたが今は用ひなくなりしました。

六、押手鞆 押手鞆は弓矢と弓手の摩擦を妨ぐのに用ふるものであります。本來から云へば用ひざるのが禮で、徳川時代の上寛射には使用を禁ぜられました。今は用ふる者がありますが用ひないのがよいのであります。

### 第二節 鞆の効用

一、製 法 材料は鹿皮を用ひ、弦の抵抗を和らぐる爲、拇指の入る部分を太くして木製の筒を入れ、弾力を加へる然に腰張りをなしてあります。

二、鞆の使命 弦を絡んで引き取る補助具として馬手に着けるのでありますから、此の使命に添はぬものは不用であります。鞆は又馬手を援くると共に、馬手の一部をなすものとはいえます。鞆の働きは手の働きと同一なるを要します。鞆の爲に手の働きを妨げらるゝやうては、鞆の使命より去る事甚だしいのであります。

三、鞆の選擇 鞆の選擇には充分の注意を要し、取懸け引取共、馬手拳に力みを要せず、離を妨げざる品を撰ぶべきであります。



### 第三節 鞣の手入と保存

鞣を製するには、糊を用ひて固める個所が多いので、濕氣を嫌ふことは弓・矢同様であります。夏季の使用で汗に濡れた場合は、乾燥した布切れで拭ひ、風通しのよい日蔭に掛けて乾かし、長期の保存には袋に納めて置くのがよいのであります。

## 第七編 史 傳

### 第一章 弓道略史

#### 第一節 概 観

弓道は國史と密接の關係がありまして、神武天皇が國を建てられました實に二千六百年、其間國威の消長、人心の推移は、弓道の上にも反映して、或る時は靈器として、或る時は式典の聖器となり、一朝事があります折は、武器として樞要の地位を與へられたものであります。そして、器具としての弓矢は其の時代の用法と絡んで、其の時代世相を反映してゐるのであります。

故に弓道の沿革を述べるに當りましては、其の時代の弓矢の用途を通しての、其時代人の弓道に對する認識を推量すべきであります。

かゝる次第で、弓道の變遷は、國政の變遷と、離るべからざる關係を持つてゐるのであります。即ち國家主權者の移動は、政治のすがたに變化を來しますと共に、國民の國家に對する觀念も變化



し社會の情勢も變りますので、弓道の用途も之に伴つて變化し、世人の之に對する認識も變化する譯であります。

それ故に次の四期に區分して、弓道略史を述べる事と致します。

第一期 上古時代 神代及びそれ以前の弓矢。

第二期 中世時代 神武天皇より平安朝中期迄、天皇御親政時代。

第三期 近世時代 武家の勃興より鎌倉、室町、徳川幕府の終りまで。

第四期 現代 明治、大正、昭和の聖政時代。

## 第二節 上古時代

弓道の發生といふものは、人類の生活と其發生を同じくすることも解することが出來ます。何となれば太古の人類は、生活をなすのに、山野の鳥獸や果實に求めたもので、採集の容易である果實を取るのは之を婦女子が之をなし、男子は多く狩獵を事としたものであります。故にこの時代の弓矢の道は、人類の經濟生活に密接不離の關係を持ち、一つの經濟用具として、又時には漸く盛んになりかけました、種族闘争の武道として、相當に重きをなしましたことは想像するに難くないので

あります。

建國二千六百年の輝かしき歴史を有する我國も、その國史の編纂されましたのは、人皇四十三代元明天皇の朝でありますから、之より先きの一千三百七十餘年は、僅かに語部の口傳へを記述せし古事記等に據つて上代の模様を窺ふの外はないのであります。弓矢の道も、上代に關する事でありますから、明確を期し難いのであります。古事記・日本書紀等の文献中に、弓矢の道に關する幾多の固有名詞の存することは、當時の社會と弓矢の道とが密接な關係があつたことを物語るものであります。今その事を挙げますれば、

素盞鳴尊の天上を迎へるべく武装せられた、天照大神のお姿を叙したる文に  
弓繡振起て急ぎ劍柄を握る。とあります。

又天孫降臨の際の、天忍日命のお姿を記して  
背には天磐輶を負ひ、臂には稜威の高鞞をつけ、手には天の楯弓天の羽々矢を捉り、八目の鳴鏑を副持ち 等とあります。

當時既に弦を懸ける弭、矢を負ふ鞞、腕に着けて弦を受ける鞞、音を發して飛ぶ矢の一種であり  
また鳴鏑等の名稱がありました事を識ることが出來るのであります。



天照大神が、天孫を降し給ふに先立つて、天稚彦を出雲に降されるに當りまして、天鹿鹿兒弓、天羽々矢を與へ賜ふて、此弓矢の靈威れいゐ克く汝を授けるならんと宣ふてゐられることを以てしますれば、當時弓矢は一つの靈器としても取扱はれたことが察せられるのであります。之を以て考へますれば、此當時の弓矢の道は、下庶民階級にありまして又生活の用具として用ひられ、神々様にありましたは、後代に於ける靈劍の如く、武器にして且つ靈器として取扱はれし如く、拜祭されるのであります。

### 第三節 中世時代

神武天皇御東征の後、大和各朝を経て、桓武天皇都を平安の地に定め給ふてより、皇朝御七十七代後白河天皇に至る千八百十餘年の間が、天皇御親政時代であります。

この間、藤原氏の如き權門がありまして、時に主權の一部を濫用した事もありましたが、未だ臣家の名を以て行ふ事が出来ませず、濫用の範圍を出でなかつたのであります。

政治兵馬の大權は、天皇の親しく掌握し給ふところでありまして、政令一途に出で、天皇御一人が萬民忠誠の焦點であります。

後世の武家政治の如く節義を大小に分ち、一は天皇に、一は首長たる家君に盡すと云ふが如き、矛盾したる觀念は存在してゐなかつたのであります。

故に、天皇御親政時代の弓道の本義は、忠誠報國の大義を以て其本義とするやうになり、大御心を奉じて、その身を鴻毛の輕きに置くことを以て無二のよろこびとなし、その心を以て弓矢の道となし、其忠誠の念と弓矢の道が一塊となつてゐるのであります。

故に當時の弓道は、忠誠報國の的となり、之に信仰が伴ふようになりまして、宮中の諸儀式にも織込まれて、「湯殿始め」の「鳴弦」正月十七日の「大射」等が行はせられたのであります。

### 第四節 近世時代

平安朝時代の末期に、武家の勢力が大に盛んとなり、政治兵馬の實權を握り、國體の本義を無視して盛んに權道を行ふやうになりましたので、中世に於けるかの美はしさ、弓矢の道の之が本義は捨てられ、之が用法のみ尊重せられる傾向が生じて來たのであります。されば人々は弓矢を用ひて自己の立身出世の爲に専念し、忠誠報國の的であつた弓道は、遂に武略闘争の要具となつて來ました。而して、此時代の弓道が、戰陣の武功を重んずるやうになりまして、其本義なるものは没却せ



られるやうになりましたが、其實際的效果を重んじた結果として、弓矢の操法、即ち弓術は大に進歩したと申されます。即ち室町幕府の中頃より、弓術の研究が盛んになつて、著名な大家が多く現はれるやうになり、弓射の術が大に開けて、今日残つてゐます諸流の始祖は、多く此の時代の人であります。かくて弓術本位の弓道は、武家政治の行はれたる約七百年の永きに亘つて行はれまして何時しか弓道の本義は忘れられ、射術のみが弓道の總ての如き觀を呈しまして、技の巧緻や、矢勢の強大を圖るを以て弓人の天職となす様な、誤つた結果を見るに至りましたことは、弓道の本義と相去ることゝ云ふべきであります。

## 第五節 現 代

武家政治七百年間の尙武の氣運の中に培はれたる弓道は、他の武道同様に武家政治の終焉と共に、一時衰退したのでありますが、明治二十六年、大日本武總會が創設せられまして武道復興の端を開き、幕末生残りの諸大家が競つて斯道の復興に力を盡されましたので、中世の弓道は聖代の皇徳に浴して、忠誠報國を本義とする、眞の弓道に復しつゝあることはよろこぶべき事であります。

現時教育界に於ても、男女中等學校の正科たらしめよとの、教育界多年の希望を反映して、此間

題が昭和十年第六十七議會の審議となり、其必要を議決されましたことは、弓道の發展上斯界人の誠に慶賀すべきことであります。

昭和十一年六月三日文部省布告を以て、弓道を必須科目として採用することが公布せられました

## 第二章 名家略傳及其逸話

一、日置彈正正次（日置流、日置當流）日置彈正正次は大和の人であります。弓道を好みて其妙を得た人で、吾が國弓道中興の祖と言はれました。古より弓道を以て名をなしたる人は多いのであります。日置、葛輪といふ弓の上手と、京都に於て勝負を争ひ、日置勝ちて、名人の名を得ました。内野合戦に日置の矢先にたまるものがありません。矢だね盡きましたので、土屋陰にかくれて居て、箭が襲ひ來ました折に弦打して、ゑいといへば、箭其聲を聞いて逃げ去つたと云ひます。門人も數人ありしと云ひ、其中で、吉田出雲守獨り其妙を得たとのことであります。長祿年中後花園院の御字、江州蒲生郡蝦夷の郷に、日置彈正といふものありて、當流の元祖八幡の化身である、武士は弓



矢の威光をもつて武士と呼ばれ、弓矢の道にかなはずば、奚んぞ武の冥加があらう。彈正扶桑に於て弓術の妙を現はし、古流悉く廢れ果て、いま日置一流である等の話があります。正次諸國に遊びましたる後、紀州高野山に赴いて剃髮して、瑠璃光坊威徳と號し、五十九歳にて死去しました。

二、吉田上野介重賢（吉田流・日置當流）吉田上野介源重賢は江州の人であります。佐々木家の族で、始め太郎左衛門と號しました。弓術を好んで神妙を得ました。日置彈正正次に従つて其宗を得て、後道實と改めました。之が吉田家弓術の元祖であります。逸話としては、吉田上野は江州蒲生郡河森里に生れ、其母夢に、三日月胸に入りたるをみて懷妊し、上野を生みました。七歳の春に慈母は兒を膝下に撫して云ひますのに、「汝天性他に異なり、成生の後邦路に遊んでは出來ない。もとより弓道の助くる所で、それ彎月は弓にかたどつたもの、然らば汝は弓道の名譽を得るところの祥瑞である。必ず弓を學ばなければならぬ」と、小弓を與へまして且夕之を習はしめました。志學の頃に至りまして、いよ／＼この道に精力を盡し、當時射藝の達人と聞きましたは、遠遠をいとはず往きて學んだのであります。かくすること年ありました。然れどもいまだ、不則の妙處を窮めることが出來ません、それで明應八年の秋吉田八幡宮に一七日參籠し、精誠を抽で靈神の加護を祈り奉りました。満ずる曉の夢に白髮の翁一の矢を持ち忽然と來まして、その手を上げて「是を」と

いひ去りますと共に醒めました。上野介は涙に感じ、肝に銘じ、路に行つて天文博士に占卜させました。博士曰く、「矢を上る手は、上手の二字を示す。是は日一ト人とを合せたる字である。射術に於ては汝は日本一人の上手となるべき、瑞夢を現し給ふたのである」と、申しました。上野歡喜の思を致しまして、故郷に歸つて、切差研磨止む時がありませんでした。翌九年正月十九日年齢五十有餘の人が來まして上野に對して申しますのに、汝射を學ぶの志切である。吾れこの道の奥旨を悟つて居る者である。悉く傳授する旨申しましたので、上野喜ぶこと限りなく、其姓名を問ひますと、日置彈正と答へました。曾て生所を言はず、形容辭氣泰然として普通の者でありませんでした。誠に天の授けであると思ひまして敬服致しました。嫡子出雲守が其頃十六歳でありましたが、父子共に晝夜親炙して當道の妙術を授からんと、習學致しますこと七年の長きに亘りましたが、永正四年正月中旬悉く射の秘術を極めることが出來て、これ等の印可を授けられました。同年の九月中旬日置は何處とも知らず行き去りました。上野父子愕然として悲歎して、歳月を経て尋ねましたが生死がわからないのであります。

之を惟ひますのに、霜臺射の妙、言葉を以て盡きるものではなく、仰げばいよ／＼高いのであります。その人生所もなく終りもありません。是れ偏に、八幡大神様がかりに人界に現はれ給ひ、後



世當道のすたれたのを興さしめ給ふのであるかと、彌が上にも尊信止む時がありませんでしたが、八十歳にして死去致しました。

三、針野加賀守 針野加賀守は江州伊吹山麓に居ました。吉田上野介と共に日置彈正に従つて、射妙一貫を得ました。江州の大名佐々木六角の抱へ鍼醫の名人で、針の極意から、當て拳を學んだといふことであります。吉田道實「あてこぶし」を針野加賀より相傳といふ説があります。

四、淵上河内守 淵上河内守は何國の人たるを知らず、射を日置右馬丞に學んで其妙を得たのであります。右馬丞は日置留利光坊に習つた人で、淵上河内守の傳をつぎし人に、井關喜西定吉がおります。

五、吉田出雲守重政 吉田出雲守源重政は江州の人上野介重賢の嫡子であります。始め助左衛門と號して、箕裘の藝をついで射の妙を得ました。左々木左京大夫義賢その射傳を相續せんことを請ひましたが重政之を許しませんので、義賢と隙を生じまして、遂に譜代の采地を捨て、越前一條谷に轉じました。居ること六年、後また江州に歸り、義賢采地七箇所を加へ、遂に射道一貫を義賢に授けまして改めて一鷗と號しました。弟吉田和泉守、吉田若狹守と共に射の妙を得て、家聲を保つて行きました。

六、佐々木左京大夫義賢 佐々木左京大夫義賢は彈正少弼定頼の男であります。射術を好んで精妙、吉田重政に就いて、その傳派の相續を請ひましたが、重政許しませんでした。然れども義賢請ひて止まなかつたのであります。重政その志の厚いのに感じて遂に射道の奥秘を傳へました。義賢は後に抜關齊承禎と號して、父祖の禪を得して觀音時城に居ました。また馱をよくしたのであります。當時天下無雙の射手とうたはれましたが慶長三年三月十四日三月十四日死去致しました。

七、松本民部少輔 松本民部少輔は江州の人吉田道實の季子なり、大津松本に居ました。射をよくし、後越前に於て戦死致しましたが、家人松本次左衛門、和田甚左衛門殉死をなしました。

八、吉田出雲守重高 吉田出雲守源重は江州一鷗入道の嫡子であります。始め助左衛門と號し、父祖の藝をついで妙を得ました。佐々木承禎入道奥秘をこれに授けました。後露滴と號しました。

九、吉田六左衛門重勝（雪荷派） 吉田六左衛門重勝は江州の人重高の弟であります。射術に達した後雪荷と號しました。始め丹後の田邊に住し、子孫藤堂家に仕へて射術を傳へ、家名を保ち其名天下に高いのであります。

十、吉田出雲守重綱 吉田出雲守源重綱は江州の人出雲守重高の嫡子で助左衛門といひます。父祖の藝をついで無雙の勁弓であります。後花翁と號しました。四男一女あり、嫡子助右衛門豊隆、



二男與右衛門、三男五兵衛、四男五左衛門、この人は備前岡山に赴き池田家に仕へ一女は葛巻源八郎に嫁しました。源八郎は後に吉田一水軒印西と號してその名高いのであります。江州に和田山、より箕作城にいつたとの説があります。

十一、吉田助左衛門豊隆 吉田助左衛門豊隆は江州の人重綱の嫡子であります。箕裘の藝を傳へて家聲高いのであります。寛永年中攝州大坂に住し、後ち同哉軒と改めました。嫡子助左衛門豊綱二男助右衛門、三男三左衛門豊方何れも弓道に達したのでありますが、かくも代々弓道を傳へ名家を出したのはよろこぶべき事でありませう。

十二、吉田左近衛門業茂 吉田左近衛門源業成は江州の人出雲守重高の三男で弓道の達人であります。中納言菅原利家郷に仕へ剃髪して木反と號しました。世に申します所の左近右衛門派は業茂を召されましたが、秀次は大に之を賞されました。嫡子左近右衛門茂枝その藝をつぎて、よく弓道の精神を辨へまして、その子小左近茂父祖の志をつぎまして又よく弓道の奥妙を極めたのであります。

「關白秀次公御弓を好まれて三十三間堂度々遊ばされ候へ共通矢一筋もなし、御前の人々は是のみに思召候所に堀久太郎殿、堂見三河を召して仰出され候は上様の御矢一筋通矢に仕候へ望みに隨

つて金銀下さるべき由、仰せられ候處、三河申し上しは吾等一代者のこと、上様の御矢見隠し申すこと世に隠れありとも思はれず金銀何程下され候とも見隠し申すこと成り難しと申上ぐ、しかる時に上様の御矢一通通さん爲め堂縁を三寸さげたり色々才覺仕り候へ共御矢一筋も通り申さず候、頃は天正の末なり、また御弓のゆがみたるにすぐめるかけ直すこと秀次公のなをれたることなり」と大庭景重傳書にあります。業茂の二男に吉田平兵衛方本がありまして同じく弓道の研磨に心を盡し其子平助、雅樂助も其道に達せし人であります。

十三、吉田大藏茂氏（大藏派）吉田大藏源茂氏は業茂の三男として生れました。始め富田信濃守信高に仕へ、後ち中納言前田利家郷に仕へまして、采邑千石を領しました。日夜弓道に精進して斯道の達人となりました。蓮花王院で射ることが七度、六度京一となりました。その術が眞に神技に達せりと云ひます。故に千載に其名を傳へて、今に至るまで、其工夫を學ぶ者が多いのであります。之を大藏派と云ひます。寛永六年、年十四にして初矢數總矢五百本、内通矢二百本射通した人で、後千三百三十本の通矢の内七百五十三本を射通したる事もありますが、諸國の射手が之を學んで眞數の神と人皆中したることでもあります。

十四、吉田源八郎重氏（印西派）吉田源八郎重氏は江州の人であります。始め葛巻源八郎といひ



ました。吉田出雲守重綱嫡女を源八郎に嫁せしめましたが、後故あつて重綱と隙を生じて、弓道を吉田左近右衛門業茂に學んで、歸家の姓をついで、吉田一水軒印西と號しました。

始ぬ關白秀次に仕へ後結成中納言禿郷及び宰相忠昌郷に仕へまして遂にその術をもつて、東照宮臺徳大君大猷大君を拜し奉つたのであります。三十三間堂にて縁ばなへしざつて堂射通し初めましたのは吉田印西といふ人射通しはじめであるともいひます。其子久馬助重信寛永四年始めて臺徳大君大猷大君を拜し奉りましたが斯道の達人で、重信も弟三右衛門平内重好といふ人も箕裘の藝をつぎ、其名高いので、あります重氏七十七歳をもつて死去致しましたが諸州に門人甚だ多く、世に之を印西派といひます。

十五、石堂竹林如成（竹林派）石堂竹林如成は浮屠となりまして江州にあつて竹林坊と號しました。後高野山に居ましたが芳野に移り、後また中將忠吉卿の命によりまして尾州清州の城に参りましたが、忠吉卿の家臣多く竹林を師として弓道をなしました。後ち尾州にて死去しましたが二子あつて、兄を石堂新三郎、弟を石堂彌藏貞次といひます。竹林如成の死後新三郎は弓道を野村作左衛門に習つて、自ら石堂竹林と號し、天和年中越前高野の渡口にて船が轉覆して死去し、弟貞次も斯道に精勵しまして門人多く、今に至るも未流諸國にありまして之を竹林派といひます。

十六、田中大心秀次（大心派）田中大心秀次は平安城に居た人であり、弓道を以て有名であります。吉田出雲守重高の弟子であります。其流を大心派といひます。

十七、木村壽徳（壽徳派）木村壽徳は江州堅田の人であります。猪飼氏であります。弓道を吉田出雲守重綱に學んで斯道の達人となり、其末流を壽徳派といひます。

十八、伴喜左衛門一安（道雪派）伴喜左衛門一安は吉田雪荷入道の門人であります。後道雪と改め、弓道の精妙を極めました。雪荷入道の門人は多數ありましたが、道雪獨り其宗を得たのであります。始めは丹後田邊城下に居て、細川玄旨に仕へ天正中、根矢をもつて蓮花王院を射通したのであります。之が根矢の始めといひます。今に至るまで末流諸州にありますが、稱して道雪派といひます。

十九、關六藏一安 關六藏藤原一安は其祖先は城州山科の人であります。父は四手野井下野守といひます。一安は始め須佐美山城守の家をついで須佐美といひましたが後故あつて關氏となりました。須佐美は江州佐々木家の人で國分城主であります。一安は幼より伴の道雪について弓道を習ひましたが、道雪は遂に一安をもつて養ふとなして、射妙一貫を授けました。後一安と改め正次と號しました。元和年中蓮花王院にて射繼縁九間を通し、又白川仁兵衛、青屋權七と青塚にて射、射名



高かつたのであります。

都の遠矢場は祇園の南八坂道京間に合せて百八十間、區所青塚二百五十間是は天下の矢所でありました。同所清水二百四十二間で、この青塚といふ所を射初めましたのは、天正の中頃に京の人で又四郎といふ者、又祈園の矢師の子兩人が射初めて天下の遠矢場となりました。元和の終りまで四十餘年、諸國より弓道に參つて矢先一寸一尺を争ひました。この時京の六條彌右衛門といふ者、清水道まで射出したと申すことも誤りとの事であり、この矢所で大射手の者に、伴喜左衛門弟子關六藏、同弟子白川仁兵衛、同弟子青屋權七等は、青塚二、三十間も射越したと云ひます。承應二年二月二十日死去、享年八十三歳でありました。

二十 片岡平右衛門家次 片岡平右衛門家次は城州山科、安祥寺の人であります。幼より弓道を好み、吉田出雲守入道露滴に従ひ長い年月研磨勉めて精妙を得ました。關白秀次が山科より弓道家六人を召されし時に家次は其長となりました。秀次家次の弓道を褒賞して、俸祿を與へんと致しましたが、辭退して歸り元和元年四月十七日五十八歳にて死去致しました。

同家の家譜によれば「片岡平右衛門は累代城州山科の里安祥寺に住居し、射藝に遊ぶこと多年、その頃江州に吉田出雲守入道露滴とて射術の達人あることを聞き、雲州を山科に招待し、家の傍に

小屋を構へ尊信して指導をうく、晝夜寢食を忘れて學習星霜を重ね、終に射術を得心し一流の目録口傳を許さる。修練の功積みて後、京の蓮花院の堂を通しかつ遠矢を射ること四丁に至る。これより雲州その器にあたることを感じ、則ち印可を授與して秘傳奥義を示さる、(中略)其後江州に於て出雲守死去の時家次を呼び、遺言して云ふ。吾が子幼稚にして射術の妙傳ふべからず、幸に汝にこの道を傳へ置きしこと、天いまだ我弓を墜し給はず、我子政長せば汝その道を傳へ射術の道流をつがしめよ、しからばまだ汝が子孫、吾が子を師とし、相ともに琢磨してこの道を天下に輝すべし。

家次謹んで諾し師令をおこたらず、長子左近右衛門を輔けて當流弓道の妙所を得せしむ。左近右衛門も家次を慕ひ山科に來り夙夜にこの道を習熟す。其頃關白秀次公山科より射に優れたるもの六人を京に召して上覽ありし時家次その長たり、關白殿下その堪射を御感あり俸祿を與ふべきにより勤仕すべき旨忝くも釣命を蒙ると強固辭して仕へず、行年五十八にて歿す。平右衛門家延は家次が長子なり、父の遺跡を嗣いで安祥寺に住す、雲州の選戒にまかせ左近大藏を師として射術に年月を累ぬ。志いよく切にして祁寒大暑をいとはず手に弓矢をすへることなし、その心に思へらく偶武士の家に生れこの業をこととする事何の楽しみかこれにしかんや、須臾も怠ることなし。天質笑俊の才ありて強弓をひくこと普通に越えたり、ある時遠矢を射ること四町五反に至る。その頃左近



山科に來り甚だこれを感じ、即ち褒美の印可を與ふ。

家延幼稚よりこの業に身を委ぬ、文才拙きことを悲しみ、凡藝術は事理兼備せずしては妙所に至り難きことを知りて、壯年の後手跡を習ひ、讀書を努め或時は五山の碩學に參禪して奥旨を探り、或は諸宗の知識に謁し顯密の法をたづね、或は京尹の記録所に行きて獄訟曲直を密かに聞て射法の一助とせんことを欲す、しかれどもなほ飽きたらず、その頃洛の鴻儒人見卜幽を我が亭に招き、聖雄賢傳を講習し、中庸に至り未發、已發の理を聞て射の微妙を開悟す。

これよりさき父家次生存の時、大藏は菅黃門に仕へ加州に在り、洛に來る毎に山科に立寄り、相共に當道の奥義を論じ、古來の書を損益し、これを至當に歸して目錄印可を改め、射法の強弱を節にし、遠矢の弓矢を制し、力を勞せずして矢數を發し、その功古昔に倍せり、故に當流と號して家延に傳ふ。當世の射を事とするもの大藏ならびに家延が指揮によらざるはなし、門弟數百人のうち高山八右衛門その器に當れり、然れども蓮花王院の堂を通じて名譽を得ず、こゝに於て家延弓矢の強弱の理を考へ、力微なるもの遠矢を射べき弓を制して高山に授く、高山この弓をもつて遂に蓮花王院の堂を通し、無難の名を得ること師大藏に恥ぢず、弦打ちして矢筋を辨す、自然の妙にして言語をもつて傳へ難し、門人晝夜咫尺すといへども遂に傳授するものなし。

遂に仕を求めず、この業に遊ぶ。平右衛門家盛・父家延が家督をついで山科に住す、幼より當道に精熟し夜をもつて日に繼ぐ、不幸にして十九歳時父を喪す。然れども父存命のうち事理一致の奥旨を極め、天資その器に當れり、弓矢を制すること父祖に優劣なし、不言の妙を默識して家累に役せられず、四方に逍遙して日新の功を勵す。弟子數百千人、その中に蓮花度の堂に至り通矢を修練するものあり、また百發百中の妙を得るものあり、弓矢を制し、強弓をひき、長矢束を調練するもの數へ難く、印可授與の輩十人、許可の族百人に及ぶ。

當時蓮花院の堂屋檣漸く古りて大敗に及び、京尹板倉防州大守釣命が奉じて改葺あり、承應元年成就せり、この時射術に長じたるもの國君郡牧の家臣等京洛に參會して射初めを望む輩百人許りあり、京尹許さず、こゝに家盛京尹の亭に候し訴へていふ。われ父祖の志をつぎこの設をこゝにすること年あり、願くば射初めの免許を蒙らん。

京尹これを諾して曰く、かれの父祖が射術の功者たりしこと人皆知るところあり、即ち勤むべしとの命あり、家盛謹んで之を承り、承應元年臘月七日齊戒し、家族門弟を相率ゐて堂に登り白羽の矢二筋を發す、その行粧嚴然として貴賤群集してみるもの堵塙の如し、これによりて京尹上聞に達せらる。これより堂に登るもの計り難し、その頃矢數射るもの前夜より翌朝に及ぶ、夜中かがり



たきて矢先を照す。家盛工夫して、かゞりをたきて矢先を照す家盛工夫して、かがり少なければ矢先を高くして輝かず、大なれば檐近くして火災危きことを思ひ、門人水野與左衛門矢數の時地を離るゝこと五六尺ばかりに松炬を燃す、これより後人みなこれを用ふ。左右の躰、射法の事、後世の一助となる工夫などの數を知らず、家傳に詳かなり」と。家譜にもありたる如く、その子平右衛門家延又斯道の達人となり遠矢四町五反に至りました。門弟數百人、其從遊の盛なることが未だ曾てなきことでありました。中にも高山八右衛門は其中でも頭角をあらはして、蓮花王院に射て大に其名を高くしました。寛永十四年五月二十二日家延死去、年四十八歳でありました。其子平右衛門家盛、父祖の志をつぎまして弓道に達しました。承應元年大故があつて蓮花王院に及びました。京の尹少將板倉重家釣命を奉じて改革し、同年十二月七日重宗、家盛に命じて射初めををなさしめました。家盛齋戒し家族門弟を率ゐて、堂に登りまして白羽二筋を發しました。その行粧嚴然として見物堵の様でありました。之より射名大に現はれ家盛に従つて弓術を聞ふ者非常に盛んとなり、寛文十年七月十三日五十三歳、安祥寺に死去しましたが其子平右衛門家親又箕裘の藝をつぎ名聲高く數代かくも家聲を失墜せしめざる。美しき事といふべきであります。

二十一、片岡助十郎家清（山科派）片岡助十郎家清は平右衛門家延の二男であります。兄家盛と共に弓道に精進し、後吉田左近茂氏の婿となり、吉田大藏重氏の處に研磨絶妙に至りました。蓮花王院に射ることが三度、射名諸州に現はれたので、其工夫を學ぶもの多く、之を山科派といひました。又下河原平太夫一益といふ者がありました。家清の傳を伴満定に學んで業大に進みまして貫革的中共にこれを得ました。其上諸派の奥妙を極めつくしたと云ひます。弓は武器の長でありますれば往昔より士となるもの、弓道を學ばないものはありません。然れども其奥妙を極めて貫革的中共に達せるは勤いのであります。下河原一益その人となり志操堅固にして幼より其職を好み刀槍の術を練りましたが、其中で弓道に最も篤いのであります。山科派を伴治左衛門満定に習ひ、又諸派の奥妙を深究せなまいふことがありませんでした。貫革的中ともに神技に入りました。かつ暇をみて奥村右京仲之をまねさまして我國の道を學んで和歌をたくみに致すなど、眞に人傑であります。元祿六年十二月二十七日享年五十九歳、丹州日置にて逝去したのであります。

二十二、中川將監重清 中川將監重清は織田信長に仕へ弓道をよくしました。後東照宮臺徳大君に仕へましたが、重清を營中に召される毎に、弓道を試みられました。其子左平太重長箕裘の藝をつぎました。又吉田大藏茂氏、吉田六左衛門重勝、伊丹半左衛門直政に従つて各其宗を得たのであります。伊丹は吉田印西の門人で、後ち大猷大君の命によりまして、弓矢の道を言上の光榮を得し



人であります。

二十三、西尾小左衛門重長 西尾小左衛門源重長は臺徳大君大猷大君に仕へまして江戸に居ました。初め吉田大藏茂氏に従つて弓道を悟り、後妙術を大庭軍太夫景重、平澤助左衛門吉重に授けました。大庭は松浦家に仕へて九州に居ましたが後京都によりました。平澤は關宿侍従久世廣之に仕へましたが元祿五年に逝去しました。

二十四、森刑部直義 森刑部直義は田中兵部大輔吉政に仕へ筑後久留朱に居り采邑千石を領しましたが、後辭して江州に居り、京郷に移り、吉田六左衛門入道雪荷より、弓道を學びて其妙を悟りました。初め酒井宮内大輔忠勝に仕へ、後ち松平備前守隆綱に仕へ、その子刑部住直、その子刑部直平箕裘の道をつぎました。直義と共に雪荷入道に學びし人に鳥居佐吾右衛門勝正といふ者がありました。其道の達人となり内藤豊前守信照に仕へましたが後剃髮して一泡と號しました。

二十五、山口軍兵衛 山口軍兵衛は吉田印西の門に弓道を學び精射であります。遠矢四町に到つて柳梢を買きました。印西大に之を賞して、矢を抜かずに柳を伐らしめて、天晴の二字を書いて山口に授けたとあります。後宰相忠直卿に仕へ蓮花王院に於て繼縁十間を射通しましてその名を著はしました。

二十六、小川甚平 小川甚平詳細不明なるが、京の蓮臺野に於て、其射名を現はし、關白秀次公之を賞して黄金を賜はつたといひます。關白秀次公の成られたる遠矢場は京の吉田の西三六の地藏とうしの宮との間二百間、三條通りと聖護院の森との間四方くりの所蓮花座であります。右近の馬場二百二十間、蓮花野は二百四十間であります、關白秀次公蓮花野四丁目の道に判金十枚ならべ置いて四町目の道へ矢を射つけたる者に一枚宛下されたるもので、この判金一枚受けしものが小川甚平であります。

二十七、木村伊兵衛 木村伊兵衛は京都の人、天正の末蓮花王院に於て始めて繼縁三間を射通しました。秀次公の頃であります。これより繼縁諸國より射に上りまして、五間六間つぎ射通しました。其頃十間つぎて射る者は、

淺野紀伊守殿の衆・吉田五左衛門。越前の衆・吉田五左衛門。越前の衆・吉田印西の弟子山口軍兵衛。尾州の衆・竹村の弟子淺岡平兵衛。

九間つぎて射る者、京の人伴喜左衛門の弟子關六藏。

七間つぎを射る者、京の人伴喜左衛門の弟子白川仁兵衛。京の人壽徳の弟子黒田彌七、外七間は多し。後に繼縁三十間を射通し名聲高かりし人。星野小左衛門、堀助右衛門。



二十八、今熊野猪之助 今熊猪之助は京都の人、天正年中初めて蓮花王院に射たのでありますが、之が堂前草射の起りであります。弓道を好み八坂の青塚をくり矢にて射て歸る折、三十三間堂に休み初めてくり矢にて射初めし事から起つたと云ひます。

二十九、淺岡平兵衛大射擊二十六人 淺岡平兵衛は尾州清州の人、弓道を竹林如成について學んで、慶長十一年正月十九日、蓮花王院に於て、五十一本を射通しました。堂射をもつて一二年争ふたものが淺岡が初めてあります。其後堂前の大射手二十六人が出ました。或は京一ともいひます。(淺岡を加へて)

上田角兵衛、筒井傳兵衛、鹽屋覺左衛門、吉田五左衛門、榊田次左衛門、日置清順、伴半右衛門、堀江助右衛門、糟谷左近、吉田大藏、矢島平左衛門、齋藤勘兵衛、落合孫九郎、下村忠右衛門、山田半内、杉山三右衛門、吉田小左近、大橋長藏、高山八右衛門、吉井助之丞、長屋六左衛門、吉見喜太郎、星野勘左衛門、葛西園右衛門、和佐大八郎。

### 第三章 弓家美談

一、弓矢の神源義家 源氏は清和天皇より出で、天皇の宮人王氏貞純親王を生み、四品に叙し、兵

部卿に任ぜられました。即ち桃園親王と稱し、親王に二子あつて經基、經成とします。經基に八子あつて長子を滿仲といひ、攝津の多田に生れ父の職位をつぎ、其子頼信は才武にして名がありました。又其子頼義は沈断にして武略があり、嘗て八幡の神より劍を賜はることを夢みてその妻が一子を妊みました。子のなかつた頼義は非常に嬉んで「此一兒必ず我家を興すであらう」と云つたが、義家と名づけて、愛撫する中、人となり資性英敏にして矢を能くしました。そして、その父と戦に參する毎に、從軍しなければ止まず、長じて善く將士を撫し、その陸奥を征しますや、前後十餘年東國の士民其恩に服したのであります。

こゝに勿來關の風懷を述べますれば、寛治二年の春、義家は全く蝦夷を平定し、深く皇威を宣揚して凱旋しました。時しも世は彌生の半を過ぎて、そよ／＼と渡る春風に、陸奥路の山櫻は、はら／＼と鎧の袖に散りかゝります。雄々しい戦勝の武者達は、思はず意氣揚々と櫻花を仰ぎました。處は勿來關、義家はしば／＼駒を止めて、あたりの風情に、恍惚としてゐましたが、聽て胸に浮んだ歌一首 吹く風を勿來の關と思へども 道も瀬に散る山さくらばな

と感慨無量のものであります。聞くものいづれも深い感動を覚え、優にやさしい名將の英姿を尊いものに思ひました。都に歸りました義家は、東北征討の戦況を審さに朝廷に奏上しました。そし



て部下の功を賞せられんことを申し上げましたが、訪ぐる者があつて、今度の戦は何等の勅令をも受けずに、義家が勝手に戦争に参加したといふ理由のもとに、其事なくして止んでしまひました。しかし義家は其事を少しも不満に思はず、彼は自らの財を殆んど抛つて之を部下の者に施し、以て手厚く恩賞を與へて將兵の勞を犒ひました。部下一同は愈々義家を渴仰し、主のためには身命を惜しましい事を誓ひました。そして諸武士たちは彼を八幡太郎義家と尊稱し、弓矢の神と崇めたのであります。

## 二、上毛野形名の妻と弦の音

を、しくもたわやがひなに弓とりて 鳴らす弦の音たかくもあるかな

欽明天皇九年、形名將軍を拜して蝦夷を討ちました。戦利あらずして兵士潰散しました、形名單身走つて壘に入り賊の爲に圍まれ、計の出る處がなく、たそがれに乗じて逃げ去らんとしました。妻慨然として申しますのに、「走れば則ち免るゝを得ますが、唯辱を取るばかりでありませう。今君難に臨んで苟も免れましたならば、則ち祖先の威烈も悉く廢れませう、豈自己の耻のみでありませうか」と、乃ち酒を飲ませて臥さしめ、妻は自ら劍を佩いて婢妾をして、多くの弓弦を鳴らさしめました。形名は醒めて杖を取つて進みました。賊以て澤山の軍勢と思つて圍を解いて去りました。

た、散じてゐました形名の士卒も稍々集りまして、遂に蝦夷を討つて大に破る事が出来たのは妻の豪勇、術策、しかも弦の音にて功名あげし女傑であります。

三、弓剛源爲朝一、勝利は夜攻めにある。保元の亂の時でありました。後白河天皇の味方には、源義朝、平清盛、並びにその子重盛が馳せ参じ、爲朝は父爲義並に藤原頼長と共に、新院と稱し奉る。崇徳上皇を白河殿に供し奉りました。父爲義と其子爲朝が一方に参じ、長兄義朝と對立することになりました。時に参謀會議を開いて、戰略を練りました、爲朝は進んで言ひました。

「臣は戦ふこと既に大戦二千、小戦二百、以て九國を平定した。小を以て衆を撃つ毎に、夜襲戦を利としたのである。臣願はくば、今夜の中に高松殿を襲ひ其の三方を焼いて、之を一面に要撃したいと思ふ。敵の中よく戦ふ者は獨り兄義朝があるばかりである。併し臣が一矢で之を斃して了ふ。清盛らの輩に至つては、臣が鎧袖一たび解るれば、皆自ら倒るゝばかりである。その易々たること掌を反すも同じである」

すると、頼長はそれに反對した。

「貴下年少、餘りに恃み過ぎる、その言ふ所は、皆野武士の私闘である。どうして之を帝國の戦に用ふることが出来よう。兩帝が國を争ふ。當に堂々の戦陣を敷かなければならない。南都の僧兵



も、すでに召集されてあるのだから、陣を張つて戦ふも決しておそくはないのである」  
爲朝は之を聞いて、慨歎したのであります。

「あゝ長袖者流がどうして、兵流など知らう、兄は必ず予が爲さんと欲する所を行ふだらう」と  
だが仕方がありませんでした。彼はわづか二十八騎を率ゐて、白河殿の西門を護りました。餘の  
兵は盡く父に随ひ、百騎を以て、南正の門、平忠政等の諸將は數百騎を以て諸門を守備する事にな  
りました。時に爲朝は未だ十八歳の弱冠でありましたが、その軀幹、丈七尺ばかりもあつて、父爲  
義から與へられた、鎧兜は役に立ちませんでした。そこで身につけた彼の姿は、絹地に色糸をもつ  
て、獅子丸を縫つた直垂に、八龍といふ鎧に似せて白い唐綾をした。大荒目の鎧に、同じ獅子金物  
を打つた兜を冠り三尺五寸の太刀に、熊皮の尻鞆入をつけ、五人張り七尺五寸の大弓を持ち三十六  
本差した。黒羽の矢を背負ひ堂々たる威容でありました。とかくする中に夜も更けました。そこへ  
慌しく一人の牒者が還つて来て、

「御報告申上ます。只今敵方は兵三千を以て、夜襲に攻め寄せて來ました」と報告しました。

「もとより當然のことだ」と爲朝は微笑苦笑しました。すると頼長は爲朝の偉さを始めて知り、に  
はかに拜して辭を低くしました。そして藏人といふ。高級の軍職につくことを頼みましたが、拒絶

しました。「拙者がどうして藏人になる要があらう。予は鎮西八郎爲朝で結構である」  
といつて、呵々と大笑したのであります。一矢三騎を斃す。

愈々戦が始まると、爲朝の兄弟たちは先を争つて兄義朝と戦はうとしました。爲朝は之を制して  
「戦に臨んで、何ぞ兄弟を論じよう、だが自分は先に不遜を以て罪を得たのだから、先んずること  
を控へよう。唯しかし、敵が強くて、くみし難いときは自分に命ずるがいゝ」

と言つて、他の兄弟達を激励しました。即ち、頼賢・頼仲等先づ、義朝を迎へ撃つたが敗れて退  
きました。義朝は之に従つて攻め寄せて來ました。

平清盛も西門に押寄せて來ました。其の將伊藤景綱は、その子伊藤五、伊藤六の二騎を先頭に進  
んで來ました。時に爲朝、五人張七尺五寸の大弓を絞つて一矢を放ちました。矢は弦を離れて五の  
胸を射貫き、六の袖を徹しました。之を見た清盛は、大に驚いて逃げ出しました。がたゞ獨り其中  
の一騎山田伊行といふ者が、敢然として胸を返して戦ひまするや、爲朝又一矢を放つて斃しました  
すると其馬が驚いて、義朝の陣に逃走していつたが、その鞍に穿たれた矢の傷痕を見ますと巨鑿おほりみで  
穿つた跡のやうでありました。即ち一武將が之を獻じて、

「これは八郎氏の矢の跡でござります」といひますと、義朝はそれを見て、



「彼はまだ若い、此のやうな腕はない筈である。詐つて敵軍を怖れしめやうとするのであらう。貴下之を試されよ」と命じました。そこで政家は自ら進んで呼んで來ました。すると爲朝は政家の妻を見て、

「やゝ貴下は我が方の家來ではないか」と云ひますと、彼は答へて

「昔は主君、今は兇徒である」と叫びますや、ひゆつと矢を放ちました。矢は爲朝の兜に當りました。俄然爲朝は大に怒りをなしました。その二十八騎と共にさつと門を開いて突進して來ました。其時爲朝が二百騎の兵を率ゐて馳せつけて來ました。

「兄上一つ我が矢を參らするぞ」と、爲朝はぎゆつと弓を引き絞りました。

「待て八郎」と義朝は言ひました。

「予は宣旨を奉じて參つたのぢや、お前は何故早く降伏をしないで、而もその兄に弓を引くのか」「はゝゝゝ、それが理窟なら此方にも理窟がある。此方は院宣を受けて戦ふのだ。しかも其兄に弓をひくのと、其父に刃を向けるのと、何れか正しい事と思ふか」道理には義朝はかなはなかつたので顔を赤くして、こそ〜と逃げ出さうとしました。

「待たれい！兄上、道理で負けた以上は、矢を一本參らさねばならぬぞ」と叫ぶや否や、紫電一閃

矢先は雷の如く空を走つた。間一髪、義朝の家來數人は主君を蔽ふたかと思ふと、數騎の武士が折重なつて倒れました。爲朝の一矢よく、三人を斃したのであります。

「あつ」と愕然とした義朝は、早くも一鞭を加へて己れの陣中に逃走しました。

配所の反抗 大島に流された爲朝は温順しくはしてゐなかつたのであります。

彼は間もなく島の大將となり、伊豆五島を征服して自ら其領主となりました。そして着々武備を整へて都に都攻めの再舉を謀つてゐたのであります。

「爲朝は、島で澤山な舟を作りました。又何事かやり出すと見へます」さういう注進が都へ届きました。

「矢張り彼奴は生かしておけない」都では直に伊豆介工藤茂光をして大島を攻めさせました。そして五百の軍勢を乗せた數隻の大船は、大島さして進みました。永萬元年三月であります。爲朝は海岸に出て、呑氣さうに釣をしてゐました。そしてふと沖の方を見ると、何か見慣れない船影が浮んでゐます。不審に思つて見てゐると大島近く迫つて來ました。

「爲朝殿、軍船です。都の兵と見えます。攻めに來たのでしよう」と家來がいひました。

「はゝ左様か、さては小憎らしき奴、一つ苛めてやるか」とある巖壁の一角に立つて、爲朝は十人



張りの強弓をゆうくと力一杯に引絞り、大矢は離れると見ると、軍船の一艘は見る／＼<sup>へまき</sup>船を空に向けて、ぶる／＼と沈み出しました。わつーと海上遙かに悲鳴の叫が捲き起りました。「あつは…」爲朝は腹をかゝへて笑ひました。

四、義經の弓流し 屋島の合戦に、平家の軍勢は何れも船に乗り、源氏の方は、大將義經を始め馬に乗つて戦ひました。この時平家方二百餘人、源氏の方は八十餘騎で戦ひました。

義經馬を海中に乗入れて、烈しく戦ふ折しも、いかなるはずみにか、脇に挟んでゐた弓が海中に落ちたのであります。義經は馬上にうつぶし、鞭の先にて流れ行く弓をかきよせて取らんとしますれば、船は船中より熊手を以て、義經の兜に打かけ、打かけ引倒さんとししました。源氏の兵ども

「其の弓捨て給へ、捨て給へ」と口々に言ひました。されど義經は、太刀にて熊手を妨ぎ／＼遂に弓を拾ひ上げて陸に上りました。家來の者が、

「たとへ金銀にて作りたる弓なりとも、御命には代へがたし」と申しますれば、義經は笑つて

「弓を惜しみたるにあらず、叔父爲朝の弓のやうならば、わざと落しても與ふべし。弱き弓を取られて「これが義經の弓なり」とあざけらるゝは、源氏一門の恥ならずや」と言ひました。源氏の兵ども、これを聞きまして「まことの大將かな」と皆感じ合ひました。

義經はどちらかといひますと、優男であつたやうに想像されます。體格も小兵であつたやうであります。小兵のもつ弓なら軽かるう、この軽い弓を筋にとられては恥辱であります。義經はたしかに天才的な名將であつたやうであります。僅に二十六歳の青年司令官に、かくの如き心事が潜んでゐたかと驚かれるのであります。家來のものはたゞの物質觀によつて弓を見たが、義經は其弓の中に、源氏一門の傳統の血液を感じ、名譽と自負とを把握してゐる。まことの大將かなと感じ合つたのも尤もであります。

五、那須與一扇の的 一、玉蟲の前 壽永三年春、源義經は平家の根據地たる屋島を襲撃し、之に火を放ちましたので、宗盛等は大に恐れ、安徳天皇を奉じて海に遁れました。

恰度二月二十日、夕陽が海に沈まうとする頃、飾り立てました平家の船一艘、沖より渚に向つて漕ぎ寄せて來ました。見れば軍兵なく、柳の五重に、<sup>かさね</sup>紅の袴を付けて、<sup>くぬぎ</sup>袖笠をかぶつてゐる女が<sup>へまき</sup>ありました。竿に紅の扇に日の丸を描いたのを、竿の上にはさみ、船の舳頭に立て、これを射よと言つて源氏の方をさして招いてゐます。この女といひますのは、清盛の娘で、建禮門院の立吊の時、千人の中から選び出されました。玉蟲の前といふ雑司であります。年十九、類稀れた美女でありました。何故こうした扇を射させようかとするのでせう。この扇は、高倉天皇が嚴島に御幸あら



せられた時、明神に奉られた三千本の一つでありましたが、平家が都落ちて、殿島に詣でた節、神主の佐伯景廣がこれを取り出して申しますのは

「この扇、高倉天皇の御寄進にかゝる明神の寶物なり、日は故 天皇の御情に、帝業のお守たるべし、されば、この扇を持たせ給はゞ、節の矢も却つて其の身に當り給ふべし」といつて贈りましたので、今これを源氏に射させて見て、射はづしたら平家が勝つ、當れば源氏が勝つといふことを占はうとしたのであります。

さて誰が之を射ることになるであらうと、將卒片唾を飲んでゐますと、義経は畠山重忠を召して「重忠、あれを射よ」と命じました。

「君の仰せ、重忠面目この上もなし、さりながらこれは由々しき晴業なり、重忠打物取つては鬼神も恐れねど、弓矢は得手にあらず、もし射損じなば、私の耻はさて置き源氏一族の名折れとなるべし、誰かその名手を選び給へ」と辭退しました。

「然らば誰がよきや」

「那須十郎兄弟こそ、斯様の小物は巧みに仕るべし、彼等を召させ給へ」

「さらば」と言ふので十郎が召出されました。

「仰せ被る上は仔細申すべくもあらねど、去ぬる日一ノ谷にて、岩石を落せし時手を痛め、未だ手頓ひいたし、狙ひ定まらねば、弟與一に仰付けられたし、與一小兵なれど、懸鳥的など外るゝは稀なり、必ず射落さん」といふので、いよく與一が召出されることになりました。

一、與一扇を射る 與一その日の装束は、紺村濃の直垂に、緋絨の鎧をつけ、滋藤の弓に、赤銅作りの太刀を帶き、宿禰白の馬の太く逞しいのに、洲崎に千鳥の飛散つた、貝鞍を置いたのに乗つてゐましたが、つと進み出で義経の前に長りました。伊勢義盛、

「日暮れては由々しき味方の大事なり、早速引き上げよ」とせき立てます。

與一「まことに」と思つて、冑をば脱いで童に持たせ、揉烏帽を立て、薄紅梅の鉢巻をし、波打際に向つて行きました。彼その時十七歳、色白く小髭が生えてゐましたが、弓の取りやうといひ馬の乗りやうと言ひ、如何にも優なる男に見えました。左手の沖を見ると、主上を始め奉り、國母建禮門院、北の政所、その他女房達、右手の沖には平宗盛を始め、清宗・教盛・知盛・資經・教經等皆冑を帶して數百艘の兵船を並べて見てゐます。後を顧みると義経以下、畠山重忠、土肥實平、平山季重、三浦義澄、和田義盛、佐々木高綱、伊勢義盛等、轡を並べて控へてゐます。實に百代の晴の業であります。中らばよし、中らねば源氏の大耻であります。生きて面を會はすることも出来



ません。與一は遠淺の海に馬を乗入れましたが、はやり切つた駿馬は、寄る小波に物怖ぢして、足も止めず狂ふてゐます。扇の方を見ますれば、折々西風が吹いて来て、舟は前後に動揺し、扇は竿の先でくるくると廻つてゐて、何處を射てよいか判りません。與一はよくく運の拙ないことを悲しく思つて、眼を塞ぎ心を鎮めて一心に祈念しました。

「歸命頂禮、八幡大菩薩、日本國中大小の神祇、別しては下野國日光宇都宮、氏神那須大明神、弓矢の冥加あるならば、扇を座席に定め給へ」そして目を開きますと、うれしや、扇は座に靜まつてゐます。

「あなうれし、神明も擁護し給ふか」と、心勇んで、鎗矢を番へて、うんと引き絞りました。扇の紙には日の丸を表はしてあるから恐れがある。要を狙つて兵と放つと、要だけ残つて扇は空に舞ひ上り、暫しひらくとひらめいて、颯と海に落ちました。

平家もこの妙技に感嘆して、絃を叩き、源氏も鞍の前輪、簾を叩いて賞め讃えました。

玉蟲、紅の扇の水に漂ふのを見て

時ならぬ花や紅葉を見つるかな 芳野初瀬の麓ならねど。

一、與一の面目 平家の侍に、伊賀家員といふものがありました。あまりの見事さに、感に堪え

かねて、舟の上に踊り出て一さし舞ひました。

源氏方これを見て、射るべきかどうかと評定し合ひました。

「あれ程に感心してゐるものを、どうして情なく射られるか、扇でさへも射ることが出来たのだ、まして人をだ、これを外すことは、平家でも思ふまい、殺生無用」

「いや扇を射た人が射ることが出来ない時は、狐矢であらうと言はれても仕方がない、早く射よ」かうして與一は、遂に射ることに極つたので、引返して今度は征矢を引出し、これを射ました。

家員は頸を買かれて、眞逆様に海に落ちました。かくて二度までも弓の手並をあらはしたので、義経は大に感嘆し、白毛の馬に鞍を置いて與一に與へました。

與一は弓矢を取る身の面目を屋島の浦に極めたのであります。

與一が扇を射た後、平家の軍は、またもや陸に攻めよせて來ました。その中に悪七兵衛景清といふ剛の者が居りました。彼は自ら名乗り出て鬨を挑みました。美尾屋十郎といふのが之と組合ひました。景清は十郎の兜の鍛を掴むと、鍛は切れました。景清も力が強いが、十郎の頭の力も強い、これには流石の源氏のものも、最早出會はなかつたのであります。續いて平家の巨勢六郎といふ六十人力の男が、今日の功名を立てた。那須與一なりとも射殺さんとなりましたが見當らず、さらば一



層のこと大物を仕留めんものと、屋島の浦を舟で漕ぎ廻りあなたと物色してゐました。すると伊勢三郎義盛の郎黨に大胡小橋太といふのがありました。これは駿河の田子浦に生れ立ち、富士川で水を習つたゞけあつて、水底に一日位潜るのは平氣な男であります。見ると戦もしないで、漕ぎ廻つてゐる、小橋太の様子は、必ず大將軍を狙ふものと忽ち海に潜つて待つてゐました。それとも知らず六郎は、周囲のものに下知しつゝ見廻つてゐるところを、水中から手を伸して引摺り込みその首を引掻いだといふ話もあります。與一の扇の的は源平の戦の最後を飾る絢爛な場であつたのであります。

#### 第四章 濟寧館武道大會

濟寧館は宮城内にあるものにして、宮内省皇官警察部主催のもとに、近年こゝに於て武道の盛大なる會が演ぜらるゝのであります。皇室に於ての御獎勵の賜として誠に有難き極みであります。

皇紀二千六百一年の濟寧館の武道大會は五月十六日より三日間行はれ、全國から選ばれました、弓、劍、柔道の選士をあつめ盛大に舉行されました。第一日十六日は午前八時開會式の後、弓道の演武に移り、古式による、健範士の矢渡式につき、酒井三輪兩範士の射禮が行はれ、午後からは帝

都國民學校の豆戰士六名による競射により少國民の武技を示し、次いで教士・並びに練士指定優勝仕合は各二十名により演武が行はれ、各六名選出競射により優勝が決定され、練士の部では、大藏省の清水練士、教士の部では、皇官警察鈴木教士と東京林部教士との間に熱戦が續けられ、遂に鈴木教士の優勝する所となつた。

成績

練士之部

六中 清水(大藏省)

二中 三浦(東京)

五中 福原(神奈川)

無中 鈴木(東京)

三中 石橋(東京)

無中 北川(東京)

教士之部

五中 鈴木(皇警)

無中 平松(岡山)

四中 林部(東京)

無中 渡邊(靜岡)

一中 宮田(愛知)

無中 高木(埼玉)



## 第八編 愛誦皇國の道

(武道を攻究するものゝ常に愛誦すべき資料)

### 第一章 國難日本に拜する明治天皇御製

弓矢もて神のおさめし國人は ことなき世にも心ゆるふな  
はなとりの上も思はでよろづ民 くに心をつくす春かな  
しぐれして寒き朝かな軍人 すすむ山路は雪やふるらむ  
仇波のしづまりはて四方のうみ のどかにならむ世をいのるかな  
あらはさむときはきにけりますらをが ときし劍の清き光を  
荒波をけたてはしるいくさぶね いかなる仇かくだかざるべき  
たかひの道にはたぬ國民も ちよに心をくたくころかな  
ほどく心に心をつくす國民の ちからぞやがてわが力なる



ものまなぶ窓をはなれていまよりは 國のつとめにたゝむとすらむ  
 思ふことつらぬかむ世はいつならむ 射る矢のごとくすぐる月日に  
 さはがしき風につけても外國に いでゝ世渡る民をこそおもへ  
 富士のねに匂ふ朝日もかすむまで 年たつ空ののどかなるかな  
 くもりなき朝日はたにあまてらす 神のみいつをあふげ國民  
 おのづから仇のこゝろも靡くまで 誠の道をふめや國民  
 こゝろさす方こそがはれ國を思ふ 民の誠はひとつなるらむ

第二章 國 風

一、君が爲め世の爲め何か惜しからむ すべて甲斐ある命なりせば  
 一、山はさけ海はあせなん世なりとも 君に二心われあらめやも

宗 良 親 王  
 源 實 朝  
 紀 貫 之

一、世の中に思ひはあれど子を戀ふる 思ひに勝る思ひなきかな  
 一、ほろくと鳴く山鳥の聲きけば 父かと思ふ 母かと思ふ  
 一、親思ふ心に勝る親心 今日のおとづれ何ときくらん  
 一、君が代を思ふ心の一筋に わが身ありとも思はざりけり  
 一、我をわれと知しめすかやすめらぎの 玉の御聲のかゝるうれしさ  
 一、たちならふ山こそなけれ秋津洲 わが日の本の富士の高嶺に  
 一、弓矢取る身にはあらねど一寸ちに 立ちし心の末はかはらじ

行 基 菩 薩  
 吉 田 松 陰  
 梅 田 雲 漢  
 高山彦九郎正之  
 徳 川 光 圀  
 僧 月 照  
 平 野 國 臣



一、たま〜くに人と生れて徒らに 草木と共に朽さ果てぬべき

吉田松陰

一、身はたとひ武藏野の野邊に朽ちぬとも とゞめおかまし大和魂

伴高蹊

一、末つひに海となるべき山水も しばし木の葉の下くゞるなり

西行法師

一、何事のおはしますかは知らねども かたじけなさに涙こぼるゝ

僧道哲

一、山川のせゝに流るゝとちがらも 身を捨てゝこそ浮む瀬もあれ

熊澤蕃山

一、うき事のなほ此上につもれかし 限りある身の力ためさん

### 第三章 格言

一、武士に二言なし

荒木又右衛門

一、義を見てせざるは勇なき也

論語 大高源吾

一、何のその岩をもとぼす柔の弓

論語 大高源吾

一、智者は惑はず仁者は憂へず勇者は怖れず

論語 徳川家康

一、勝て兜の緒をしめよ

徳川家康

一、急いでは事を仕損ずる

我孫子

一、大名の過去は野に伏し山に伏し

拾遺

一、元日や一系の天子富士の山

鳴雪

一、あたるまで狙へ、碎けるまで打て

英彦

一、孝を以て君に事ふれば則ち忠

孝經

一、富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず、威武も屈すること能はずこれ之を大丈夫と

いよ

孟子

### 第四章 標語

一、強く正しくにこやかに